
世田谷版地域包括ケアシステム 10 年の振り返り

中間まとめ (案)

令和 8 年 7 月 2 4 日
地域行政部地域行政課
保健福祉政策部保健福祉政策課

章	節	項
はじめに	1 振り返りにあたって	1 振り返りの趣旨 2 振り返りの体制
第1章 地域包括ケアシステム の概要	1 沿革	1 国と世田谷区の地域包括ケアの沿革
	2 地域包括ケアシステム	1 国制度における地域包括ケアシステムの概要
	3 世田谷版地域包括ケアシステム	1 区の目指す地域包括ケアシステム 2 世田谷版地域包括ケアシステムのイメージ 3 世田谷版地域包括ケアシステムの主な特徴 4 地域包括ケアの地区展開
第2章 世田谷版地域包括ケア システムの推進の 取組み	1 地域包括ケア推進の取組み	1 地区にある資源 2 取り組みを通じた地域包括ケア(世田谷版地域包括ケアシステムの強化) 3 取り組みを通じた地域包括ケア(世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備)
	2 9つの要素	1 これまでの取り組み、課題と方向性 2 No,1 医療 3 No,2 福祉サービス 4 No,3 住まい 5 No,4 予防・健康づくり 6 No,5 生活支援 7 No,6 就労 8 No,7 教育 9 No,8 社会参加 10 No,9 防犯・防災

章	節	項
第3章 地域包括ケアの 地区展開	1 地域包括ケアの地区展開（概要）	1 地域包括ケアの地区展開 2 砧地区モデル事業 3 5地区でのモデル事業
	2 福祉の相談窓口	1 福祉の相談窓口 2 相談件数の推移 3 福祉の相談窓口の認知度 4 一体整備の状況 5 バックアップ体制・伴走支援体制の強化 6 課題・今後の方向性
	3 参加と協働による地域づくり	1 四者連携会議 2 地域包括ケアの地区展開報告会 3 地区アセスメント 4 地域ケア会議 5 地区情報共有プラットフォームの導入・定着化への取組み 6 課題・今後の方向性
第4章 まとめ	1 世田谷版地域包括ケアシステムの強み	1 区の先進的な取り組み
	2 まとめ	1 これまでの成果 2 課題と方向性
おわりに		

はじめに

第1節 振り返りにあたって

1 振り返りの趣旨

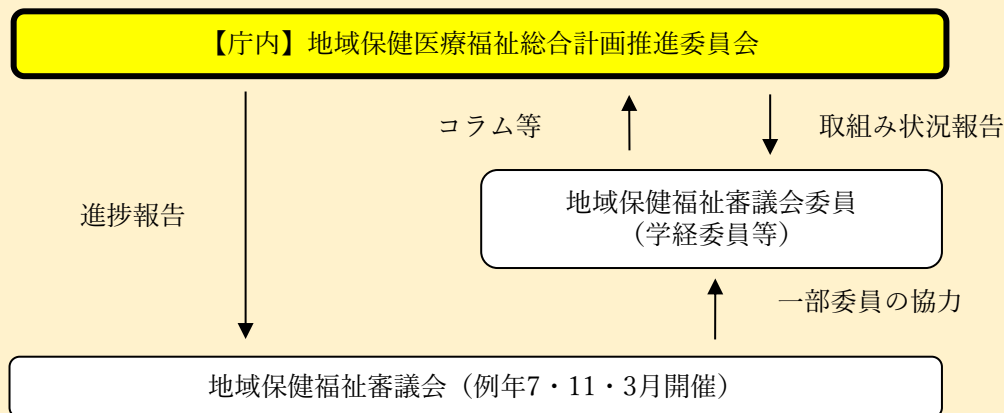
平成26年策定の地域保健医療福祉総合計画において「地域包括ケアシステムの推進」を打ち出し、高齢者のみならず、あらゆる人を対象とした世田谷区独自の地域包括ケアシステムの構築、推進を各分野横断的に進めてきた。（令和6年度からの計画で「世田谷版地域包括ケアシステム」と正式に呼ぶようになった）

世田谷版地域包括ケアシステムは令和7年度に10周年を迎えることとなり、これを機に改めてこれまでの取り組みを振り返り、分析を行うことで、その強みや課題を再認識し、65歳以上人口のピークを迎える2040年代に向けて「世田谷版地域包括ケアシステム」のさらなる発展を目指す。

世田谷版地域包括ケアシステムについて、広く区民へ周知するとともに、職員の一層の理解浸透を図ることで、さらなる区民サービスの向上を目指していく。

2 振り返りの体制

「地域保健医療福祉総合計画推進委員会」で報告書をまとめ、地域保健福祉審議会の学識経験者委員に取り組み状況を報告し、コラム等をいただく。地域保健福祉審議会には適宜進捗を報告する。



第1章

地域包括ケアシステムの概要

第 1 節 沿革

1 国と世田谷区の地域包括ケアの沿革

年	国の動き	詳細	世田谷区の動き	詳細
1989年 (平成元年)	高齢者保健福祉推進10か年戦略（通称「ゴールドプラン」）	急速な高齢化に対応するため、今後10年間で高齢者の在宅福祉サービス拡充・福祉施設整備・ホームヘルパー増員などを図る国家戦略	(一)	(一)
1991年 (平成3年)	(一)	(一)	地域行政制度の発足	本庁・総合支所・出張所の三層構造による区政運営体制を新設し、区民に身近な地域拠点で行政サービスを提供。現在の区政運営の基盤となる仕組みが整備された。
1997年 (平成9年)	(一)	(一)	保健福祉センター設置	保健所と福祉事務所を統合・再編し地域ごとに保健福祉センターを設置した。
2000年 (平成12年)	介護保険法制定	世界初の公的介護保険制度を創設する法律が成立（1997年12月）。2000年4月から介護保険制度が全国で施行され、高齢者介護サービスを社会保険制度として提供開始。	(一)	(一)
2005年 (平成17年)	介護保険法の改正	介護保険法の抜本改正を実施し、 <u>高齢者ケア政策に初めて「地域包括ケアシステム」の概念を導入</u> 。また障害者自立支援法が成立し、障害福祉サービス利用に応益負担を導入する新制度が2006年4月施行。	出張所改革	出張所の窓口事務を7カ所の出張所に集約し、その他の20カ所を主に地区まちづくりの支援を行うまちづくり出張所とした。
2006年 (平成18年)	介護保険法 改正法の全面施行	改正介護保険法が本格施行され、全国に地域包括支援センターが創設される。また、介護予防給付や地域密着型サービス（小規模多機能型など）が始まり、地域包括ケア推進の仕組みが各市町村に導入された。	あんしんすこやかセンター整備	在宅介護支援センターを改組し、地区ごとに地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）を整備した。
2008年 (平成20年)	厚生労働省「地域包括ケア研究会」発足	有識者による「地域包括ケア研究会」を設置し、地域包括ケアシステムの具体化に向けた国の検討を開始。	(一)	(一)
2009年 (平成21年)	(一)	(一)	まちづくりセンターへ名称変更	まちづくり出張所からまちづくりセンターへ名称変更。地域コミュニティの活性化に向けた地区まちづくりの拠点としての役割の充実に図る。

第1節

沿革

1

国と世田谷区の地域包括ケアの沿革

年	国の動き	詳細	世田谷区の動き	詳細
2010年 (平成22年)	(参考) 日本が「超高齢社会」に突入	総人口に占める65歳以上人口割合が21%を超え、国際的に初めて「超高齢社会」となる。地域包括ケア構築が喫緊の課題に。	出張所・まちづくりセンター・あんしんすこやかセンターの一体的整備計画	地域の拠点施設である出張所・まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）を同一施設内に整備する計画を策定。身近な地区で幅広い相談対応・迅速なサービス提供・地域活動支援を可能にする体制づくりを推進。
2011年 (平成23年)	障害者基本法改正	障害者の権利保障と共生社会の実現を目的に基本理念を拡充する改正を実施。障害の有無による隔たりのない共生社会の実現、障害者の権利尊重、合理的配慮の提供義務等が新たに明記された。	(一)	(一)
2012年 (平成24年)	介護保険法の一部改正／障害者総合支援法	改正介護保険法の施行：介護保険法第5条に地域包括ケアの推進が国・自治体の責務と明記され、地域包括ケア構築の法的基盤を整備。 障害者総合支援法成立：障害者自立支援法を廃止・名称変更し、難病患者を新たに支援対象に追加するなど、障害者支援制度を総合的に見直し。	(一)	(一)
2013年 (平成25年)	生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立支援法が成立。生活保護に至る前段階での自立支援を制度化し、全国の自治体で自立相談支援事業・住居確保給付金の実施など「第2のセーフティネット」を構築。 2013年6月には障害者差別解消法が成立し、行政機関・事業者に対し障害を理由とする差別の禁止と合理的配慮の提供を義務付け	(一)	(一)
2014年 (平成26年)	医療・介護総合確保推進法／子ども・子育て支援関連3法	医療介護総合確保推進法が成立：2025年に向けた地域の医療と介護の一体的提供体制を進めるため、都道府県に医療・介護連携の基金を創設する等の支援策を規定。 子ども・子育て支援法等の成立・新子育て支援制度の施行：認定こども園制度の拡充や小規模保育事業の創設など、幼児教育・保育・子育て支援を一体的に推進。	世田谷区基本計画（2014～2023年度） 地域保健医療福祉総合計画（2014～2023年度）策定 地域包括ケアの地区展開モデル事業開始（砧地区）	分野別政策「健康・福祉」に地域包括ケアシステムの構築をめざすことを記載。 地域保健医療福祉総合計画において、 <u>地域包括ケアシステムの構築・推進</u> を記載、重点化。医療・介護・予防・住まい・生活支援の5要素を充実させ、地区での総合相談窓口整備、地域ケア会議活用、継続的なケアマネジメント支援、地区ネットワーク構築、社会資源開発などを位置づける。 砧地区で地域包括ケアの「地区展開」モデル事業開始。地域に福祉の総合相談窓口を設置し、まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・社会福祉協議会による三者連携会議を試行。

第1節

沿革

1

国と世田谷区の地域包括ケアの沿革

年	国の動き	詳細	世田谷区の動き	詳細
2015年 (平成27年)	介護保険法改正／生活困窮者自立支援法改正	改正介護保険法が施行され、全国の市町村で「介護予防・日常生活支援総合事業」（総合事業）が開始。各自治体が地域の実情に応じた介護予防・生活支援サービスを提供する体制が整備された。 生活困窮者自立支援法の施行により、全国で自立相談支援事業や住居確保給付金等が開始され、生活困窮者に対する新たな自立支援制度が本格稼働した。	地域包括ケアの地区展開を5地区に拡大	地域包括ケアのモデル事業を5地区（砧・池尻・松沢・用賀・上北沢）に拡充し、各地区に福祉相談窓口の設置や地区ごとの関係機関ネットワーク構築を開始。
2016年 (平成28年)	ニッポン一億総活躍プラン（政府方針）／「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部	政府が「一億総活躍プラン」で「地域共生社会」の実現を政策目標に位置づけ。 厚労省内に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、住民主体の包括的相談支援体制の強化など <u>地域共生社会の具体化に向けた検討を開始。</u>	地域包括ケアの地区展開を全28地区に拡大／まちづくりセンター運営マニュアル改訂	地域包括ケアの取組を区内全28地区に拡大（平成28年度より既存の全地区で「地区展開」を実施。※令和元年には新設の二子玉川地区も開始）。また、まちづくりセンター運営マニュアルを改訂し、各地区で共通の課題アセスメント手法を導入・統一。
			組織改正	保健福祉部に地域包括ケア担当参事を設置。
2017年 (平成29年)	地域包括ケアシステム強化法	地域包括ケアシステム強化のための関係法改正（介護保険法・社会福祉法等の改正）を実施。地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保を二本柱として掲げた。社会福祉法改正により、市町村に包括的支援体制整備の努力義務規定が新設され、“断らない相談窓口”を含む <u>地域共生社会推進の制度枠組みが整備された。</u>	(一)	(一)
2018年 (平成30年)	地域支援事業の全国完全実施	2015年改正介護保険法により創設された介護予防・生活支援サービス（総合事業）が2018年4月までに全市町村で義務化され全国で地域支援事業が本格実施された。	新実施計画(後期)(2018～2021年度)	新実施計画事業の基本計画分野別政策に基づく取組みにおいて、健康・福祉分野の事業として「地域包括ケアシステムの深化・推進」とし、推進体制の強化に順次取り組むとした。
2019年 (平成29年)	(一)	(一)	組織改正	保健福祉センターに子ども家庭支援課、障害福祉部に障害保健福祉課を新設し推進体制を強化。

第1節 沿革

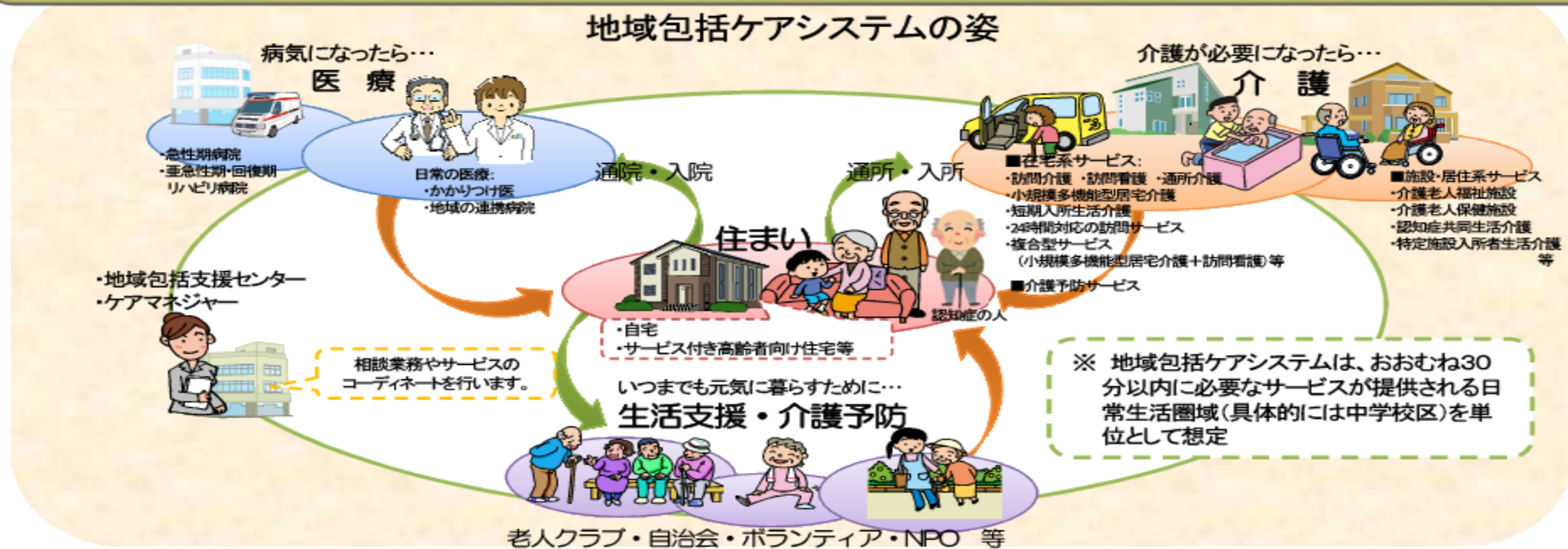
1 国と世田谷区の地域包括ケアの沿革

年	国の動き	詳細	世田谷区の動き	詳細
2020年 (令和2年)	社会福祉法等改正 (地域共生社会推進法)	社会福祉法改正により「重層的支援体制整備事業」を創設。市町村が属性や制度の垣根を超えた包括的な相談支援・参加支援・地域づくり支援を一体的に実施できる枠組みで、複合的課題（制度の狭間問題）を抱える世帯への支援体制を強化。令和3年度より全国346自治体で任意事業として開始。	世田谷区子ども計画（第2期）後期（2020～2023年度）	子育て分野と高齢者分野の連携強化を図り、まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・社会福祉協議会に児童館を加えた「四者連携」による地域包括ケアの地区展開を推進する方針を明記。地域の子育て支援拠点である児童館も含め、包括的な相談支援体制の構築を目指す。
2022年 (令和4年)	(一)	(一)	組織改正	調整・指導課及び副参事（計画担当）を保健福祉政策課及び保健医療福祉推進課に再編。
2022年 (令和5年)	こども家庭庁 発足 (2023年4月)	こども家庭庁を2023年4月に新設。子ども政策を一元化し、子ども家庭中心の包括的支援体制を主導。	地域行政推進条例 制定／地区拠点の一体整備完了・四者連携開始	世田谷区地域行政推進条例を制定し、第9条に地域包括ケアの地区展開（福祉相談窓口強化、児童館を含む四者連携による地域福祉推進等）を明記。同年、全地区でまちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・社協の一体的施設整備が完了し、地域包括ケアの地区展開に児童館が加わる「四者連携」が全地区で本格始動。
2024年 (令和6年)	児童福祉法 改正 (2024年施行)	児童福祉法等改正：市町村「こども家庭センター」（子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを再編）を整備し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもを対象にした総合相談支援の強化や子育て困難家庭への訪問支援事業などの新設。	(一)	(一)
2025年 (令和7年)	(一)	(一)	地域保健医療福祉総合計画（2024～2031年度）策定 地域行政推進計画（2024～2027年度）策定	第2期地域保健医療福祉総合計画（令和6年度～令和13年度）を策定。地域包括ケアの5要素に「就労」「教育」「社会参加」「防犯・防災」の4要素を加えた9つの要素へ拡充し、「制度の狭間」への対応として地域版・重層的支援体制整備事業等の新たな取組みを盛り込む。 世田谷区基本計画における基本方針のうちの「参加と協働を基盤とする」「地域・地区の特性を踏まえる」を理念とし、総合計画と関連の深い「地域福祉の推進」を地域行政の基盤のひとつとしている。
			組織改正	地域包括ケア担当参事を保健福祉政策部長に加え各総合支所保健福祉センター所長も兼務。

第2節 地域包括ケアシステム

1 国制度における地域包括ケアシステムの概要

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
 - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
 - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



第3節 世田谷版地域包括ケアシステム

1 区の目指す地域包括ケアシステム（平成26年当時）

(1) 地域包括ケアシステムの構築

- ①区が目指す地域包括ケアシステムは、団塊の世代が後期高齢者になる2025年を視野に入れ、身近な地区全体で支えあい、助け合う力を創出していきながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指す。
- ②包括的・継続的なケアマネジメントにより、公的サービスをはじめ、地域の人材や社会資源※1を活かした、総合的な支援ができる環境づくりを目指す。そのために、地域ケア会議において事例検討等による事業者等のケアマネジメントの力の向上を図るとともに、地域の課題を把握・検討し、政策形成に結びつける仕組みづくりを進める。

※1）社会資源とは建物、施設、公的サービス、地域住民（団体、事業者、NPO等）の主体的な活動やネットワーク等を指す。

(2) 地域包括ケアシステムの対象

- ①区は「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を目指し、公的サービスの充実とともに、支えあい活動等の区民や地域の活動団体等と協働した多様な取り組みを進めてきた。平成26年3月策定の世田谷区地域保健医療福祉総合計画において、地域包括ケアシステムの対象を高齢者だけではなく、障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など対象を広く捉えて推進する。
- ②地域包括ケアシステムは、支援を必要とする人だけのものではない。高齢者や障害者は、サービスの受け手として捉えるだけでなく、自らが主体的に参加し、生きがいを持って、その力を活かせるような地域社会の環境づくりを進める。また、元気な高齢者をはじめ、学生や働いている人、主婦、シニア世代など幅広い区民参加のもとで地域包括ケアシステムを推進する。

第3節 世田谷版地域包括ケアシステム

1 区の目指す地域包括ケアシステム（平成26年当時）

(3) 多様なサービスや基盤の創出

- ①国は、地域包括ケアシステムにおいて、要介護高齢者の地域生活を支える要素として、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」の5つを挙げた。誰もが安心して地域で暮らし続けるためには、こうした多様なサービスや基盤が必要であり、公的サービスとともに、区民や地域の活動団体等との連携・協働による新たなサービスや基盤を創出する。
- ②公的サービスの基盤整備については、世田谷区地域保健医療福祉総合計画を受けて策定した、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、ノーマライゼーションプラン、第4期障害福祉計画、子ども計画（第2期）等により、計画的に推進する。また、医療連携の取組みをさらに推進し、身近な地区において、医療と介護・福祉サービス等が一体的に提供できる仕組みづくりを進める。

(4) 相談支援の充実と区民等の参加促進

- ①支援の必要な人を早期に発見して支援につなげていくとともに、介護、障害、経済的な課題等の複合化した問題を抱える人に対して、縦割りでなく、総合的な支援ができる仕組みづくりを進める。
- ②地域の課題を地域の力で解決できるよう、相談支援の中から地域の課題を把握し、区民や地域の活動団体、事業者、NPO等との連携・協働やマッチングによる、新たなサービス等の創出を進める。

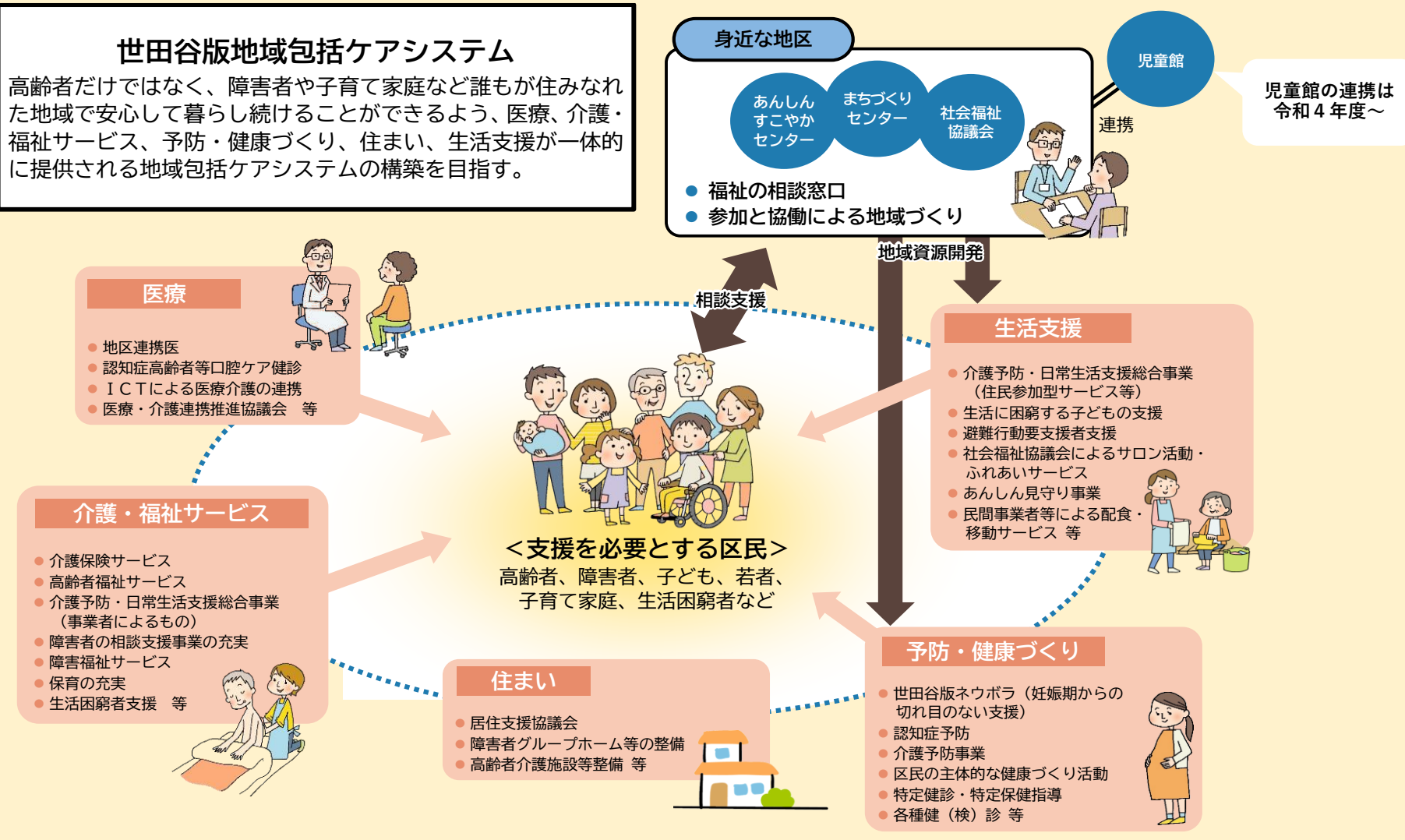
第3節 世田谷版地域包括ケアシステム

2 世田谷版地域包括ケアシステムのイメージ

平成26年度
～令和5年度

世田谷版地域包括ケアシステム

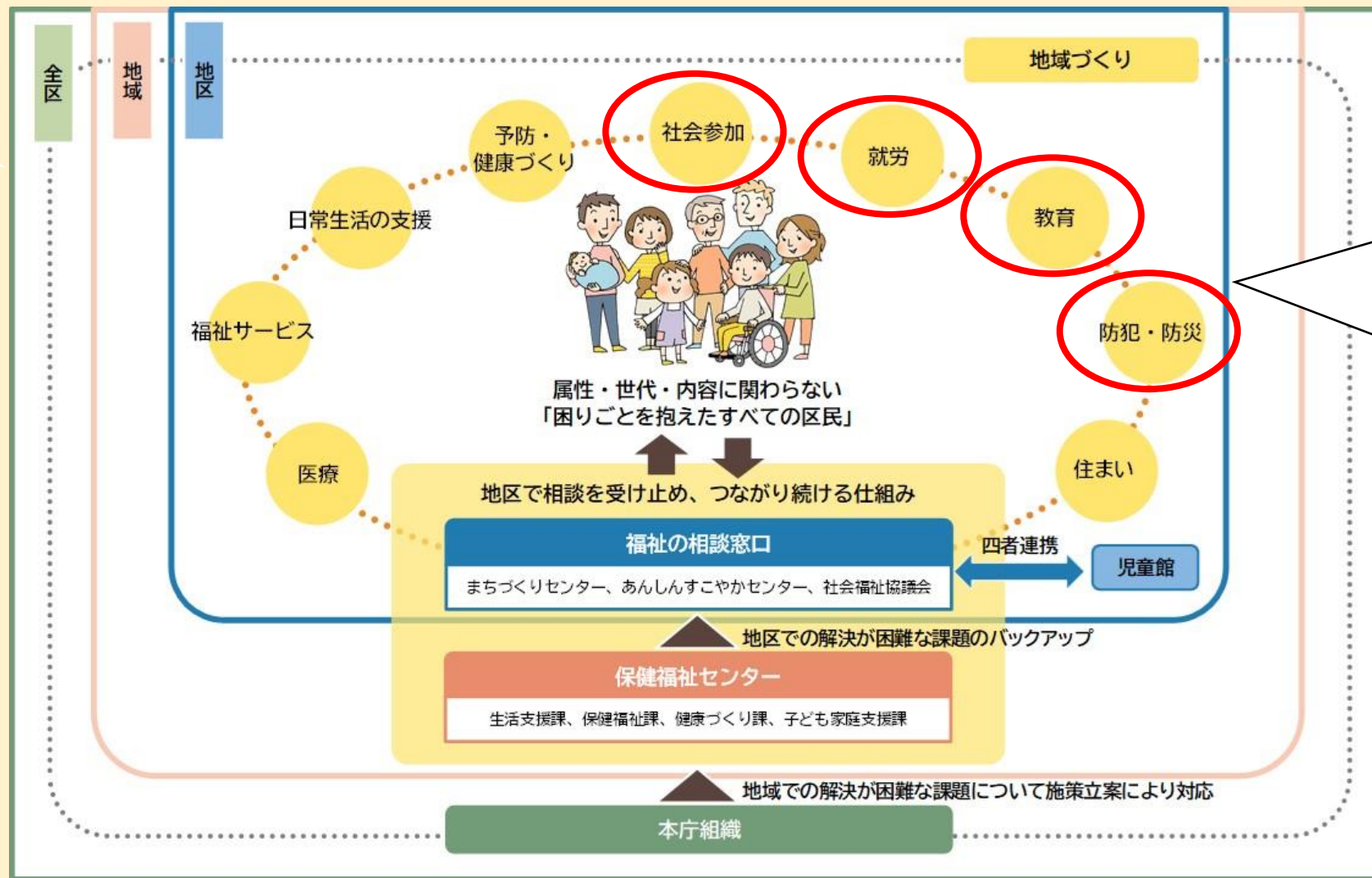
高齢者だけではなく、障害者や子育て家庭など誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護・福祉サービス、予防・健康づくり、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指す。



第3節 世田谷版地域包括ケアシステム

2 世田谷版地域包括ケアシステムのイメージ

令和6年度～



区民のライフステージに大きく関わる「就労」と「教育」、区民が安心して住み続けていくために必要不可欠である「防犯・防災」、そして区民一人ひとりが自身のライフステージやライフスタイル、地域や福祉の関心に応じて具体的な活動に参加・参画する「社会参加」という要素を新たに加え、世田谷版地域包括ケアシステムを強化。

第3節 世田谷版地域包括ケアシステム

3 世田谷版地域包括ケアシステムの主な特徴

	平成26年度(2014)～	令和6年度(2024)～
対象者	高齢者のみならず、属性・世代・内容に関わらない 困りごとを抱えたすべての区民 を対象としている	
要素	「医療」「福祉サービス」「予防・健康づくり」「住まい」「日常の生活支援」 の5つの要素	これまでの5要素に、 「社会参加」「就労」「教育」「防犯・防災」 4つの新たな要素を加えた 9つの要素
取組み	「地域包括ケアの地区展開※」 (福祉の相談窓口、参加と協働による地域づくり 等) ※平成28年度より全地区展開	

第3節 世田谷版地域包括ケアシステム

4 地域包括ケアの地区展開

地域包括ケアの地区展開

地域包括ケアシステムの推進にあたり、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）、社会福祉協議会、児童館の四者が連携し、身近な地区における福祉の相談支援の強化や地域の人材、社会資源の開発等に取り組む。

- 平成26年10月 1地区
- 平成27年7月 5地区
- 平成28年7月 27地区(全区)
- 令和元年7月 28地区(全区)
- 令和4年1月 全地区一体整備完了
- 令和4年5月 児童館を加えた四者連携開始

四者がそれぞれ持つ地域づくりのノウハウや地域資源等を共有し、連携することによる地域づくりの力の向上

《身近な地区における相談支援の充実、地区の課題を地区で解決する仕組み》
町会・自治会をはじめとする
地域活動団体、NPO、事業者、区民等

支援

支援を必要とする区民

高齢者、障害者、若者、子育て家庭など

相談

支援

- 住民主体型サービスの普及啓発の推進
- 協議体（全区・地区）の運営
- 区民等へのPR
- 地区の課題解決に向けた取組み支援
- 職員研修の実施

児童館

- 子育て家庭への支援
- 遊びを通じた子どもの育成
- 地域の子育て環境づくり 等

四者連携による地域包括ケアの地区展開

- 四者連携による課題等への対応
- 児童館との連携による社会資源開発
- 児童館との連携による相談・見守りの強化

まちづくりセンター

- まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、児童館の四者連携の調整
- 身近な相談支援機能の充実
- 区民や地域活動団体等との調整
- 支所や本所との調整 等

あんしんすこやかセンター

- 高齢者に加え、障害者や子育て家庭等に相談対象を拡大
- 包括的・継続的なケアマネジメント
- 在宅療養相談支援の充実
- 地域ケア会議の実施
- 地区ネットワークの構築
- 戸別訪問等による高齢者の実態把握 等

社会福祉協議会

- 地区における課題やニーズの把握及び分析
- 生活支援コーディネーターの配置及び協議体の運営
- 地域人材の発掘や育成、社会資源の創出
- 地域活動や人材のコーディネート
- 地区高齢者見守りネットワーク 等

社会福祉協議会

日常生活支援事業の実施
NPO法人等と連携し、生活支援サービス等の創出、地域人材発掘。

総合支所

地区連携医事業等による支援

医療職・介護職のネットワークづくりや在宅医療の普及啓発、あんしんすこやかセンターの医療面のスキルアップ。

相談支援の強化

連携

- 相談支援の充実
- 地域の人材、社会資源の開発
- 地区アセスメントの作成等による地区の課題把握に向けた取組み 等

地域資源開発事業

バックアップ

バックアップ

バックアップ

バックアップ

第3節 世田谷版地域包括ケアシステム

4 地域包括ケアの地区展開

1. 福祉の相談窓口(身近な福祉相談の充実)

- ✓高齢者だけでなく、障害者、子育て家庭等に係る相談受付も実施。
- ✓あんしんすこやかセンターの必要な人員体制の強化を図り、専門職の常勤職員等の追加配置。

2. 参加と協働による地域づくり

- ✓まちづくりセンターに社協地区担当職員を配置し、地区内の関係団体等のネットワークづくりや地域資源開発等の事業展開を行う。
- ✓各地区には担当職員2名を配置しており、うち1名は生活支援コーディネーターの役割を担っている。担当職員は各地域社協事務所に所属し、ローテーションにより地区事務局と地域社協事務所の2拠点で活動している。

3. 四者の連携体制の構築と運営

- ✓まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者に児童館を加えた四者が連携して対応し、身近な相談をさらに充実させるとともに、四者連携会議を開催し、情報共有や地区の課題解決に向けた検討を行う。

第3節 世田谷版地域包括ケアシステム

4 地域包括ケアの地区展開

福祉の相談窓口

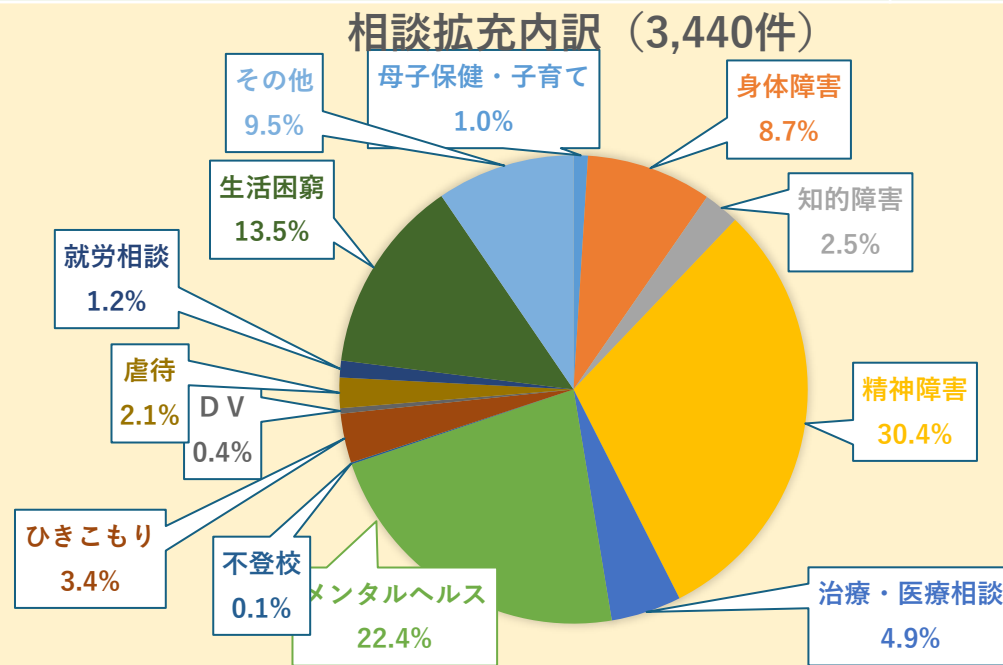
困りごとを抱えた区民が早期に相談支援につながるよう、福祉に関するあらゆる困りごとの相談を受ける窓口として、区内の全地区に「福祉の相談窓口」を設置している。

	主な役割
まちづくりセンター	➤ 区民の最も身近な行政機関として、様々な相談を受け、対応する。受け付けた相談内容等を整理し、適切な窓口へつなぐほか、つなぎ先と連携して対応する。
あんしんすこやかセンター	➤ 高齢者に加え、障害者、子育て家庭等に相談対象を拡大し、個人に関する支援だけでなく、家庭内の複合した問題にも対応する。 ➤ 課題整理を行い、情報提供や相談対応を行うほか、適切な担当組織や専門機関等へつなぎ、支援に結びつける。 ➤ 事例検討を積み重ね、地区における事業者のマネジメント力の向上を図る。
社会福祉協議会	➤ 複合的課題を抱える方からの相談やアウトリーチで把握した個別課題を地域課題と一体的に捉え、地区における課題解決につなげる。 ➤ サロン・ミニデイ等の地域交流の場への参加を希望する方に対し、事業の案内や情報提供を行うとともに、地域福祉活動に関する相談を受け、継続的に活動できるよう支援を行う。

第3節 世田谷版地域包括ケアシステム

4 地域包括ケアの地区展開
福祉の相談窓口 相談実績

相談先	平成28年度	令和6年度
まちづくりセンター 福祉の相談件数	2,152	3,354
あんしんすこやかセンター 相談件数	105,600	182,110
内、相談拡充(障害者、子育て家庭等の相談)	1,091	3,440
社会福祉協議会 相談件数	3,169	3,239



第3節 世田谷版地域包括ケアシステム

4 地域包括ケアの地区展開

参加と協働による地域づくり

参加と協働による地域づくりでは、「福祉の相談窓口」に寄せられた区民の困りごとや、地域ケア会議、地区アセスメントから地区の現状や課題を広く把握する。四者連携会議を踏まえて地区に必要な資源の分析をおこない、地区課題の解決に向けて取り組む。

	主な役割
まちづくりセンター	四者連携会議を開催し、地区の課題の把握や、解決に向けた方向性・手法等について話し合うとともに、四者の調整や取りまとめを行う。 地区の社会資源や人材等の情報を活用して地区のネットワークづくりの支援をおこなう。 地区住民や事業者に対して、地域包括ケアの情報提供や課題の共有化を行い、連携強化を図る。
あんしんすこやかセンター	地域ケア会議を開催し、個別ケースの検討・課題解決を図るとともに、相談事例の中から地区の課題を把握し、四者連携会議等に提起する。幅広く会議に参加し、ネットワークづくりや課題共有を行い、連携強化を図る。
社会福祉協議会	四者連携会議、地域ケア会議に参加するとともに、事業者、施設等への訪問調査を実施し、地区の活動団体や施設等の取組みを把握する。サロン等の新規開設や他団体との連携・支援・各種人材の活用等により社会資源開発を行う。 メールマガジンやホームページにより地区の情報発信をおこなう。
児童館	四者連携会議に参加し、子ども・子育て家庭の悩み、地区全体の見守り等から気づいた課題について提起する。地域子育て支援コーディネーターが開発した地域資源などの情報提供を行う。

第3節 世田谷版地域包括ケアシステム

4 地域包括ケアの地区展開

参加と協働による地域づくり

活動紹介



上馬まちなかクリーン作戦

「高齢になって家の前の落ち葉が掃けない」との声をきっかけに、地域住民の困りごと解決のために、地区の様々な団体が参加して各町会エリアを順番に巡りながら助け合いの輪を広げています。



地域カフェ

「高齢者や障害者も行きやすい身近なところに、誰でも気軽にお茶を飲んだりおしゃべりができて、相談もしやすい場所を作りたい」という地域の皆さんの熱意により、地区内の4か所で運営されています(現在はお休みしています)。



ボッチャ交流会

障害に対する理解を広く深めるため、小・中学生や障害のある方が参加するボッチャ交流会を開催する等、誰もが住みやすいまちづくりに取り組んでいます。

第3節 世田谷版地域包括ケアシステム

4 地域包括ケアの地区展開

参加と協働による地域づくり

地域包括ケアの地区展開報告会

各地区の「参加と協働による地域づくり」の取組みをさらに進めていくことを目的に、全地区合同の四者連携会議と位置づけた報告会を開催し、区民・担い手と区との認識及びノウハウの共有を図っています。

【令和6年度】令和7年1月30日 北沢タウンホール

	取組み内容
上町地区	みせるぜ！上町地区の底力！～希望が繋がる、人生が輝くまち～
松沢地区	子どもから高齢者まで、みんなが明るく暮らせる町 それが松沢！！ ～多世代で取り組もう～
用賀地区	多世代が交流し、誰もが安心して暮らし続けられる支え合い・助け合いのあるまちをめざした取り組み

第2章

世田谷版地域包括ケアシステムの推進の取組み

第1節 地域包括ケア推進の取組み

1 地区にある資源

平成28年→令和6年

※28地区の平均値を算出

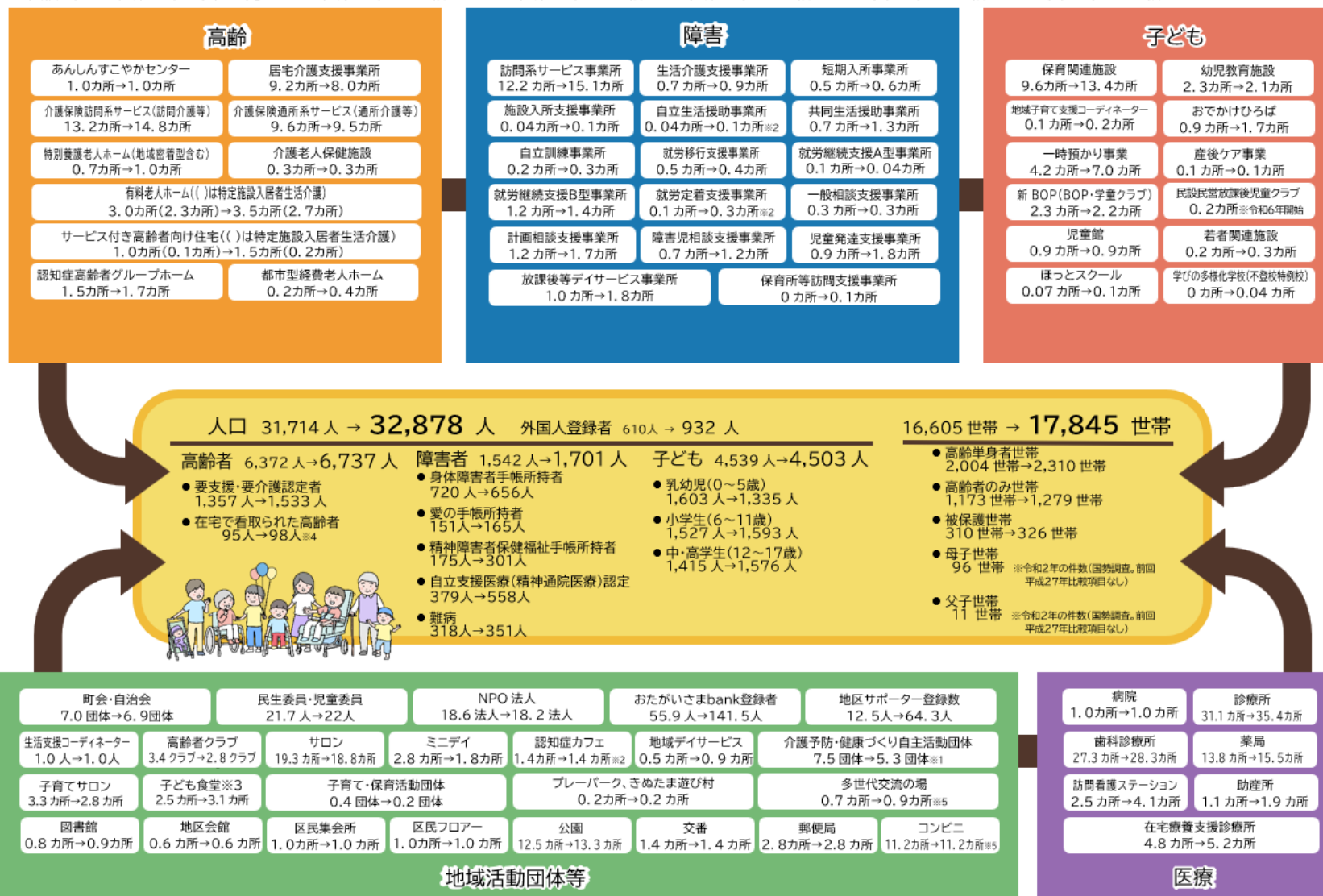
※実績の見方「平成28年→令和6年」 ※1 平成29年との比較

※2 平成30年との比較

※3 平成31年との比較

※4 令和4年との比較

※5 令和5年との比較

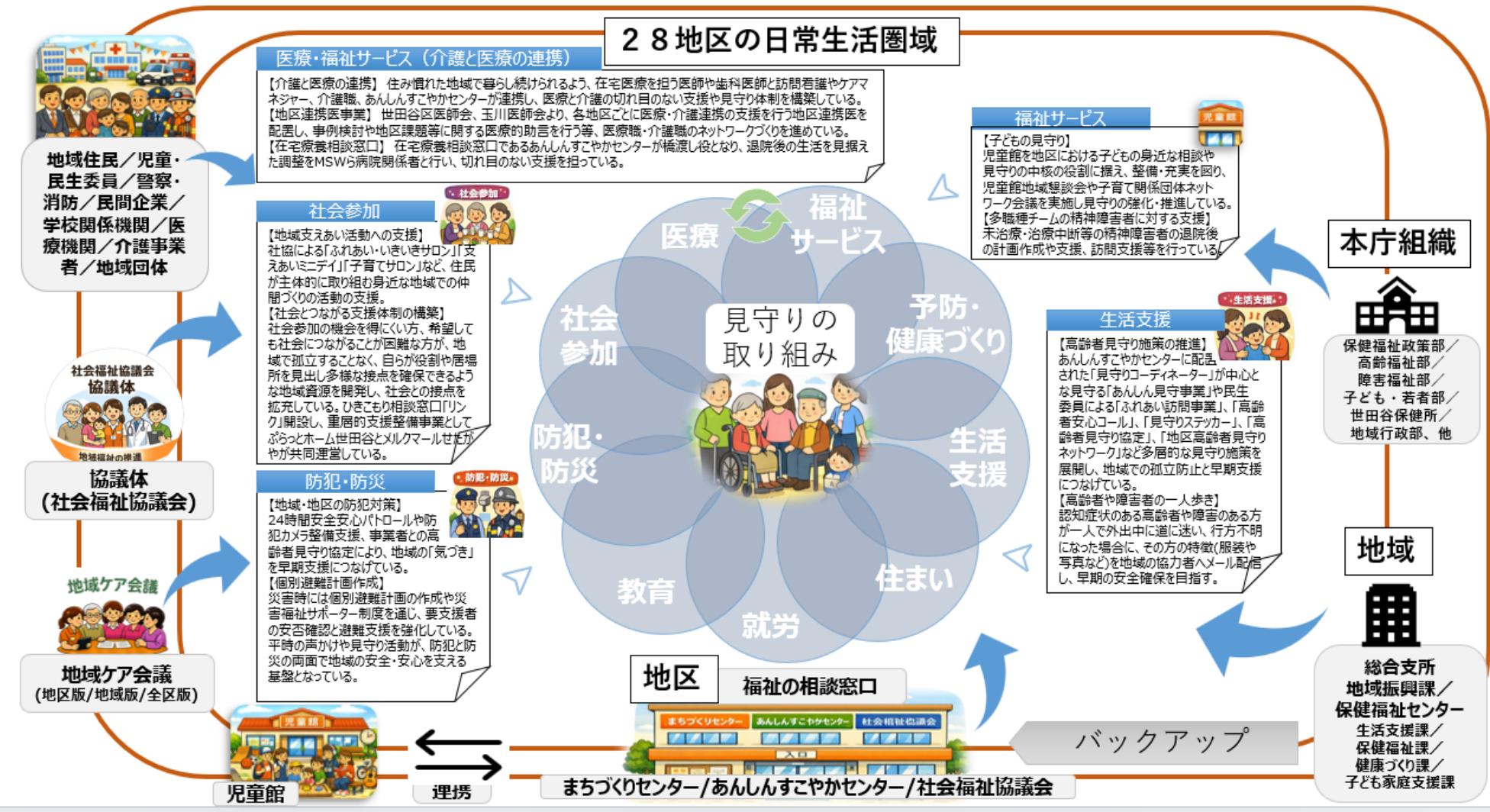


第1節 地域包括ケア推進の取組み

2 取組みを通じた地域包括ケア（世田谷版地域包括ケアシステムの強化）

(1) 見守り

「見守り」を通じた世田谷版地域包括ケアの取組み



第1節 地域包括ケア推進の取組み

2 取組みを通じた地域包括ケア（世田谷版地域包括ケアシステムの強化）

（2）在宅医療・介護連携推進事業（医療と介護の連携）

介護・医療連携推進協議会

【取組み内容】

取組み事例

作成中

第1節 地域包括ケア推進の取組み

2 取り組みを通じた地域包括ケア（世田谷版地域包括ケアシステムの強化）

（２）在宅医療・介護連携推進事業（医療と介護の連携）

作成中

世田谷区の在宅医療・介護連携推進のイメージ

将来の世田谷区のあるべき姿や施策の進め方について医療・介護関係者間で協議、共有しながら、それぞれの専門性を活かし、相互に連携して在宅医療・介護連携を推進していく

医療・介護連携推進協議会
医療や介護に携わる多職種が参加し、世田谷区の在宅医療・介護連携の現状を把握・共有した上で、
目指すべき理想像を描きつつ課題の抽出、具体的な対応策の検討を行う

〔在宅医療・介護連携推進の主な取組み〕

●地域の医療・福祉サービス資源の把握
・「せたがやケアサーチ(介護事業者・在宅医療資源情報検索システム)」の活用

●問題の抽出と対応策の検討

・死亡小票分析調査の実施
(在宅看取りの状況の把握)

●切れ目のない医療・介護

- ・各地区における医療職・介護職のネットワークづくり
- ・医療情報の収集・提供
- ・訪問看護の支援

●相談・支援

- ・在宅療養相談窓口スキルアップの取組み
- ・在宅医療・介護連携推進担当者連絡会
- ・病院入退院担当者との情報共有

●在宅医療・ACPの普及啓発

- ・「在宅療養・ACPガイドブック」の活用
- ・区民向け在宅医療ミニ講座の開催(地区)
- ・在宅療養講演会・シンポジウムの開催

●関係機関との情報の共有

- ・情報共有システム(ICT)
- ・医療と介護の連携シート
- ・お薬手帳を活用した連絡カード
- ・口腔ケアチェックシート
- ・お薬手帳を活用した連絡カード
- ・すこやか歯科健診事業

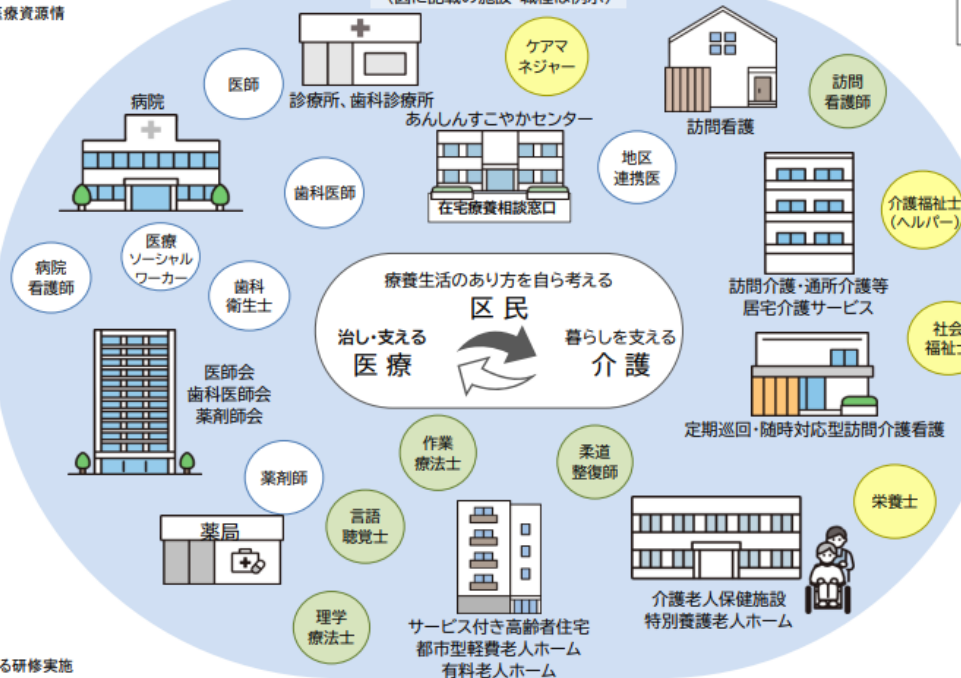
●在宅医療・介護関係者の研修

・世田谷区福祉人材育成・研修センターによる研修実施

[あんしんすこやかセンター](#)
[社会福祉協議会](#)
[世田谷区福祉人材育成・研修センター](#)
[区](#)

[区立保健センター](#)
[認知症在宅生活サポートセンター](#)
[地域リハビリテーション支援センター](#)

(図に記載の施設・職種は例示)



あんしんすこやかセンターの「在宅療養相談窓口」で区民や関係者の相談支援を行うとともに、各地区における多職種連携の取組みを通じて医療職・介護職のネットワークづくりを進める

[在宅医療・介護連携推進事業]
在宅医療及び介護が切れ目なく提供される仕組みの構築を目的として、介護保険の他の地域支援事業等と連携しながら、国の示す(1)から(4)の事業体系に沿って施策展開を図っていく。

(1)在宅医療・介護連携に関して、必要な情報の収集、整理及び活用、課題の把握、施策の企画及び立案、医療介護関係者に対する周知を行う事業

(2)地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

(3)在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行う事業

(4)医療・介護関係者間の情報共有を支援する事業、連携に必要な知識の習得及び向上に必要な研修を行う事業、その他地域の実情に応じて関係者を支援する事業

【国による達成状況の評価等】

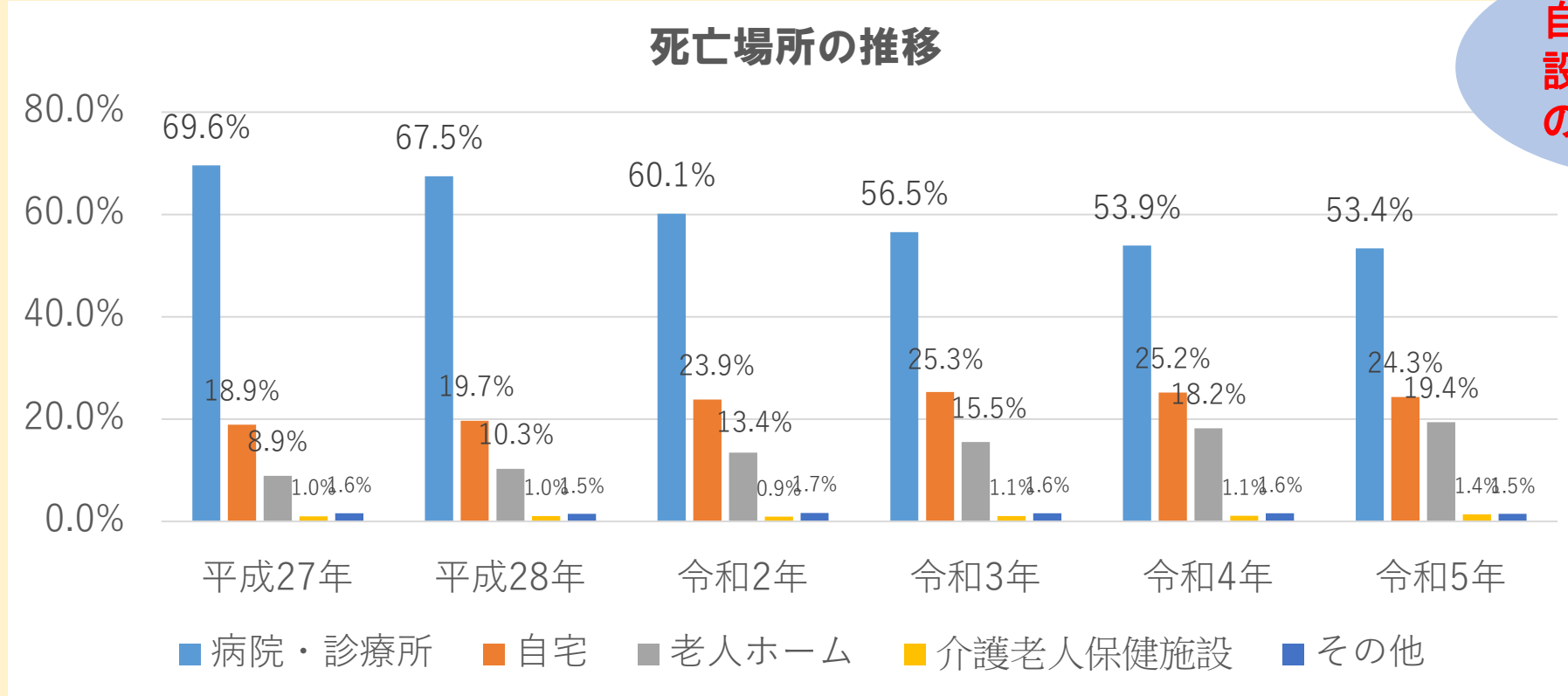
・国は政策目標「高齢者がその状況に応じて可能な限り自立した日常生活を営む」の実現のため、「在宅医療・在宅介護連携の体制の構築」を地域包括ケアの実施体制に係る国の評価項目として定めている。この評価指標の達成状況に応じ国からの交付金が各市町村に配分される。

第1節 地域包括ケア推進の取り組み

2 取り組みを通じた地域包括ケア（世田谷版地域包括ケアシステムの強化）

(2) 死亡個票分析（医療と介護の連携）

死亡場所の推移



自宅や介護施設等での死亡の割合が増加

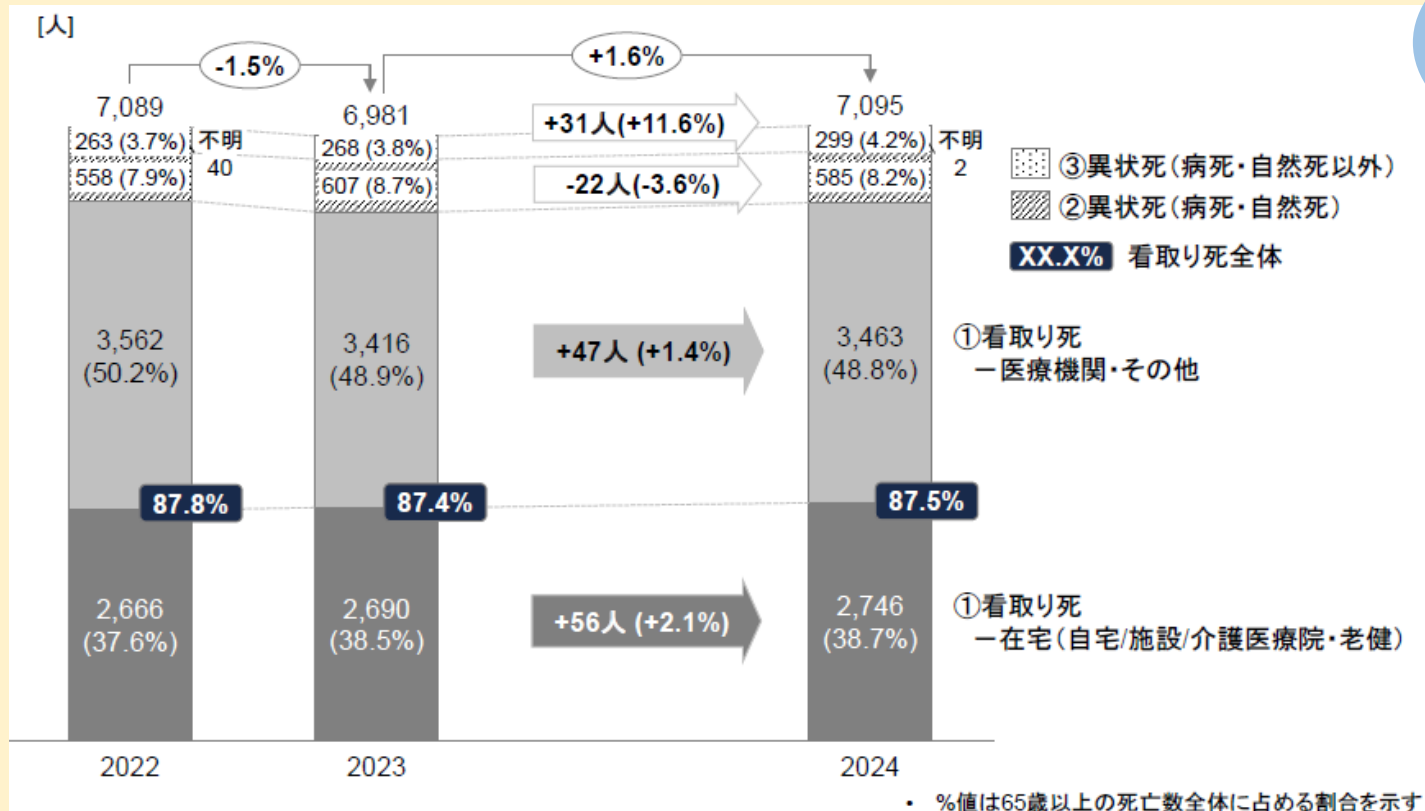
この10年間の世田谷区民の死亡場所の推移をみると、病院・診療所での死亡の割合は減少し、自宅や介護施設等での死亡の割合が増加している。特に、老人ホームでの死亡の割合が大幅に増加している。

第1節 地域包括ケア推進の取組み

2 取組みを通じた地域包括ケア（世田谷版地域包括ケアシステムの強化）

(2) 死亡個票分析（医療と介護の連携）

在宅看取り率の推移

在宅看取り率
の増加

※在宅看取りは、
自宅・老人ホーム・介護老人保健
施設が該当する。

世田谷区では医師会との連携、地区連携医事業等の関係機関との連携強化、在宅医療・ACPの普及啓発、医療・介護資源の把握やICT活用など多面的な取組みを進め、在宅医療・在宅介護の体制を充実させ、区民のQOL向上にも寄与している。住み慣れた自宅等で最期を迎える「在宅看取り」の割合も、この3年間、増加傾向である。

第1節 地域包括ケア推進の取り組み

2 取り組みを通じた地域包括ケア（世田谷版地域包括ケアシステムの強化）

（3）アクションチームによるアクションの展開（予防・健康づくり）

【取り組みの内容】

認知症になってからも、自分らしく希望を持って暮らすために必要な「地域とのつながり」の創出に向け、あんしんすこやかセンターを中心にまちづくりセンター、社会福祉協議会、児童館で連携し、認知症の本人の意向を、認知症の本人と認知症でない方をはじめ地域の関係機関や事業者と一緒に実現していく地域住民の集まり「アクションチーム」による活動「アクション」を各地区で展開している。

【取り組み効果】

- ・役割や生きがいにつながる、気軽に参加できる居場所が広がっている
- ・多世代・多分野の交流や見守り・支え合いの輪が広がっている
- ・民間スポーツ施設や街の一角の店舗など、地域の資源を生かした連携が広がっている
- ・社会参加や交流を通じた介護予防・認知症への備えにつながっている

行動量（アウトプット）

取り組み名	令和6年度
アクション講座(世田谷版認知症サポーター養成講座)受講者数	3001人

成果指標（アウトカム）

取り組み名	令和6年度
認知症の本人が参画したアクションチームの結成地区数	26地区

取り組み事例

① オレンジテニス

（スポーツ施設ルネッサンス協力）



「またテニスがしたい」の声から、毎月オレンジテニスを実施中！

広がっていること

- 役割や生きがい
- 理解の輪
- 民間との連携

② ラジオ体操の会の後に話し合うアクションチーム



ラジオ体操の後、認知症の本人とともにこの地域で取り組むことを話し合います。

広がっていること

- 気軽な交流の場
- 見守りの輪
- 支え合いの輪

③ 古民家を拠点とした多世代が集うアクションチーム



子どもから高齢者まで、さまざまな人が集える古民家の中で活動しています。

広がっていること

- 多世代の交流
- 居場所づくり
- 地域の活性化

④ まちのお店と連携したアクションチーム・認知症カフェ



スタバやクリーズ、無印、デニーズ、ミストなど、街のお店の一 corner で気軽に集える場を展開

広がっていること

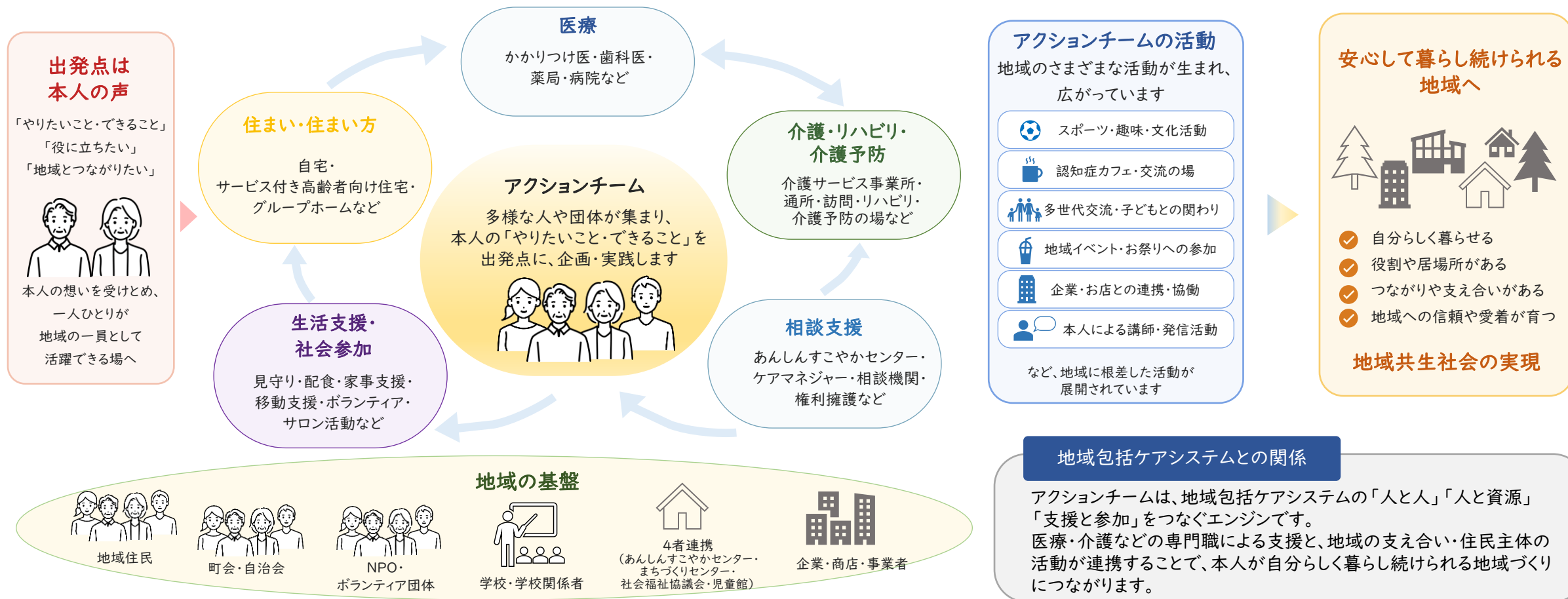
- 気軽な交流の場
- 理解の輪
- 民間との連携

第1節 地域包括ケア推進の取り組み

2 取り組みを通じた地域包括ケア（世田谷版地域包括ケアシステムの強化）

(3) アクションチームによるアクションの展開（予防・健康づくり）

アクションチームがつなぎ、支えあう 地域包括ケアシステム
～本人の「やりたいこと・できること」を出発点に、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域へ～



第1節 地域包括ケア推進の取組み

2 取組みを通じた地域包括ケア（世田谷版地域包括ケアシステムの強化）

（4）生活支援コーディネーターによる協議体（日常生活支援）

【取組み内容】

取組み事例

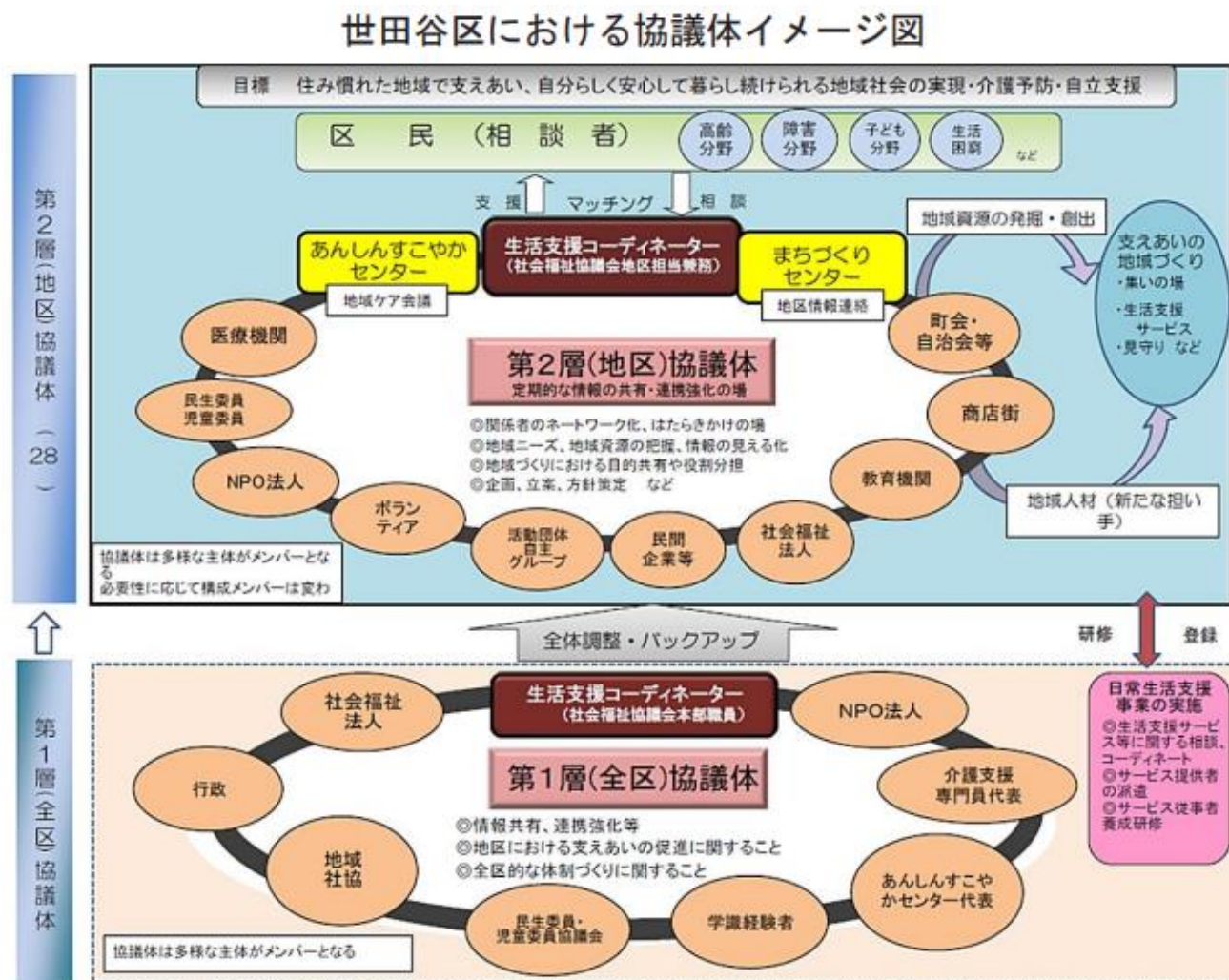
作成中

第1節 地域包括ケア推進の取組み

2 取組みを通じた地域包括ケア（世田谷版地域包括ケアシステムの強化）

（4）生活支援コーディネーターによる協議体（日常生活支援）

イメージ図



作成中

第2節 9つの要素

世田谷版地域包括ケアシステムにおける9つの要素
10年の振り返り（平成26年～令和6年）

要素【No.1 医療】

要素【No.2 福祉サービス】

要素【No.3 予防・健康づくり】

要素【No.4 住まい】

要素【No.5 生活支援】

要素【No.6 就労】

要素【No.7 教育】

要素【No.8 社会参加】

要素【No.9 防犯・防災】

区民のライフステージに大きく関わる「就労」と「教育」、区民が安心して住み続けていくために必要不可欠である「防犯・防災」、そして区民一人ひとりが自身のライフステージやライフスタイル、地域や福祉の関心に応じて具体的な活動に参加・参画する「社会参加」という要素を新たに加え、世田谷版地域包括ケアシステムを強化。

第2節 9つの要素

1 これまでの取り組み、課題と方向性

要素	視点	これまでの取り組み	課題	今後の方向性
No.1 医療	在宅医療の充実に向けた連携体制づくりがなされている取り組み	世田谷区では、高齢者が自宅や地域で安心して療養生活を送れるよう、多職種連携による在宅医療・介護体制の強化やACPの普及啓発、資源マップの作成、相談窓口の設置等を推進。精神疾患支援でも関係機関の連携や訪問支援を充実させ、地域包括ケアを推進してきた。このような多面的な取り組みを進め、在宅医療・在宅介護の体制を充実させた。住み慣れた自宅等で最期を迎える「在宅看取り」が着実に増加しており、区民のQOL向上にも努めている。	在宅療養を希望する区民が多い一方、ACPの認知度は低く、人生の最終段階に関する話題への心理的抵抗感や、本人と家族の意向の不一致など心理的抵抗も課題。ICT連携や医師・介護人材不足で情報共有は更なる充実が求められる在宅生活に向けた退院調整は体制強化が必要。	在宅療養とACPの普及啓発を強化していく。またWEB化した「世田谷ケアサーチ」（介護事業者・在宅医療資源情報検索システム）を活用し、医療・介護資源情報の更新と周知を図る。ICT連携ツールの利用促進や情報共有の仕組み改善を進め、地区連携医事業はあんしんすこやかセンターや医師会とより効果的な取り組みとなるよう協議していく。相談窓口のスキル向上や基幹型コーディネーター配置を検討し、複雑化する相談に対応したり、安心して暮らせる環境整備を図る。
No.2 福祉サービス	高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等が安心できる在宅生活を送るために制度化された基本的なサービスや、区独自のサービス、施設整備などの取り組み	世田谷区では、高齢者、障害者、子ども・子育て家庭、生活困窮者など多様な対象に対し、ニーズに応じた福祉サービスを展開してきた。高齢者には介護保険制度に基づく居宅・施設サービスや区独自の在宅生活支援を提供。障害者には自立支援給付や地域生活支援事業、障害児通所支援、ホームヘルパー派遣などを実施。子育て家庭には「世田谷版ネウボラ」による切れ目ない支援、児童館を中核とした相談・見守りネットワーク、おでかけひろばや産後ケア事業を推進。生活困窮者には「ぶらっとホーム世田谷」を設置し、自立相談支援、住居確保給付金、家計改善支援などを行い、就労や生活再建を支援している。さらに、医療的ケア児支援、発達障害児への療育、保育施設整備、児童館の充実、精神障害者への訪問支援など、分野ごとの施策を推進してきた。	分野別サービスは充実してきたが、制度の狭間や複雑化した課題への対応が不十分であり、施設整備の遅れ、人材不足、相談件数増加、保育需要への柔軟な対応など、各分野で体制強化が必要である。	各分野の福祉サービスを計画的に充実させるとともに、制度の狭間や複合課題に対応できる包括的な支援体制を整備する。高齢施設や医療的ケア児支援、保育定員確保、児童館整備を推進し、地域ネットワークを強化する。精神障害者や生活困窮者への切れ目ない支援を確保し、地域全体で支え合う仕組みを構築することで、誰もが安心して暮らせる環境を整える。
No.3 予防・健康づくり	高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等の居場所と出番の創出がなされている取り組み、心身の健康づくりがなされている取り組み	世田谷区では、誰でも、楽しく、簡単に、何かひとつ健康に良いことを生活の中に加えてみようという健康づくり運動「健康せたがやプラス1」を展開し、ウォーキングマップの配布や食育事業などを通じて、区民が主体的かつ継続的に健康づくりに取り組めるよう働きかけを進めてきた。健診受診や生活習慣改善を促すインセンティブ事業を実施し、高齢者向けには「通いの場」や地域デイサービスの充実を図り、介護予防活動を支援してきた。妊娠期から就学前まで切れ目ない子育て支援を行うネウボラ事業、がん患者や家族への相談体制整備、認知症本人参画型の地域活動、こころの健康づくりや自殺対策の推進など、ライフステージに応じた包括的な取り組みを進めている。	健康に対する意識も高く、健康づくりに取り組んでいる区民も多くいる一方で、健康に関する意識があっても実践につながらない人や健康無関心層の存在、介護予防や地域活動の担い手不足などが課題である。	今後は健康無関心層を含め、幅広い世代の区民が正しい知識を持ち、健康の保持・増進につながる行動を自ら実践し、継続して取り組むための支援を推進していく。健診やインセンティブ事業の周知を強化する。介護予防では「通いの場」やオンライン講座を活用し、外出習慣化を促す。地域デイサービスや認知症施策は担い手育成と持続可能な仕組みづくりを進める。ネウボラ事業では伴走型支援を徹底し、がん相談やこころの健康づくりでは相談体制と人材育成を強化する。これらを通じ、地域包括ケアの推進と安心して暮らせる地域づくりを目指す。
No.4 住まい	高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等の居住の場の確保がなされている取り組み、地域で暮らし続けるための施設整備などの取り組み	住まいサポートセンターを通じて民間賃貸住宅への入居支援を行い、居住支援協議会を設立して関係機関と連携を強化してきた。ひとり親世帯への家賃低廉化補助事業を推進し、区営住宅の供給により住宅セーフティネットを構築している。また、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム、都市型軽費老人ホームの整備を進め、介護と住まいの一体的提供を実現している。障害者グループホームについても、重度障害者向け施設整備を推進し、地域移行を支援している。	多様な属性に応じた居住支援の充実、賃貸人の理解促進、土地確保や建設費高騰、介護・福祉人材不足が課題である。	居住支援協議会を中心に連携を強化し、困難を抱える人を適切に支援する。転居後の孤立防止や賃貸人の不安軽減に努めるとともに、区営住宅や高齢者・障害者向け施設の整備を推進する。公有地活用や事業者支援策を検討し、介護・福祉人材確保に向けた施策を強化する。
No.5 生活支援	公的サービス以外の地域活動・資源の活用がなされている取り組み	見守りコーディネーターや民生委員、高齢者安心コール、見守りステッカー、高齢者見守り協定、地区高齢者見守りネットワークなど多層的な見守り施策を展開し、地域での孤立防止と早期支援につなげてきた。また、社協地区担当職員による協議の場づくりや活動団体のネットワーク化支援を通じて、分野横断・多主体連携の支援体制を整備している。他にも社会福祉協議会によるふれあいサービスやファミリー・サポート・センター事業では住民同士のたすけあいによる日常生活支援と子育て支援を推進している。加えて地区サポーター活動、地域支えあい活動、買物支援、居場所づくり、住民同士の支え合いを基盤とした日常生活支援、子どもの居場所フロンターを中核とした、身近な地域・地区の子どもの居場所間の連携強化に取り組んでいる。	高齢者においては、オートロック普及による集合住宅等での見守りの難しさによる民生委員などの負担の増大及び、担い手・後継者不足、若い見守り人材の不足、地域のつながりの希薄化、多世代・障害者を含む地域資源とネットワークの不足。	見守りコーディネーターや民生委員などによる見守りを継続しつつ、ICT機器等を活用した見守りを推進するなど、時代の変化に応じた見守り事業の再構築を図る。協議の場やネットワーク化支援を強化し、住民主体かつ多様な主体が協働する体制を構築する。会員目線の見直しによりやニーズの高まる層へのアプローチを図り、利用促進と担い手確保を図るとともに、買物支援や居場所づくり、多世代交流の場の拡充を進める。

第2節 9つの要素

1 これまでの取り組み、課題と方向性

要素	視点	これまでの取り組み	課題	今後の方向性
No.6 就労	働きたいすべての人が、 その人らしく働くことが できる取り組み	三茶おしごとカフェを核に、障害者、生活困窮者、若者、女性、高齢者など多様な層に対応する就労支援を展開してきた。 キャリア相談、職業紹介、求人開拓、起業支援に加え、シニア層向けマッチング事業や若者への職場体験、女性の働き方相談を推進。障害者就労支援センターでは一般就労機会の拡大と生活支援を一体的に提供し、シルバー人材センターでは高齢者向けの仕事を確保するなど、包括的な支援ネットワークを構築している。	就労までに段階的支援を要する者や就労後の生活不安による定着困難が課題。求人の多様性や事業者の柔軟性の向上、障害者雇用率引き上げへの対応も必要。	中間的就労や短時間就労の場を開発し、事業者への働きかけを強化。相談窓口の機能充実、アウトリーチによる潜在層発見、就労後の生活支援を継続。事業者の職場環境改善や協力企業開拓、障害者の就労支援ネットワーク強化を推進。女性やシニア層にはライフステージに応じた柔軟な働き方や起業支援を充実させる。
No.7 教育	学校や教育分野と福祉分野が連携し、支援が必要な子どもの早期発見、早期支援に結びつく取り組み	不登校・ひきこもり対策として、教育と福祉の連携を基盤に支援体制を整備してきた。「せたがやホッと子どもサポート」による権利擁護、スクールソーシャルワーカーの配置、メルクマールせたがやによる包括的支援、ヤングケアラー支援連絡会の設置、世田谷版ネウボラによる伴走型支援などを実施。 また、ほっとスクールや学びの多様化学校（不登校特例校）分教室「ねいろ」、青少年交流センター、大学連携による居場所づくりなど、多様な学びと居場所の提供を推進してきた。	不登校やヤングケアラーの課題は複雑化・潜在化し、情報不足や支援の途切れ、私立校への対応不足がある。相談体制の強化と早期支援が必要。	教育・福祉・医療・地域の連携をさらに強化し、早期支援につなげる体制を充実させる。情報共有やICT活用により切れ目ない支援を推進し、18歳以上への継続支援、居場所や学習支援の拡充を図る。ヤングケアラー支援では相談しやすい環境づくりと地域の支援力強化を進める。
No.8 社会参加	地域や福祉の関心に応じて具体的な活動に参加・参画する取り組み	社会参加の機会が掴めない方や、参加を希望してもつながらない方に伴走し、自らが役割や居場所を見出し、多様な接点を確保できるよう、参加支援事業を推進し、多様な交流・活動機会を整備してきた。ひきこもり相談窓口「リンク」を設置し地域支援機関と連携した相談体制を構築した。 また、精神障害者ピアサポート活動では、当事者同士の交流や体験談の発表を通じて、個々の経験等に応じた活躍の機会を拡充した。他、ティーンズプロジェクトや青少年交流センターのプログラムを通じ、若者が主体的に地域参加できる仕組みを整えてきた。 こうした取り組みにより、世代や背景を超えた社会参加の促進に努めてきた。	孤独・孤立の深刻化に対し参加機会の裾野拡大が不十分。特に中高年男性や若者への効果的なアプローチ、関係機関との協働体制の強化、周知不足が課題。	地域住民が継続的に交流できる居場所と役割を整備し多様な世代の社会参加を促進する。四者連携や周知強化により支援体制を拡充し、ひきこもり支援やピアサポート活動を深化させる。若者にはSNS等で情報発信を強化し主体的に活動できる環境を整える。さらに関心や趣味を起点とした参加機会の創出、副業として担えるような新たな仕組みづくりを検討し持続的な社会参加を推進する。
No.9 防犯・防災	区民が安心して住み続けていくために必要不可欠である取り組み	防犯面では24時間パトロール、防犯カメラ設置支援、自動通話録音機の貸出等を実施し、防犯対策を強化してきた。また、災害・防犯情報メールやSNS等を通じて注意喚起を行い、地域団体の啓発活動や見守り活動を支援してきた。 防災面ではまちづくりセンターが防災情報発信や学習機会提供、地区防災計画作成を支援し、住民の自助・共助意識向上を図っている。避難行動要支援者については個別避難計画の作成を進め、郵送や訪問調査を通じた対応を行っている。他、災害福祉サポーター制度を整備し担い手育成を進めるとともに、せたがや災害ボランティアセンターを通じ、災害ボランティア受け入れや人材養成、地域との連携を進め、災害対応力の強化に取り組んできた。	防災訓練等への参加、自助・共助の実践の推進。特殊詐欺被害が依然深刻であること、担い手不足や連携・体制整備等も対応が必要。	地域での防犯・防災活動への参加を促し、見守りや声掛けを広げることで犯罪防止や災害時の支え合いを強化する。警察等との連携により巧妙化する特殊詐欺や犯罪に対処する。 防災では個別避難計画の整備や専門職との連携強化を進めるとともに、災害福祉サポーターやボランティアコーディネーター育成、拠点体制やIT基盤整備を図り、地域の総合的な防災力を向上させる。

第2節 9つの要素

要素【No.1 医療】

1 医療 在宅医療の充実に向けた連携体制づくりがなされている取り組み

医療	事業、政策など	具体的な取り組み	資料編 ページ
1	地域の医療・介護「資源の把握」	・世田谷区在宅療養資源マップ	3
2	各種ツールの活用による多職種による情報共有の支援	・医療と介護の連携シート ・MCS（メディカルケアステーション） ・お薬手帳を活用した連絡カード「あなたを支える医療・介護のケアチーム」	5
3	医療と介護の切れ目のないネットワークづくり	・地区連携医事業	7
4		・病院入退院実務担当者との意見交換会	
5	在宅医療・介護関係者の研修	・医療福祉連携研修	8
6	在宅医療・ACPの普及啓発	・在宅療養・ACPガイドブックの作成 ・講演会・シンポジウム、講座の開催 ・区内大学と連携したACP普及啓発ポスターの作成	9
7	医療・介護関係者に関する相談支援	・在宅療養相談窓口	12
8	後期高齢者の歯科健診支援	・すこやか歯科健診	13

第2節 9つの要素

要素【No. 2 福祉サービス】

2 福祉サービス

高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等が安心できる在宅生活を送るために制度化された基本的なサービスや、区独自のサービス、施設整備などの取り組み

福祉サービス	事業、政策など	具体的な取り組み	資料編ページ
1	介護や看護が必要な高齢者の在宅生活を支援するサービス拠点の整備	①（看護）小規模多機能型居宅介護 ②定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備	16
2	医療的ケア児（者）への支援（サービス・施設整備）	①基金活用による支援事業 ②医療的ケア児の施設の整備・充実	17
3	発達障害児（者）への支援	①乳幼児期の発達支援 ②関係機関、障害児通所施設の支援（スキルアップ）	18
4	保育の充実	①保育施設の整備 ②多様な保育の充実	19
5	児童館の整備・充実	児童館の整備・充実	21
6	高次脳機能障害者支援の充実	梅ヶ丘拠点における相談支援と訓練が連動した支援の充実及び関係機関との連携体制の強化	22
7	障害者が地域で安心して暮らし続けられる取り組み 地域生活支援拠点等整備	地域生活支援拠点等を構成する5機能（「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」）の整備	23
8	精神障害者等の地域における支援	精神障害者等支援連絡協議会の開催	24
9	未治療・治療中断等の精神障害者に対する支援	多職種チームによる訪問支援事業	25
10	精神科病院の長期入院者に対する訪問支援事業	①退院に向けた生活イメージづくり、意思決定支援等 ②ピアサポーターによる訪問支援	27
11	生活困窮者自立相談支援センター事業	①自立相談支援事業 ②受験生チャレンジ支援貸付事業	28
12	判断能力に不安のある方への権利擁護支援	①成年後見制度の利用促進 ②成年後見制度利用前の支援（あんしん事業）	29
13	発達障害理解促進のための情報発信・啓発活動	発達障害理解促進のための情報発信・啓発活動	30
14	妊娠期からの切れ目のない子育て支援（世田谷版ネウボラ）	身近なところで人や支援につながる環境づくり	31
15	地区の子どもの見守り等のネットワーク強化	児童館地域懇談会等の実施	32
16	子育て支援における地域資源開発の推進	子育て関係団体ネットワーク会議	33

第2節 9つの要素

要素【No.3 予防・健康づくり】

3 予防・健康づくり

高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等の居場所と出番の創出がなされている
取り組み、心身の健康づくりがなされている取り組み

予防・健康づくり	事業、政策など	具体的な取り組み	資料編ページ
1	健康せたがやプラス1の取り組み	①ウォーキングマップの配布 ②望ましい食生活の習得に向けた食育事業の実施	35
2	健康管理のための健診	国民健康保険健康ポイント事業	37
3	「通いの場」の充実	①自主活動団体に対する補助事業 ②運動指導員の派遣	38
4	「地域デイサービス」の充実	運営に関心のある方に研修の実施や団体立ち上げ支援	39
5	がん患者や家族等への支援の充実	がん相談	40
6	妊娠期からの切れ目のない子育て支援（世田谷版ネウボラ）	予防・健康づくりの事業	41
7	地域とのつながりの創出	アクションチームによるアクションの展開	42
8	こころの健康づくり・総合的な自殺対策の推進	①当事者・家族を中心に捉えた相談支援 ②こころの不調や精神疾患についての普及啓発・人材育成	44

第2節 9つの要素

要素【No.4 住まい】

4 住まい

高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等の居住の場の確保がなされている取組み、地域で暮らし続けるための施設整備などの取組み

住まい	事業、政策など	具体的な取組み	資料編 ページ
1	区営住宅等の管理・整備	区営住宅等の供給による住宅セーフティネットの構築	47
2	高齢者・障害者等の住宅確保要配慮者への入居支援	住まいサポートセンターによる民間賃貸住宅への円滑な入居促進と居住支援協議会の運営	49
3	ひとり親世帯の居住の安定	ひとり親世帯家賃低廉化補助事業の実施	51
4	支援や介護が必要な高齢者向けの住まいの整備	特別養護老人ホーム（地域密着型含む。）、認知症高齢者グループホーム、都市型軽費老人ホームの整備	53
5	障害者グループホームの整備	障害者グループホームの整備	54

第2節 9つの要素

要素【No. 5 生活支援】

5 生活支援 公的サービス以外の地域活動・資源の活用がなされている取組み

生活支援	事業、政策など	具体的な取組み	資料編 ページ
1	見守り施策の推進	あんしん見守り事業	56
2		民生委員ふれあい訪問	57
3		高齢者安心コール	58
4		高齢者見守りステッカー	59
5		高齢者見守り協定の締結	60
6		地区高齢者見守りネットワーク	61
7		せたがや一人歩きSOSネットワーク事業	62
8	地域生活課題の解決に向けた支援体制づくり	地区課題の共有や取組みを推進する「協議の場」づくり	63
9	社会福祉協議会による地域生活支援	社会福祉協議会によるふれあいサービス	64
10	地域住民の支えあいによる子育て支援	ファミリー・サポート・センター事業	65
11	子どもの居場所間の連携強化	子どもの居場所フローター事業	66
12	ボランティアとの連携	社会福祉協議会による地区サポーター、その他ボランティア活動の支援	68
13	地域住民主体の交流促進活動	社会福祉協議会による地域支えあい活動への支援	69
14	地域生活課題の解決に向けた活動	買物支援（移動販売による取組み含む）	70
15		居場所づくり	
16		住民同士の支え合いを基盤とした日常生活支援	

第2節 9つの要素

要素【No.6 就労】

6 就労

働きたいすべての人が、その人らしく働くことができる取組み

～就労	事業、政策など	具体的な取組み	資料編 ページ
1	中間就労や仕事体験の場	ぷらっとホーム世田谷	72
2		せたがや若者サポートステーション	73
3		青少年交流センター	74
4	就労の支援	三茶おしごとカフェ（三軒茶屋就労支援センター）	75
5		ぷらっとホーム世田谷	76
6		シルバー人材センター	77
7		世田谷区障害者就労支援センター	78
8		男女共同参画センターらぷらす	79

第2節 9つの要素

要素【No.7 教育(教育と福祉の連携)】

7 教育
(教育と福祉の連携)

学校や教育分野と福祉分野が連携し、支援が必要な子どもの
早期発見、早期支援に結びつく取り組み

教育	事業、政策など	具体的な取組み	資料編 ページ
1	教育・福祉・医療など多機関が連携し、包括的な支援の提供	ヤングケアラー支援	82
2		生活困窮世帯の子どもと家庭を支える学習・生活支援事業「まいぷれいす」の実施	83
3	民間団体の活動を補助し、地域に根ざした支援の推進	子ども食堂運営に関するコーディネート及び運営における連携や支援、補助金交付等	84
4	子どもの意見尊重	子どもの参加・意見表明の機会の充実	85
5	不登校やひきこもり、若者の自立の包括的支援	不登校支援チームによる相談受付・支援活動の実施	86
6		多様な学びの場や居場所の充実による不登校児童・生徒への支援	87
7	子どもの権利侵害への対応、子どもの権利普及啓発	せたがやホッと子どもサポート	88
8	生きづらさを抱える若者への支援	メルクマールせたがやにおける相談支援	89
9	若者・子どもの居場所づくり	中高生世代～39歳までの若者の居場所（青少年交流センター）	91
10		若者の身近な居場所（あいりす）	92
11		若者の身近な居場所（たからばこ）	93

第2節 9つの要素

要素【No.8 社会参加】

8 社会参加 地域や福祉の関心に応じて具体的な活動に参加・参画する取組み

社会参加	事業、政策など	具体的な取組み	資料編 ページ
1	地域住民主体の交流促進活動（再掲）	社会福祉協議会による地域支えあい活動への支援	95
2	社会とつながる支援体制の構築（参加支援事業）	社会参加につながる地域資源の開発	96
3		ひきこもり相談窓口「リンク」開設	97
4	精神障害者自身の経験を活かした交流の機会	精神障害当事者・ピアサポーターとの協同の推進	98
5	中学生及び高校生世代の主体的な参加の促進	ティーンズプロジェクト	99
6	青少年交流センターのプログラムの充実	中高生世代～39歳までの若者の居場所（青少年交流センター）	100

第2節 9つの要素

要素【No.9 防犯・防災】

9 防犯・防災 区民が安心して住み続けていくために必要不可欠である取り組み

防犯・防災	事業、政策など	具体的な取り組み	資料編 ページ
1	安全安心まちづくりの推進	地域の防犯対策	102
2	地区における災害の対応力の向上	地区における防災情報の発信、学習の機会の提供、地区防災計画の作成の支援	104
3	災害時の支援体制と人材育成	個別避難計画作成	105
4		災害福祉サポーター制度	106
5		①災害発生に備えた仕組みづくり ②災害に関する学習・啓発活動 ③災害ボランティア及びコーディネーター育成 ④他団体等とのネットワークづくり	107

第3章

地域包括ケアの地区展開

- 1 節 地域包括ケアの地区展開（概要）
- 2 節 福祉の相談窓口
- 3 節 参加と協働による地域づくり

第1節 地域包括ケアの地区展開（概要）

1 地域包括ケアの地区展開

1 地域包括ケアの地区展開とは

地区において、まちづくりセンター等及び児童館が連携して、地域包括ケアシステム（高齢者、障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者等に対する医療、介護、住まい、生活等の支援が包括的に確保される体制をいう。）による支援を推進することをいう。（世田谷区地域行政推進条例 第1章総則第2条）

2 背景

超高齢社会を迎える日本では、団塊世代が後期高齢者となる2025年を見据え、地域包括ケアシステム（住み慣れた地域で医療・介護・生活支援等を切れ目なく提供する体制）の構築が国策となってきた。

世田谷区は平成26年策定の地域保健医療福祉総合計画において「地域包括ケアシステムの推進」を掲げ、高齢者だけでなくあらゆる区民を対象に、区独自の地域包括ケアシステムを構築する方針を掲げた。少子高齢化が進む中で地域全体で人々の暮らしを支える体制転換の必要性が認識され、「地域共生社会」の理念のもと、支援対象を全世代に広げた地域包括ケアの実現を目指した。

3 意義・目的

地域包括ケアの推進にあたり、身近な地区単位での福祉相談の充実と地域の人材や社会資源の開発に取り組むこととした。区ではこの取り組みを「地域包括ケアの地区展開」と呼称し、平成26年度に砧地区においてモデル事業を開始した。

「地域包括ケアの地区展開」は身近な地区のまちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者が連携し、それぞれが持つ相談支援や地域づくりの専門性を活かしながら、区民の身近な福祉相談に対応するとともに、地区で顕在化する様々な課題の解決に取り組み、住民により近いレベルで行き渡らせること目的としている。

砧地区でのモデル事業以降、平成27年度に池尻、松沢、用賀、上北沢の地区を加えた5地区においてモデル事業を拡大し、平成28年度に全地区展開（当時27地区）が完了した。

第1節 地域包括ケアの地区展開（概要）

1 地域包括ケアの地区展開

4 モデル事業と全地区展開

平成26年度から2カ年のモデル事業を実施し、課題の把握・検証を行いながら、3カ年で全地区での展開を目指した。26年度の砧地区でのモデル事業以降、平成27年度に池尻、松沢、用賀、上北沢の地区を加えた5地区においてモデル事業を拡大し、平成28年度に全地区展開（当時27地区）が完了した。

5 地区展開の基本の柱

（1）身近な福祉相談の充実

区民に身近な地区で、福祉の困りごと相談をはじめ、区民の身近な相談の聞き取り、受け止め、整理、担当組織・専門機関等へのつなぎを行い、適切な支援に結びつける。

（2）地域の人材や社会資源の開発・協働

地区における福祉的な課題を把握・共有し、その解決を目指してまちづくりセンターを活動の拠点として地区で顔の見える関係を築き、住民主体の福祉活動の調整や不足する社会資源の創出などを支援する。

（3）四者の連携体制の構築と運営

四者が持つ地域づくりのノウハウ、地域の人材や社会資源を共有して、区民の身近な福祉相談に対応し、地区で顕在化するさまざまな課題の解決を図る。

第1節 地域包括ケアの地区展開（概要）

1 地域包括ケアの地区展開

6 地域包括ケアの地区展開における四者の取組み ※令和4年度より児童館を加えた四者連携

区が目指す地域包括ケアシステムの考え方のもと、まず、身近な地区にある、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者による身近な福祉相談の充実と地区の人材や社会資源の開発・協働に取り組む。

（１）まちづくりセンター

これまでの地域とのつながり等を活かした地区まちづくり活動を充実させるとともに、四者の連携の調整役となる

（２）あんしんすこやかセンター

高齢者だけでなく、障害者や子育て家庭等に相談の対象を広げるとともに、支援を必要とする人を早期に発見し、解決につなげていく。また、地域ケア会議での事例検討の積み重ね等により、区と連携して地区における民間事業者等のマネジメント力の向上を図る。

（３）社会福祉協議会

地区担当職員が出張所・まちづくりセンターを拠点にして活動し、社会福祉協議会の業務や地区のインフォーマルなサービスに関する相談を行うとともに、地区で活動している団体や施設、グループ等とのネットワークを構築し、地区の福祉的な課題等の解決に必要なメニューや担い手（人材）を発掘・養成、コーディネートする。

（４）児童館

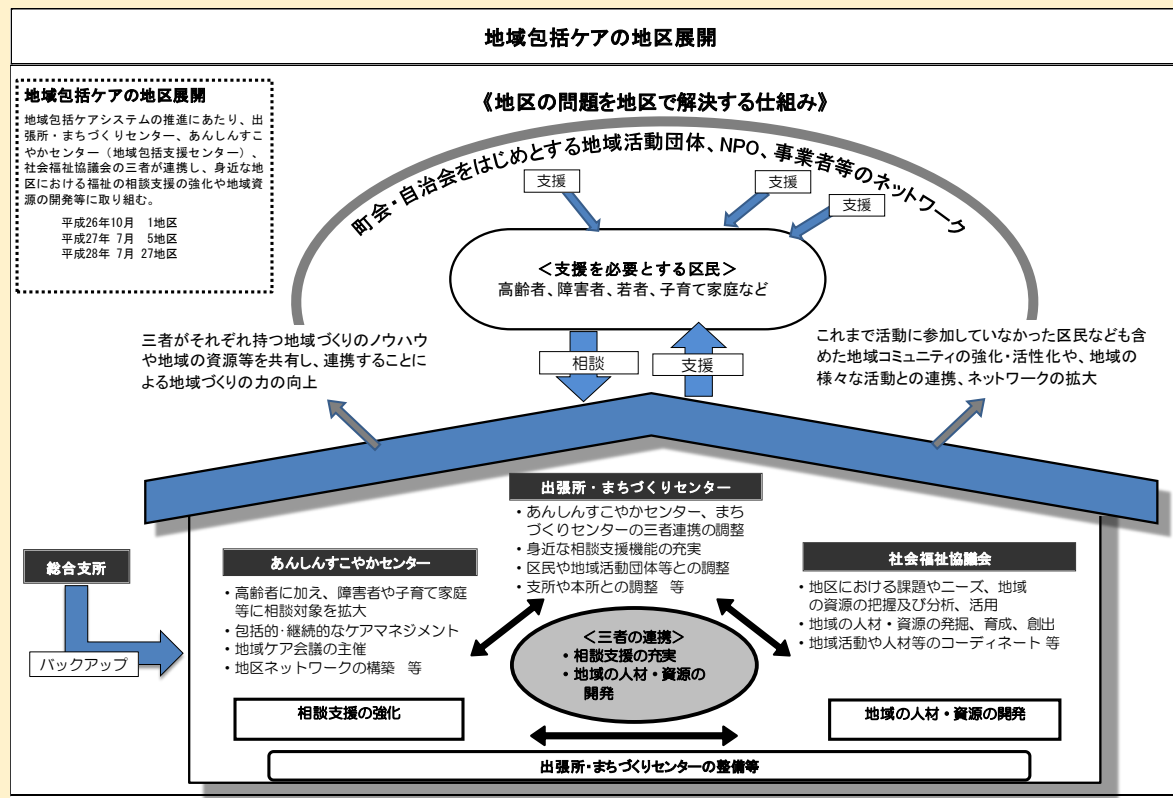
子ども・子育てに関する資源開発として、児童館と地域子育て支援コーディネーター、社会福祉協議会地区担当者が連携し、地域人材の発掘や活動団体間の連携に向けたコーディネートに取り組んだり、四者での連携による社会資源開発、相談・見守りの強化を図る。

第1節 地域包括ケアの地区展開（概要）

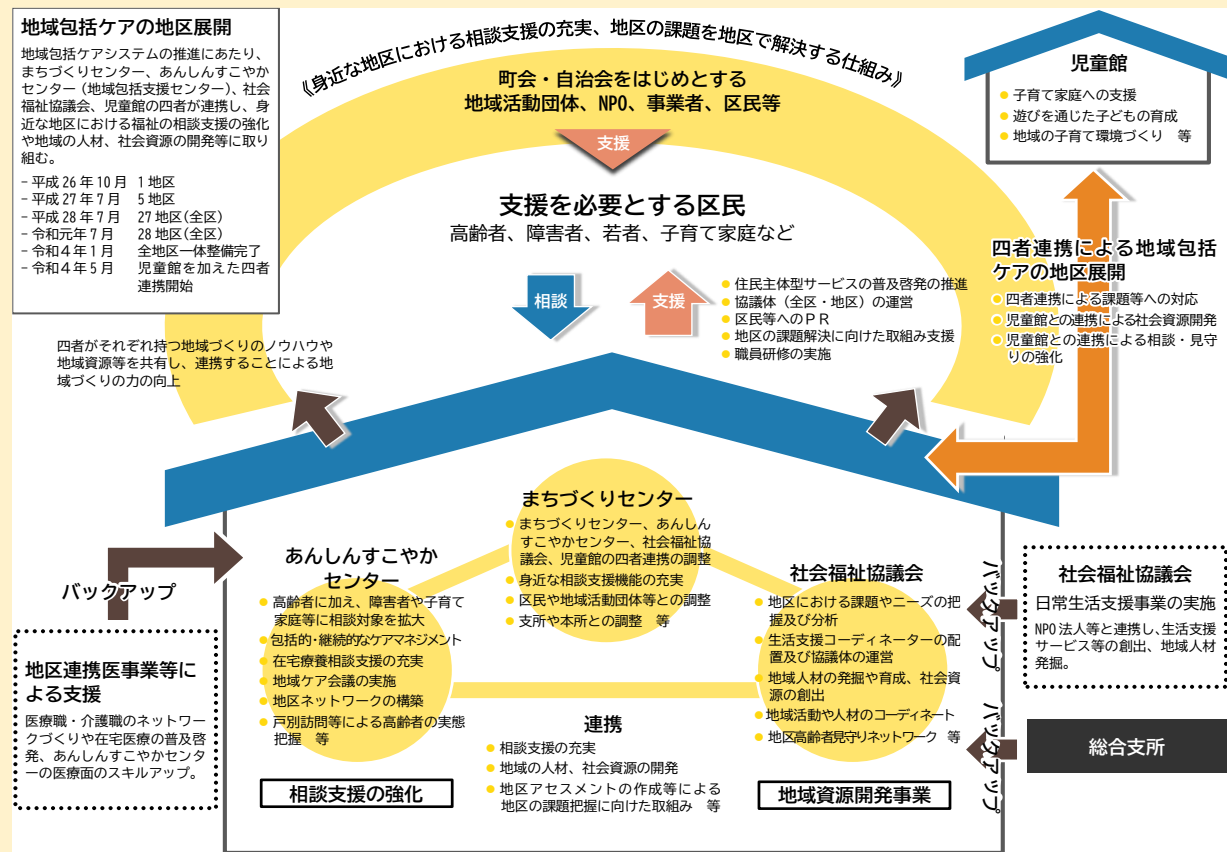
1 地域包括ケアの地区展開

7 地域包括ケアの地区展開のイメージ図

（2014年当時）



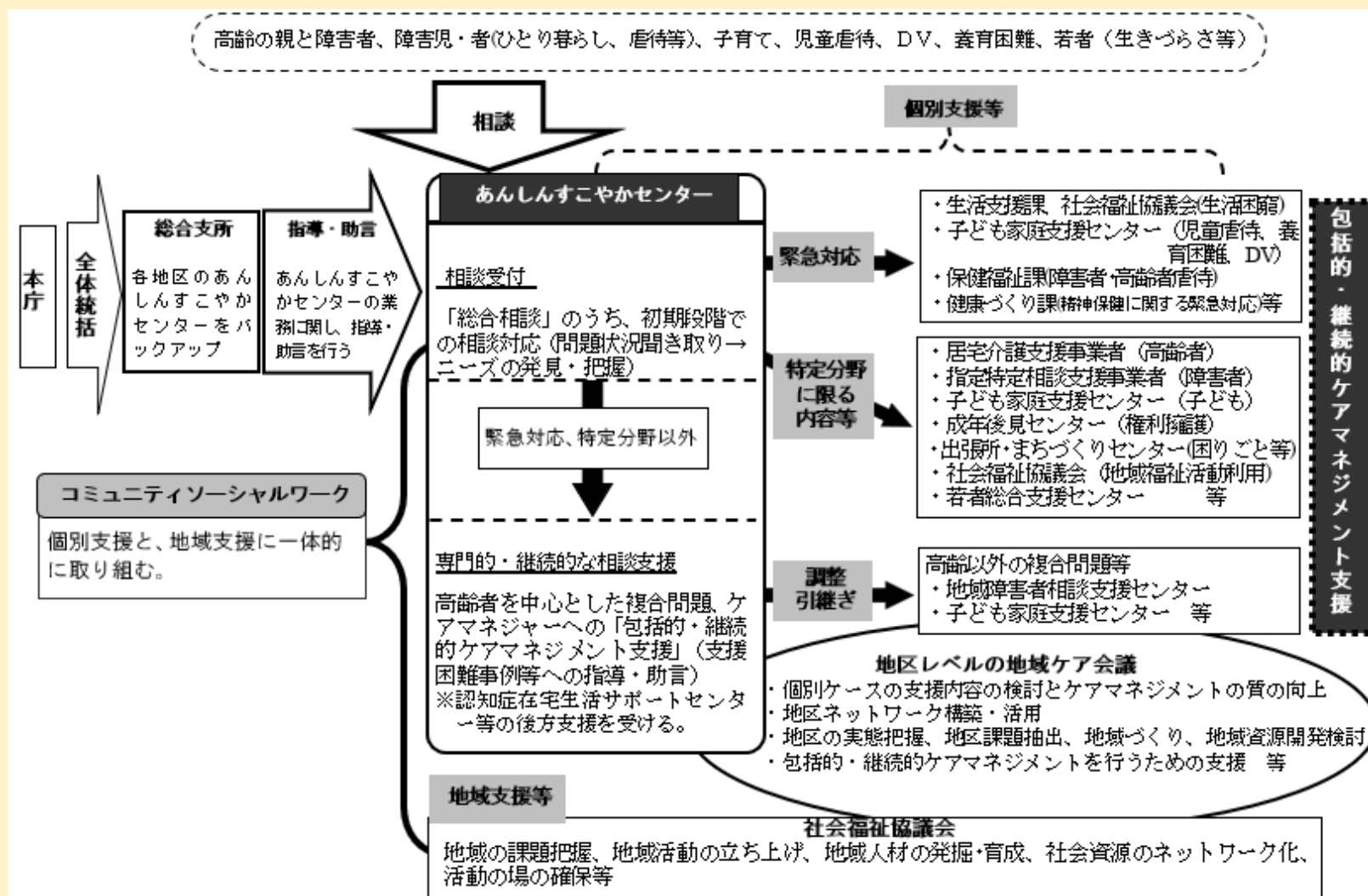
（2026年現在）



第1節 地域包括ケアの地区展開（概要）

1 地域包括ケアの地区展開

8 包括的・継続的ケアマネジメント支援のイメージ図（2014年当時）



第 1 節 地域包括ケアの地区展開（概要）

1 地域包括ケアの地区展開

9 沿革

年	施策	内容
平成3年	区独自の地域行政制度発足	本庁、総合支所、出張所の三層構造の体制整備
平成22年	出張所・まちづくりセンター・あんしんすこやかセンターの一体整備計画	幅広い相談対応、迅速なサービス対応、身近なまちづくり活動の充実
平成26年	世田谷区地域保健医療福祉総合計画（平成26年度～平成35年度(2014～2023)）	地域包括ケアシステムの構築、推進（地区における総合相談の整備、地域ケア会議の充実、包括的・継続的ケアマネジメント支援、地区におけるネットワークの構築、社会資源開発、5つの要素）
平成26年	地域包括ケアの地区展開 1地区モデル実施	砧地区にてモデル事業実施 「福祉の相談窓口」「三者連携会議」開始
平成27年	地域包括ケアの地区展開 5地区モデル実施	砧地区、池尻地区、松沢地区、用賀地区、上北沢地区
平成28年	地域包括ケアの地区展開	全地区展開（令和元年に新設二子玉川地区も実施）
平成28年	マニュアルの改訂（まちづくりセンター）	地区アセスメントの共通化
令和2年	世田谷区子ども計画（第2期）後期計画（令和2年度～令和6年度(2024～2031)）	まちセン・あんすこ・社協と児童館が連携して地域包括ケアの地区展開を実施
令和4年	世田谷区地域行政推進条例の制定	福祉の相談窓口、参加と協働による地域づくり、児童館含めた四者連携について明記。（第9条）
令和4年	まちセン・あんすこ・社協一体整備	全地区の一体整備完了
令和4年	児童館を加えた四者連携	地域包括ケアの地区展開に児童館が加わる
令和6年	世田谷区地域保健医療福祉総合計画（令和6年度～令和13年度(2024～2031)）	要素を9つに拡充、重層的支援体制整備事業。
令和6年	地域行政推進計画（2024～2027年度）	世田谷区基本計画における基本方針のうちの「参加と協働を基盤とする」「地域・地区の特性を踏まえる」を理念とし、総合計画と関連の深い「地域福祉の推進（地域包括ケアの地区展開の充実）」を地域行政の基盤のひとつとしている。
令和7年	児童館を新規に設置（25→26）	
令和8年	（予定）児童館を新規に設置（25→26）	
令和9年	（予定）児童館を新規に設置（26→27）	
令和10年	（予定）児童館を新規に設置（27→28）（予定）児童館の全地区整備終了	

第1節 地域包括ケアの地区展開（概要）

1 地域包括ケアの地区展開

10 まとめ

1. 福祉の相談窓口（身近な福祉相談の充実）

- ✓高齢者だけでなく、障害者、子育て家庭等に係る相談受付も実施。
- ✓あんしんすこやかセンターの必要な人員体制の強化を図り、専門職の常勤職員等の追加配置。

2. 参加と協働による地域づくり

- ✓まちづくりセンターに社協地区担当職員を配置し、地区内の関係団体等のネットワークづくりや地域資源開発等の事業展開を行う。
- ✓各地区には担当職員2名を配置しており、うち1名は生活支援コーディネーターの役割を担っている。担当職員は各地域社協事務所に所属し、ローテーションにより地区事務局と地域社協事務所の2拠点で活動している。
- ✓まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者に児童館を加えた四者が連携して対応し、身近な相談をさらに充実させるとともに、四者連携会議を開催し、情報共有や地区の課題解決に向けた検討を行う。

3. 四者の連携体制の構築と運営

- ✓まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会が連携して対応し、身近な相談をさらに充実させるとともに、児童館を加えた四者連携会議を開催し、情報共有や地区の課題解決に向けた検討を行う。

第1節 地域包括ケアの地区展開（概要）

2 砧地区モデル事業

1 モデル地区の選定

26年度のモデル事業は、まちづくりセンターとあんしんすこやかセンターが一体整備されていること、運営法人が同一地区内にあり、高齢者以外にも障害者や子どもに関する事業を行っていて円滑な支援が可能であること、人口が区内の全地区平均に近いことなどから、砧地区に決定した。27年度は5地区（池尻、松沢、用賀、砧、上北沢）にてモデル事業を実施した。

2 砧地区の特徴

モデル事業を実施する砦地区は、砦地域の南東部に位置する砦・大蔵・岡本および砦公園を含めた一帯。

地域の特徴としては、砦が市街化された住宅地であるのに対して、大蔵・岡本では、住宅と農地などが混在しており、大蔵には大蔵住宅という30棟計1,264戸の大規模な公的団地を有している。

今回、モデル事業を実施した砧地区（図1の太枠内）は、砧地域の中で、最も人口が多く、（平成26年10月1日現在 40,810人）20歳未満や65歳以上の高齢者数とも最も多い地区。

利用者の利便性向上や地域との連携強化を目的として、あんしんすこやかセンターと出張所・まちづくりセンターの一体整備を進めており、平成26年3月に砦あんしんすこやかセンターは改修工事を行い、砦まちづくりセンター内に移転。

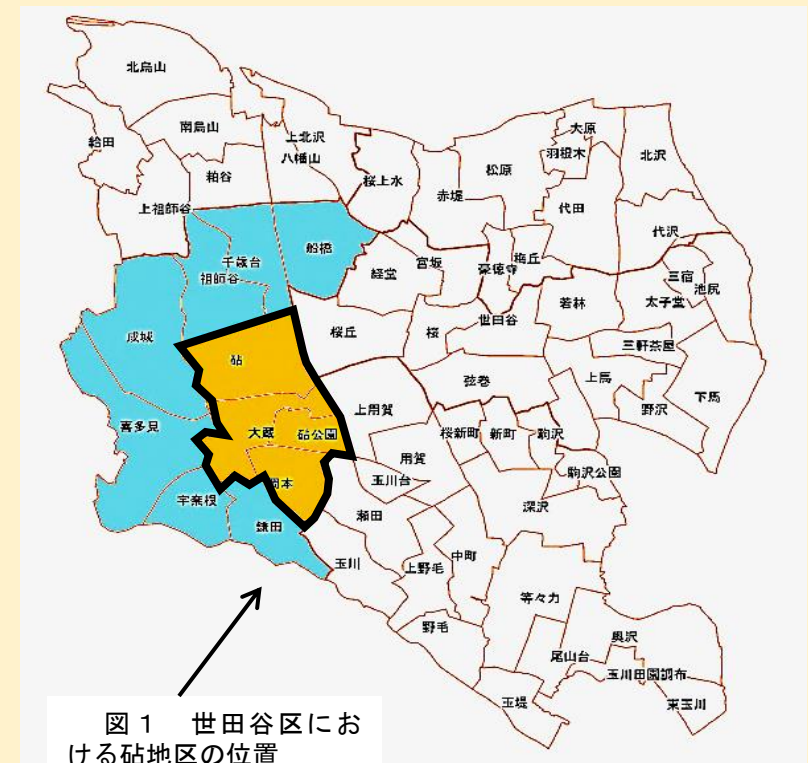


図1 世田谷区における砦地区の位置
※太枠内がモデル事業実施地区（砦地区）

第1節 地域包括ケアの地区展開（概要）

2 砦地区モデル事業

3 推進体制の整備（三者の役割）

（1）まちづくりセンター

①相談窓口の充実

あんしんすこやかセンターや社会福祉協議会と連携して対応し、相談体制を充実させる。

②三者の連携・調整

三者の連携会議を開催し情報共有や地域課題の検討などを行う。

③区民や地域活動団体等との調整

地区の課題を把握し三者で連携し、地区情報連絡会などを活用し、地域住民とも課題を共有し、課題解決に取り組んでいく。

④支所や本庁との調整

まちづくりセンターの地区単位で解決できない課題については、総合支所や本庁、関係機関とも調整を図り、対応していく。

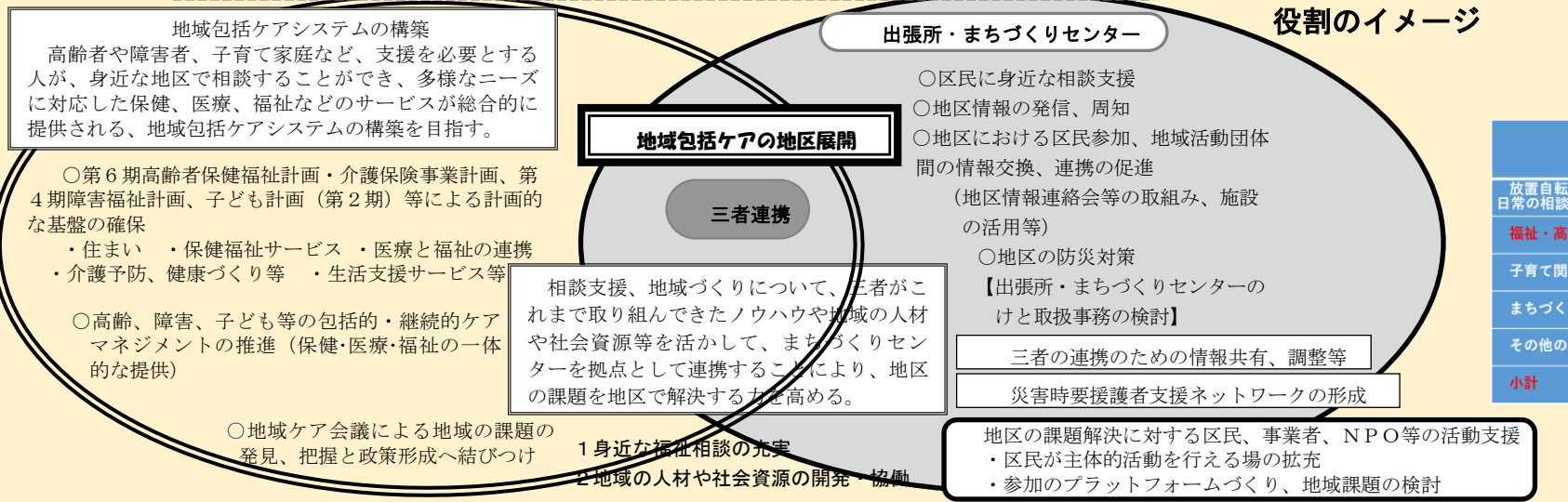


砦まちづくりセンターの外観



砦まちづくりセンターの事務室風景

地域包括ケアシステムの構築（誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現）



まちづくりセンターの役割のイメージ

まちづくりセンターの相談内容の変化

	平成26年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
放置自転車、ごみ、鳥、猫、犬等、日常の相談件数	10	4	7	9	8	4	12	25	6	8	4	8
福祉・高齢者に関する相談件数	5	4	9	7	1	12	20	8	20	14	10	7
子育て関係の相談件数	6	0	3	3	3	10	5	3	6	1	1	1
まちづくり（ハードを含む）	1	1	0	2	1	4	3	1	5	7	1	6
その他の相談件数	53	45	76	59	64	67	62	22	71	40	85	61
小計	75	54	95	80	77	97	102	59	108	70	101	83

- ①福祉・高齢者に関する相談が一体化及びモデル事業を実施したことで増加。
- ②日常の相談（放置自転車、ごみ、鳥、猫、犬等）も増加した。

第1節 地域包括ケアの地区展開（概要）

2 砧地区モデル事業

3 推進体制の整備（三者の役割）

（2）あんしんすこやかセンター

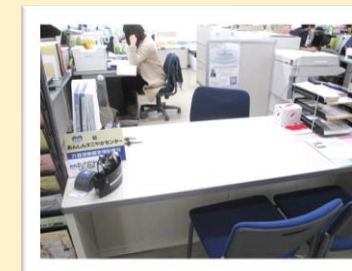
①高齢者だけでなく、障害者、子育て家庭、生活困窮等に係る相談やこれらが複合した相談を受ける。相談拡充に伴い新たに相談対象者となる子育て家庭や障害者等の基本相談を受ける。

※相談対象拡充部分の相談支援マニュアルを各課が作成。

相談範囲

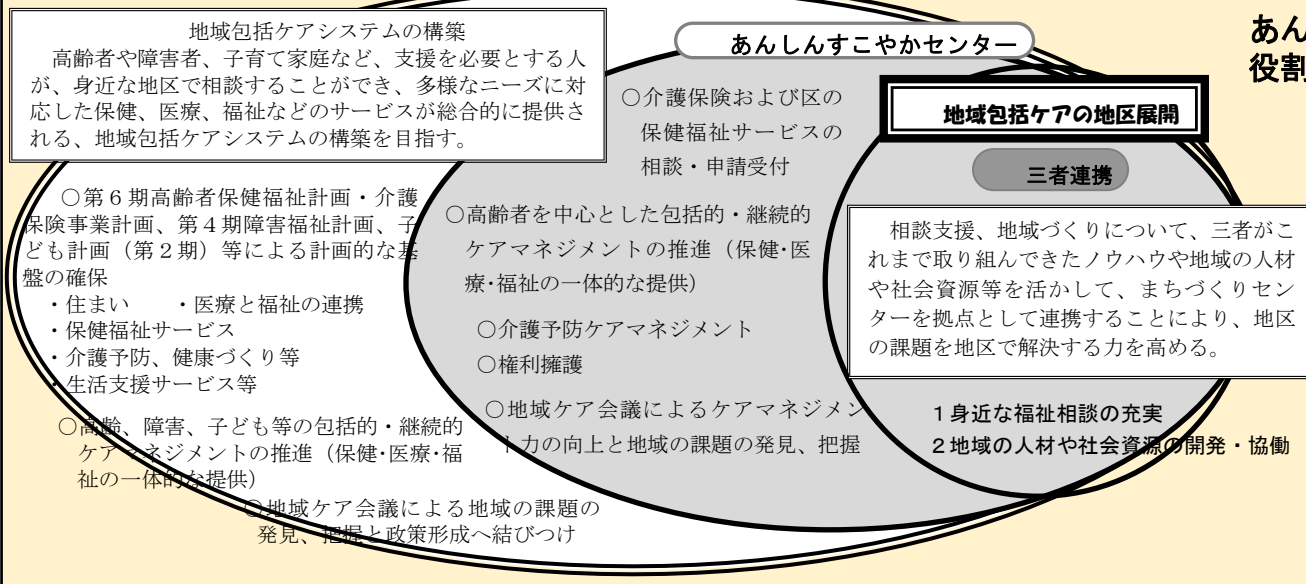
- （ア）あんしんすこやかセンターで受ける相談範囲の確認
- （イ）現状で取り組んでいる高齢者見守りネットワークの対象拡大
- （ウ）まちづくりセンターで受けている妊娠届出時のアプローチの試行
- （エ）生活困窮に着目した支援の強化
- （オ）地区の課題を把握し、解決するためのまちづくりセンターと社会福祉協議会との連携

②まちづくりセンターや社会福祉協議会とともに地区のアセスメント会議等の場を持ち、課題等の把握、共有、解決策の検討等を行う。



砧あんしんすこやかセンターのカウンター

地域包括ケアシステムの構築（誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現）



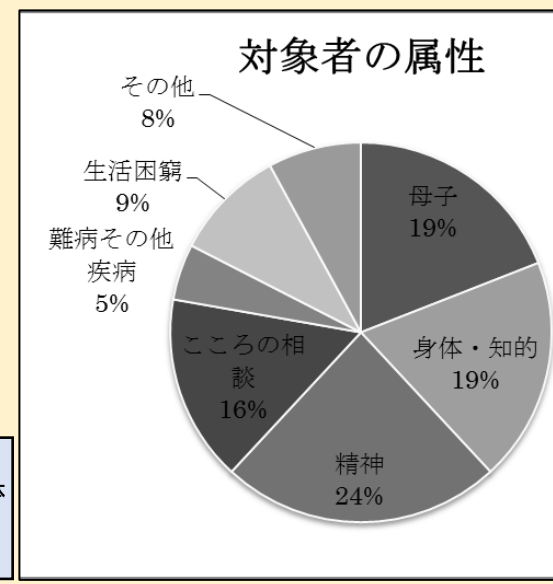
あんしんすこやかセンターの役割のイメージ

モデル事業対象相談件数	
実数	延数
63	158

対象期間：平成26年度10月～3月
※同時期の砧あんしんすこやかセンターの高齢者を含む延べ相談件数は3,354件。
モデル事業対象相談は全体の約5%。

相談の対象者の属性の内訳では、総相談実数63人中、「精神」が15人（24%）と最も多く、2番目には「障害（身体・知的）」と「母子」がそれぞれ12人（19%）、その次は「こころの相談」が10人（16%）であった。

あんしんすこやかセンターの相談実績



第1節 地域包括ケアの地区展開（概要）

2 砦地区モデル事業

3 推進体制の整備（三者の役割）

（3）社会福祉協議会

①まちづくりセンターでの活動開始

地区担当職員が初めてまちづくりセンターを拠点にして活動する。

相談対応、人材や社会資源の情報収集・整理・開発・ネットワークづくり、地区課題の把握などを行い、アウトリーチも含め支援する。

②地区業務における人員体制の補強

従来の地区担当職員1名に加えて非常勤職員1名が事業運営に加わる体制とし、社会福祉協議会職員の地区常駐性を高める。

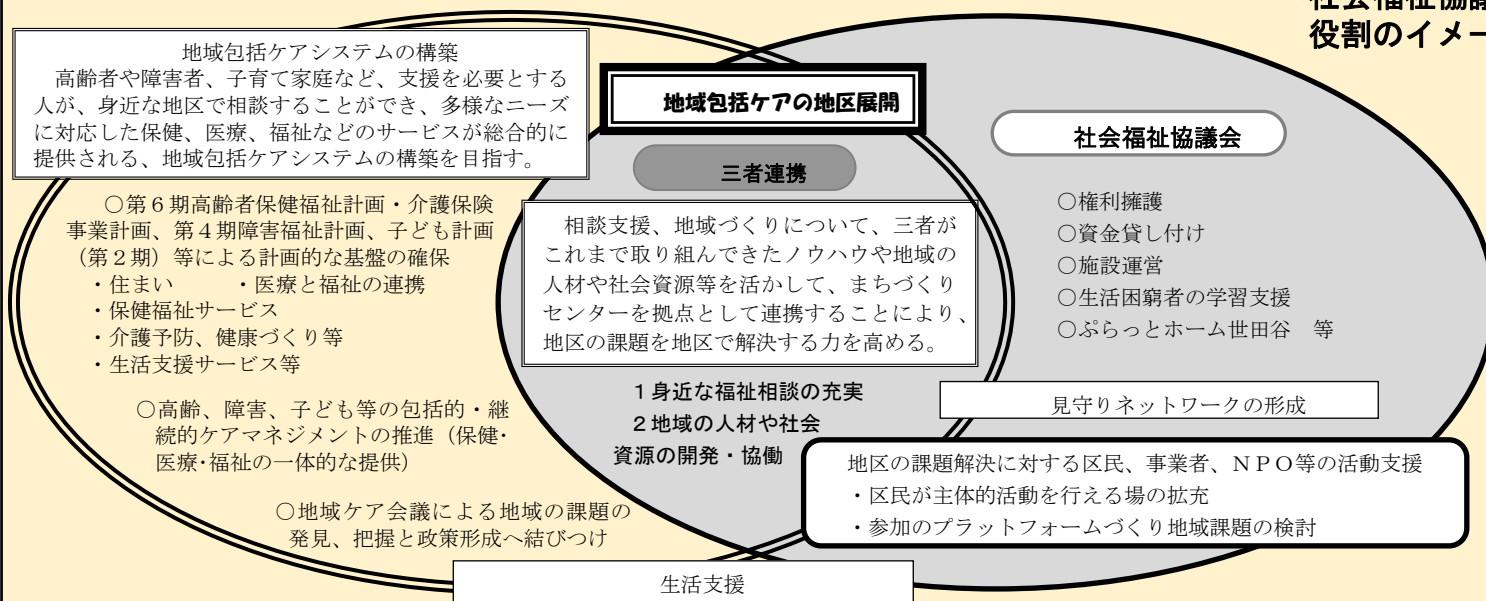
③現況調査の実施

まちづくりセンター、あんしんすこやかセンターと協働して地区の人材や社会資源の現況調査や活動団体への個別調査を実施。



砦まちづくりセンターと社会福祉協議会のカウンター

地域包括ケアシステムの構築（誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現）



社会福祉協議会の役割のイメージ

社会福祉協議会の相談内容の変化

月次	10月	11月	12月	1月	2月	3月	期間計	相談内容別	合計(件)
件数	50件	29件	11件	14件	26件	25件	155件	高齢者	18
一般相談（地域活動等）	43(5)	23(4)	9(5)	7(2)	6(5)	19(7)	107(28)	障害者	3
内あんしんすこやかセンターより紹介	(4)	(3)	(5)	(1)	(3)	(5)	(21)	地区社協	17
内まちづくりセンターより紹介	(1)	(1)	(0)	(1)	(2)	(2)	(7)	サロン・ミニデイ	47
ふれあいサービス協力会員からの相談・情報提供	7	6	2	7	20	6	48	ふれあいサービス	48
								その他	22
								合計	155

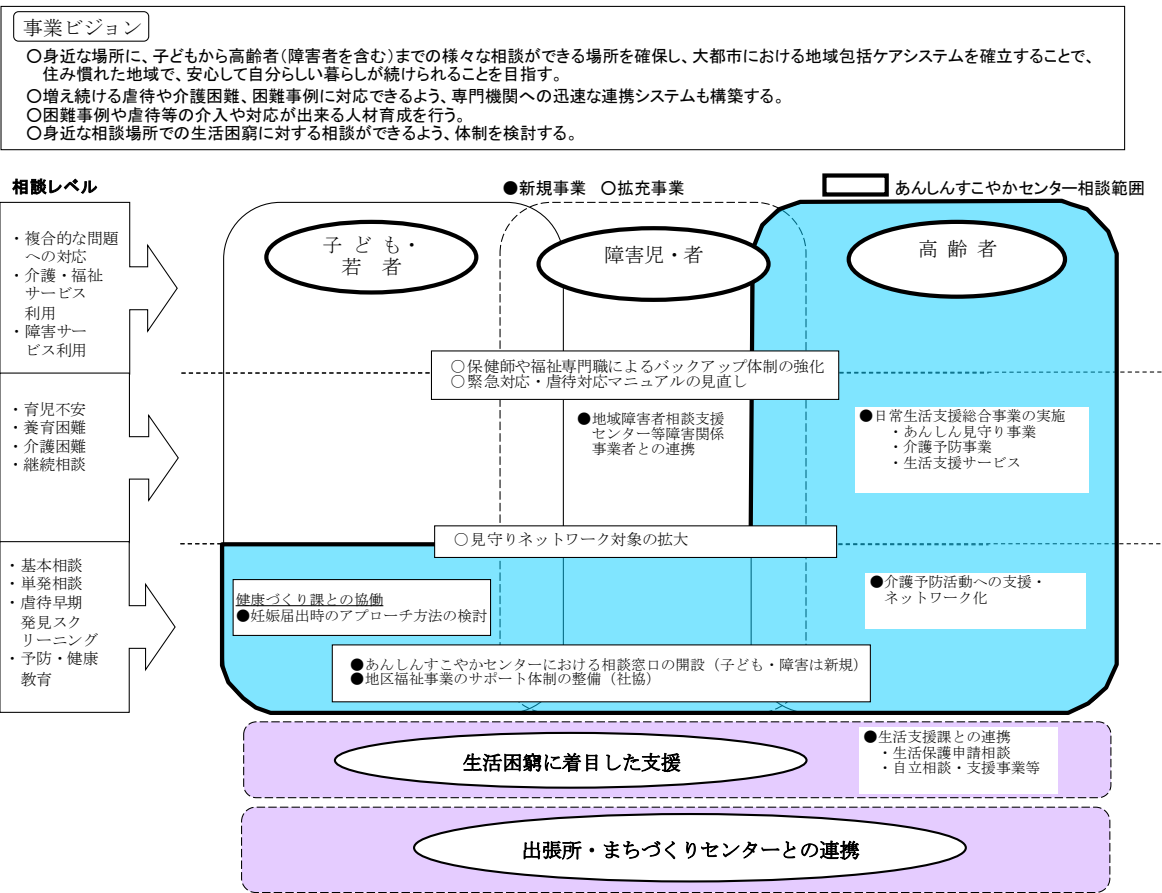
これまでの相談(サロン、子育ての活動紹介等)の他に、一体化の効果として、あんしんすこやかセンター、まちづくりセンターから紹介・連携する相談内容が増加した。

第1節 地域包括ケアの地区展開（概要）

2 砦地区モデル事業

3 推進体制の整備

地域包括ケアの地区展開のモデル事業のイメージ図



砦地区包括ケアモデル事業相談のつなぎ先（関係機関）

	子育て家庭・若者							高齢者					障害者・児									
	妊娠期相談 育児不安	保育相談	疾病・障害 家族問題	虐待・ 権利擁護	若者・ ひきこもり	生活困窮	困難事例	介護・ 対応方法	介護保健 サービス	保健福祉 サービス	虐待・ 権利擁護	生活困窮	困難事例	介護・対応方法 身体・知的・ 精神		発達障害	総合支援法 サービス	保健福祉 サービス	虐待・ 権利擁護	生活困窮	困難事例	
身近な相談 窓口	あんしんすこやかセンター																					
初期相談	あんしんすこやかセンター							あんしんすこやかセンター							指定一般・指定特定相談支援事業者、地域障害者相 談支援センター、あんしんすこやかセンター							あんしんす こやかセン ター
継続的・包 括的相談 （要フォ ロー者の継 続相談）	健康づくり 課	子ども家庭支援センター （母子保健含む）			医療に関する 相談は健康 づくり課、サ ービス導入に 関することは 保健福祉課	生活支援課	子ども家庭 支援セン ター（母子 保健含む）	要支援、認 定なしはあ んしんすこ やかセン ター、要介 護はケアマ ネージャー	ケアマネ ジャー	要支援、認 定なしはあ んしんすこ やかセン ター、要介 護はケアマ ネージャー	見守り事例 はあんしん すこやかセ ンター、介 入事例は保 健福祉課	生活支援課	見守り事例 はあんしん すこやかセ ンター、介 入事例は保 健福祉課	地域障害者 相談支援セ ンター 保健福祉課	地域障害者 相談支援セ ンター 保健福祉課	指定一般・ 指定特定相 談支援事業 者 保健福祉課	保健福祉課	保健福祉課	生活支援課	保健福祉課		
専門的介入 （区内機 関）	健康づくり 課	子ども家庭 支援セン ター	子ども家庭 支援セン ター 健康づくり 課	子ども家庭 支援セン ター 健康づくり 課 せたがや はと子ども サポート 教育相談室	若者総合支 援センター 若者就労支 援センター あさば「み つけば」	生活支援課 生活福祉担 当課	子ども家庭 支援セン ター 健康づくり 課	介護予防・ 地域支援課 保健福祉課	保健福祉課 介護保険課 介護予防・ 地域支援課	保健福祉課 高齢福祉課	保健福祉課 高齢福祉課	生活支援課 生活福祉担 当課	保健福祉課	健康づくり 課（疾病・ 医療調整に 関すること）	保健福祉課	保健福祉課 障害者地域 生活課	保健福祉課 障害者地域 生活課	保健福祉課 障害者地域 生活課	保健福祉課 養護者によ るものは障 害施策推進 課、施設内虐待 の場合は障 害者地域生 活課（条件 有り）	生活支援課 生活福祉担 当課	保健福祉課	
区以外の専門相談機関																						
専門的介入 （区外機 関）			発達障害支 援センター 「げんき」 国立成育医 療研究セン ター 鳥山病院等 総合福祉セ ンター 児童相談所	児童相談所	ハローワー ク	ぶらっと ホーム世田 谷（生活困 窮者自立相 談支援セン ター） ハローワー ク			高齢者権利 擁護支援セ ンター （都） 成年後見セ ンター（社 協）	ぶらっと ホーム世田 谷（生活困 窮者自立相 談支援セン ター） ハローワー ク	中部精神総 合福祉セン ター 認知症在宅 生活サポー トセンター			成人期発達 障害者支援 事業「UN I」				ぶらっと ホーム世田 谷（生活困 窮者自立相 談支援セン ター） ハローワー ク	東京都心身 障害者福祉 センター			

第1節 地域包括ケアの地区展開（概要）

2 砧地区モデル事業

4 人員体制の強化と予算措置

(1) 人員体制の強化

① あんしんすこやかセンター

福祉相談の充実のため、専門職の常勤職員1名及び非常勤職員1名の追加配置。

② 社会福祉協議会

地区担当職員1名をまちづくりセンター内に配置。

さらに地区担当職員と交替制で社会福祉士の地域福祉支援員（非常勤職員）1名を配置。

訪問時も携帯電話を持って、すぐに連絡がとれるようにし、相談対応や地区内の地域の人材や社会資源のネットワークづくりなどを進めるため人員体制を強化した。

(2) 予算措置

① あんしんすこやかセンターの福祉相談の拡充（平成26年7月準備、10月開始）

- ・ 相談対象の拡大に対応した福祉相談の充実（1地区）

予算額：5,349千円

② 社会福祉協議会による地域資源の開発

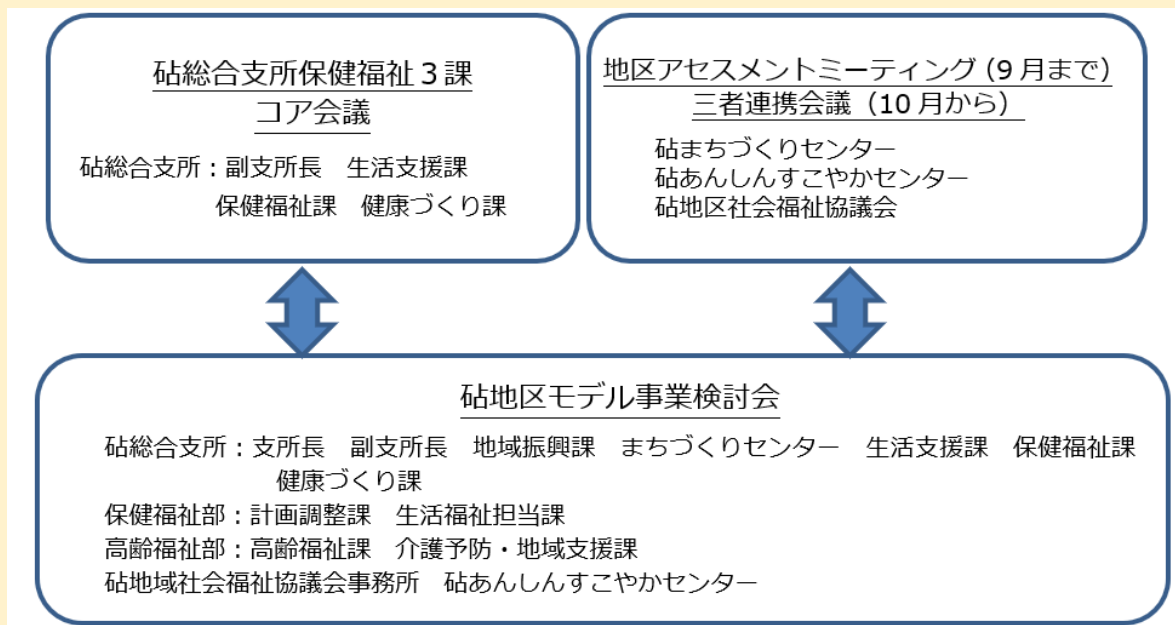
- ・ 地区における地域資源開発の実施に対する補助（1地区）

予算額：2,824千円（人件費 1,390千円 事務費 1,434千円）

第1節 地域包括ケアの地区展開（概要）

2 砧地区モデル事業

5 検討体制



6 検討概要及びスケジュール

1. 地域保健医療福祉総合計画推進委員会(作業部会含む)と総合支所内等検討委員会のタイムスケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
計画推進委員会	モデル詳細検討 各対象の包括的・継続的ケアマネジメントの仕組みづくり					モデル仕様の確定	あんずこへの人員配置	あんずこ職員研修マニュアル確認	事業実施・支所バックアップ体制の開始・評価検証					
総合支所内等 モデル事業PT	PT1	PT2	PT3	PT4	PT5	PT6	PT7	PT8	10/1地域版 広域版	PT9	PT10	PT11	PT12	PT13

2. 砧総合支所内等検討

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
福祉3課等共通	役割・課題・スケジュール確認	マニュアル等の作成・バックアップ体制の検討			各種マニュアルの完成			福祉3課のバックアップ体制の実施(巡回指導強化)					
	相談時の記録表・つなぎ方・虐待対応・緊急マニュアルフォーマット検討	研修内容の検討		研修依頼、スケジュール調整	研修実施(相談支援・緊急対応・虐待通報マニュアル等)現場見学実習								
	各ネットワーク会議の現状確認と連携方法の検討			実績集計内容の検討				評価・検証					
生活支援課	生活支援	◆生活困窮者の相談のつなぎ方、マニュアル作成											
	子ども家庭支援センター	◆子ども分野の主な相談とつなぎ方マニュアルの作成 ①主な相談内容と対応、つなぎ方マニュアル ②子ども虐待対応通報マニュアル(開庁時と時間外) ③緊急対応マニュアル(開庁時と時間外) ◆バックアップ体制の検討(母子事例への対応)											
健康づくり課	保健相談係	◆妊産婦出時の全数面接についての検討											
保健福祉課	障害支援担当	◆障害者・児の主な相談とつなぎ方マニュアルの作成 ◆障害者・児の虐待通報マニュアル(開庁時と時間外)の作成 ◆障害者・児の緊急対応マニュアル(開庁時と時間外)の作成 ◆バックアップ体制の検討						◆バックアップ体制の強化 支所内巡回指導体制の施行					
	管理係 地域支援担当	◆PT進行管理、計画推進委員会への報告、各関係部署との調整 ◆あんしんすこやかセンターバックアップ体制・研修等の全体調整											
碓あんしんすこやかセンター	地区情報の共有 勉強会の実施 進め方の検討			地域福祉資源の調査、地区把握、 資料作成、勉強会の実施			あんすこと協会の連携方法の検討						
碓まちづくりセンター							町会等関係団体への説明			事業実施・マニュアルの修正・実績集計			
社会福祉協議会							人材育成・登録バンクの作成・活用						

第1節 地域包括ケアの地区展開（概要）

2 砧地区モデル事業

7 三者連携体制の構築

(1) 地区アセスメントミーティング（平成26年4月～9月）

平成26年4月から、まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・社会福祉協議会において「地区アセスメントミーティング」を開催。10月以降、この会議はまちづくりセンターが中心となって開催する「三者連携会議」へと発展。

(2) 三者連携会議（平成26年10月～）

三者が連携・協力し協働することで地域への貢献や地域との連携・協力を育むことを目的にまちづくりセンターを中心に定例的に開催。

(3) 三者連携会議の成果（平成26年10月～平成27年3月）

①地域会議等への参加 ②モデル事業啓発チラシの作成 ③相互研修 ④連携意識の高揚 ⑤相互協力の発展

(4) 三者が連携した事例（平成26年10月～平成27年3月）

連携事例1：事業の相互紹介が効果的にできた事例

イベント等の場で、まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・社会福祉協議会それぞれの今後の事業予定をPRすることで、来場者により深く周知できた。あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会とも活動フロアを使用する事業の場合は、同会場だとわかりやすいという利点もある。*チラシを配架するだけよりも対面で案内することでより興味をもっていただきやすい。

連携事例3：相談時にタイムリーにふれあいサービス導入につながった事例

まちづくりセンターへ「暮れの大掃除が大変。手伝ってもらえるところはないか」との困りごとの相談が入った。ふれあいサービスで対応できる内容のため、すぐに社会福祉協議会職員へ引継ぎ、手続き方法等の説明を行った。これまでまちづくりセンターでは、パンフレットのコピーや社会福祉協議会の電話番号を案内する対応をしていたが、その場で詳細を伝えることができた。

まちづくりセンター → 社会福祉協議会

連携事例2：地域の関係者との連携が強化された事例

民生委員児童委員協議会に、まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・社会福祉協議会が出席することとした。会議終了後には毎回2～3名の民生委員があんしんすこやかセンターのカウンターに相談に立ち寄り、「わざわざ電話するほどのことでもないけれど」との相談や、以前対応した地域の方のその後の様子などを気軽に報告し合っている。また、町会・自治会、社会福祉協議会、民生委員の方々が、まちづくりセンターへ会議で訪れた時に、一度の来所で福祉や生活に関する相談ができるなど利便性の向上になっている。

連携事例4：制度のはざまで支援が難しいケースを地域で見守る取組みを試みている事例

ひとり暮らしの身体障害者の女性（50代）。アルコールの問題あり、部屋はものであふれている。これまで何度も生活保護担当者による片付けの支援を断り、日常の見守りの目が入りにくい状態であった。夏に暑さで食事が摂れずふらふらしているところを通行人が発見し、あんしんすこやかセンターに相談が入る。あんしんすこやかセンター職員と社会福祉協議会職員がペアで何度も訪問し、信頼関係を築きながらサービスにつなぐ取組みを、関係機関とも連携して行った。

あんしんすこやかセンター ↔ 社会福祉協議会

第1節 地域包括ケアの地区展開（概要）

2 砦地区モデル事業

8 砦モデル事業の効果と全地区展開に向けた方向性

(1) 取組みの効果

①身近な福祉相談の充実と区民ニーズへの即時対応の強化 ②地域の人材や社会資源の開発・協働による効果 ③三者連携による効果

(2) 全地区展開に向けた方向性

①身近な福祉相談の充実 ア) 人材確保と育成 イ) 情報管理の徹底 ウ) ハード対応の充実

②地域の人材や社会資源の開発・協働 ア) 社会資源の把握 イ) 地区活動の支援 ウ) 広報活動

③三者の連携体制の構築と運営 ア) 情報共有の場づくり イ) 総合支所のバックアップ ウ) 地域ケア会議等の活用による福祉活動の拡充

9 区全体の全地区展開に向けた取組み

(1) 人材育成

地域福祉基礎研修、相談記録の書き方研修、地域の資源を知る研修等の新たな研修

(2) 地域ケア会議の充実

地域ケア会議で把握した課題を政策形成に結び付け、支援の充実や新たな施策を創出していくため、区における地域ケア会議は、地区、地域及び全区に体系化し実施する。全区的な政策化に向けて世田谷区地域保健福祉審議会(全区版地域ケア会議)において議論を行い政策形成につなげる。

(3) 地域包括ケアの地区展開の推進体制（庁内の連携体制の強化）

(4) 公的サービスの基盤整備等

総合計画を受けて策定した、分野別計画等により、公的サービスの基盤整備を計画的に推進する。

(5) 一体整備

平成28年7月までに、あんしんすこやかセンターが同一の建物に入らない場所が10か所になる予定。順次計画的な整備を予定。

(6) システムの運用や台帳の電子化、個人情報の管理など

①あんしんすこやかセンターへの保健福祉総合情報システムの導入 ②あんしんすこやかセンターにおける利用者基本台帳の電子化

(7) 広報の充実（区民へのわかりやすい広報の取組み）

第1節 地域包括ケアの地区展開（概要）

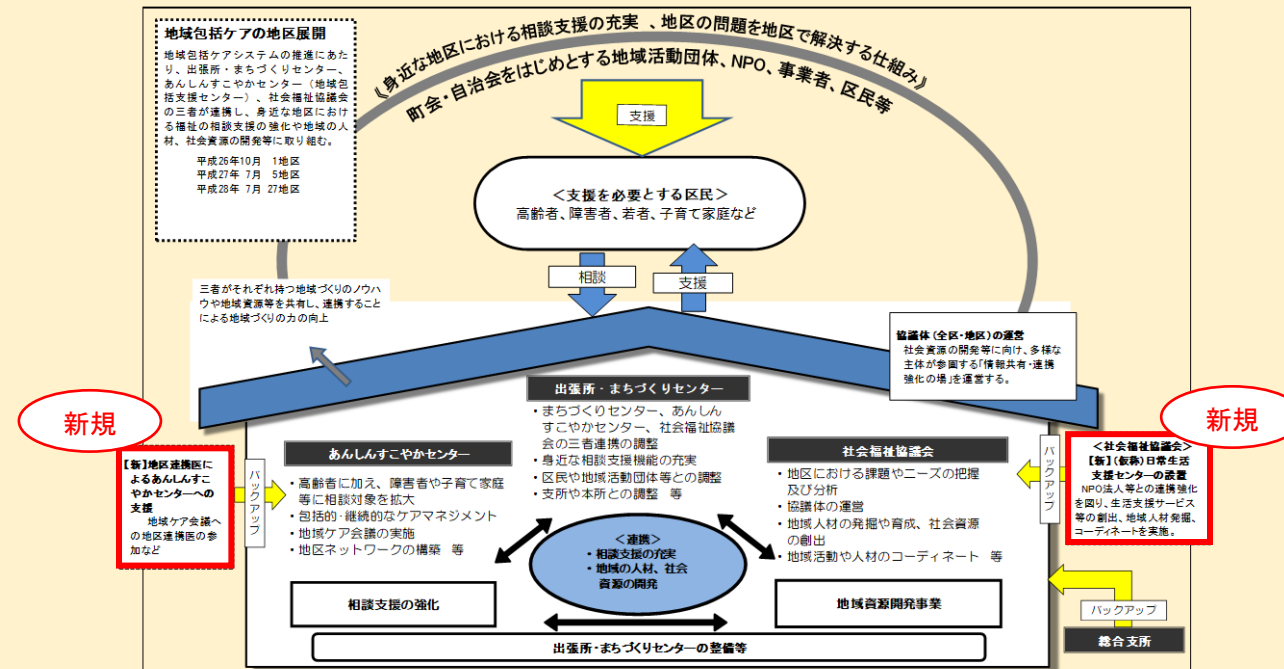
3 5 地区でのモデル事業

1 5地区でのモデル事業

(1) 5地区でのモデル事業実施

平成26年10月から開始した砦地区のモデル実施における課題や手法を参考に、平成27年度のモデル事業実施の準備を進め、平成27年7月から池尻、松沢、用賀、上北沢を加えた5地区でのモデル事業に取り組んだ。5地区でのモデル実施にあたって、三者が同じ建物に入ることに対応した統一した案内サインやプライバシーに配慮した窓口環境の整備などを実施。研修の実施による職員のスキルアップや、マニュアルの見直し等による支援体制の強化を図った。なお、今回のモデル事業を実施するにあたっては、まちづくりセンターの業務と、住民登録や印鑑証明、国民健康保険の手続き等の業務を行っている「出張所」も対象とすることとし、用賀出張所を選定。

(2) 地域包括ケアの地区展開のイメージ図（平成27年当時）



第1節

地域包括ケアの地区展開（概要）

3

5地区でのモデル事業

2

三者連携の取り組み

(1) 出張所・まちづくりセンターの取組み

①三者連携会議の開催（詳細はP85～「四者連携会議」）

(2) あんしんすこやかセンターの取組み

①地域ケア会議（地区レベル）の開催（詳細はP92～「地域ケア会議」）

②地域づくり活動

③その他

自主グループ活動の立ち上げ支援や運営に対する後方支援等エリア自立支援協議会（障害分野）など他分野の会議や、高齢者見守りネットワークをはじめとした地域住民との会議等にも幅広く参加し、ネットワークづくりや課題共有等を行い、連携を強化。

(3) 社会福祉協議会の取組み

①地域状況の調査 ②ネットワークづくり ③広報・啓発活動 ④サロン等の新規開設 ⑤人材バンクの開設 ⑥協議体の設置に向けた調整

3

あんしんすこやかセンターの取組み

・地域づくり活動

民生委員や町会・自治会、商店街などの地域関係者、ふれあい・いきいきサロンや支えあいミニデイなどの自主活動団体との連携やネットワークづくり等に取り組むとともに、地区のボランティアを育成してあんしん見守り事業等を実施。

対象	池尻	松沢	用賀	砧	上北沢	総計
民生委員活動関連	72	9	1	6	8	96
町会・自治会活動への挨拶・PR	49	35	7	20	13	124
社協関係 ミニデイ サロン	13	67	23	15	12	130
高齢者クラブ	1	1	3	2	8	15
自主グループ	20	10	36	2	6	74
ボランティア組織	11	2	1	1	0	15
マンション 高齢者住宅（管理人・管理組合・生活協力員）	7	7	0	2	6	22
商店街(コンビニ・薬局・郵便局・信金等)	13	2	2	9	15	41
学校関係	6	4	2	4	2	18
医療・看護師・薬剤師及び関係機関	23	2	1	2	6	34
警察・交番	6	1	0	0	1	8
その他	30	11	9	25	14	89
総計	251	151	85	88	91	666

あんしんすこやかセンター地域づくり活動回数（平成27年7月～平成28年3月）

第1節 地域包括ケアの地区展開（概要）

3 5 地区でのモデル事業

4 社会福祉協議会の取り組み

・地域状況の調査

各地区の地域特性を踏まえた上で、ふれあい・いきいきサロン・支えあいミニデイ、社会福祉法人、学校等に訪問調査による聞き取りを行い、地区内の社会資源及び課題の把握、分析等に取り組み社会資源マップの作成に向けた作業を進めた。

地区	訪問調査先
池尻	サロン・ミニデイ、中学校PTA、NPO法人、若者支援事業所、起業支援事業所、障害者支援事業所、保育園、児童館、デイサービス等
松沢	サロン・ミニデイ、大学、地域障害者相談支援センター、障害者支援事業所、電気店等
用賀	サロン・ミニデイ、子育てサロン、児童館、ボランティアビューロー、エフエム世田谷、商店街活性化事業企画会社、商店会、子ども教室、障害者支援事業所、有料老人ホーム、薬局等
砧	サロン・ミニデイ、児童館、障害者支援事業所、老人保健施設、学校、学生ボランティア団体等
上北沢	サロン・ミニデイ、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、NPO法人、児童館、児童関係施設、病院等

・ネットワークづくり

子育てサロンや大学など同種の活動を行う団体等が、お互いの課題を話し合い、共有する学習会や交流会等の場を設け、団体等のネットワーク化を図ることにより、サロンの運営支援者の確保や大学等の地域との関係づくりに向けた支援を進めた。

地区	取り組みの概要
池尻	・地区の関係団体や関係機関等が多数参加する三宿・池尻まちこま会を活用し、把握した課題を情報共有した。 ・児童や障害者施設に対して地域行事への参加を働きかけた。
松沢	・振り込め詐欺等の防犯意識啓発や顔の見える関係強化のため、住民同士の見守りをテーマに、12月に北沢地域サロン・ミニデイリーダー交流会を実施した。
用賀	・子育てサロンが多いので、団体間の連携促進を図るため、11月に上用賀児童館と連携し、玉川地域子育て交流会を実施した。
砧	・教育機関が数多く存在するため、高校や大学、若者世代への地域福祉活動啓発等を目的として9月に学校・子ども関係団体交流会を実施した。
上北沢	・各団体（福祉施設、警察、消防等）間の連携強化を図るため、11月に地区懇談会を実施した。

第1節 地域包括ケアの地区展開（概要）

3 5 地区でのモデル事業

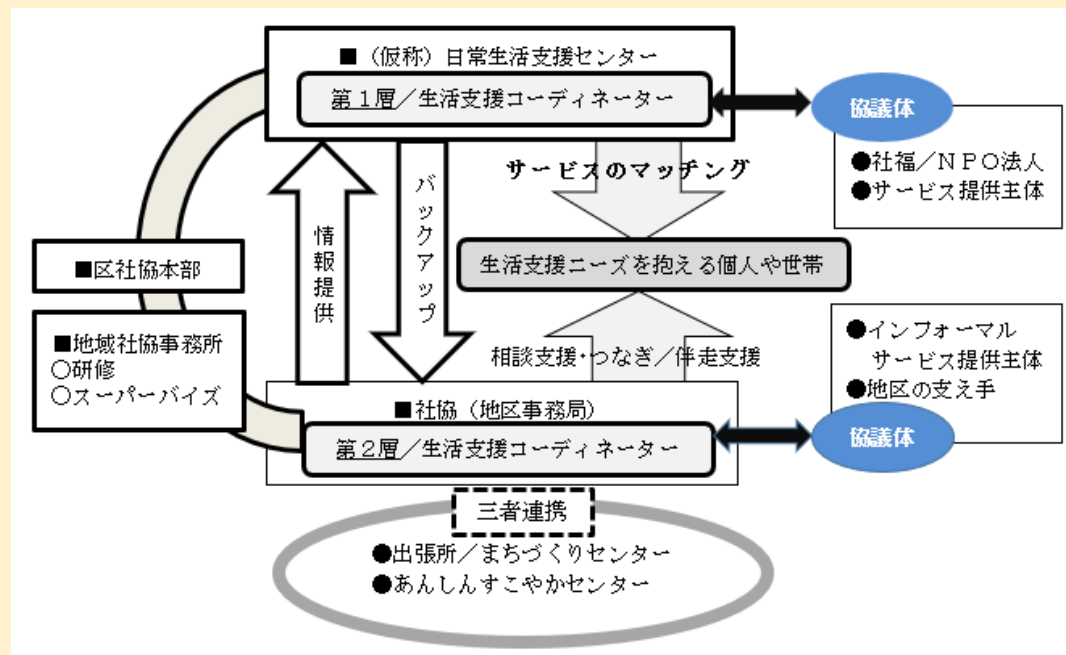
4 社会福祉協議会の取組み

- ・協議体の設置に向けて

社会福祉協議会では、団体等の訪問調査により把握した各団体の活動内容や課題等を共有・検討し、地域のニーズと課題等の共通理解を図るため、協議体として活動団体の顔合わせ会や報告会等を企画し、平成28年7月からの全地区展開に向けての土台づくりを進めた。

平成27年度の介護保険制度改正において、配食サービスや見守り事業等の生活支援サービスが、地域支援事業（包括的支援事業）に位置付けられた。こうした生活支援サービスの体制を整備するため、全区及び各地区において、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う事業主体との連携による協議体を設置し、生活支援サービスを推進する。

地区	取組みの概要
池尻	・ 3月26日 講演・交流会（三宿・池尻まちこま会、住民団体等）
松沢	・ 3月9日 障害者施設、NPO等サービス提供団体等と地区課題を共有
用賀	・ 3月16日 サロン・ミニデイの懇談と地区課題の共有
砧	・ 1月25日 サロン、高齢者施設、障害者施設とのワークショップ
上北沢	・ 3月25日、28日、30日 高齢者施設等との地区課題の共有



社会福祉協議会の体制図

第1節 地域包括ケアの地区展開（概要）

3 5地区でのモデル事業

5 保健福祉所管のバックアップ

(1) あんしんすこやかセンターの相談事例に対するバックアップ

平成27年度は保健福祉課地域支援担当が連絡票を受理し、3課へ引継ぎを実施。必要時ケース会議を開始し処遇方針決定。対応結果はあんすことも情報共有。

(2) 参加と協働による地域づくりへのバックアップ

①三者連携会議の参加と総合支所の関わり

三者連携会議に対しては、保健福祉所管では主に保健福祉課地域支援担当が関わってきた。全地区展開に向けて、モデル5地区の三者連携会議等の取組みを参考にしつつ、総合支所全体で三者が行う地域づくりをバックアップする体制を整えていく。

②社会福祉協議会地区担当者に対する支援

社会福祉協議会地域社協課に調整係を設置するとともに、同係に地域福祉コーディネート推進専門アドバイザーを配置し地域社協事務所及び地区担当職員への指揮、監督、調整体制を強化。さらに、地域社協事務所にスーパーバイザーを配置して地区担当職員への指導、助言を行い地区活動を支援。

	件数	母子	身体障害 知的障害	精神	こころ の相談	難病	生活 困窮	その他
池尻 27/7～28/3	16	0	身体1 知的5	6	2	0	0	2
松沢 27/7～28/3	38	9	身体6 知的0	12	3	0	4	4
用賀 27/7～28/3	44	9	身体6 知的5	9	1	2	0	12
砧 27/7～28/3	13	1	身体0 知的0	7	1	0	3	1
上北沢 27/7～28/3	36	1	身体4 知的0	15	4	1	7	4
計	147	20	身体17 知的10	49	11	3	14	23

高齢者相談以外で総合支所
(保健福祉3課)に連絡票を用い
引継ぎだ件数

事例1: あんしんすこやかセンターの粘り強い関わりにより、介護サービスの導入や生活の安定が図られ両親の安全確保に至った事例

精神科通院中の無職50代の男性。要介護の高齢両親のもとに同居。親の年金で生活するが介護の協力は無い。生活困窮のため両親は介護サービスが利用できていないが、父親も「息子がいるから大丈夫」と危機感が薄い。



関係機関：生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、あんしんすこやかセンター

あんしんすこやかセンターが説得を重ね、ようやく父親が生活保護申請となり、生活支援課が支援。これを機に、介護サービスの利用を開始し、両親の見守りが可能になったが、息子はサービス利用に拒否的。その後、父親の転倒事故や母親の物忘れが進行したこと、それぞれ入院・施設入所を保健福祉課も支援し、安全確保した。

事例2: 高齢の父が亡くなり独居となった生活能力が低い方への支援事例

要介護の父が死亡し独居となった50歳代の女性。父のケアマネジャーから、家事能力がなく、家は「工事現場のよう」になっている。本人の今後の生活が心配、との相談があんしんすこやかセンターに寄せられる。



関係機関：保健福祉課、あんしんすこやかセンター

生活能力が低く、知的障害が疑われるが愛の手帳は取得していない。愛の手帳が取得できれば障害者総合支援法によるサービスが受けられる。知的障害かどうか判断するために、保健福祉課の障害支援担当と保健師がケアマネジャーと一緒に訪問した。

第1節

地域包括ケアの地区展開（概要）

3

5 地区でのモデル事業

6

全地区実施に向けた対応

(1)

全地区実施に向けた課題

	課題	内容
①	相談力強化と連携促進の推進	地区における相談拡充等に対応するため、職員の相談対応のスキル向上とバックアップ体制の強化、三者の共通理解や情報共有の促進を図る必要がある。
②	相談窓口の利便性向上と環境整備	相談窓口等のプライバシーの確保や案内・誘導サインによる動線の整備、広報等、区民が利用しやすい環境づくりを行う必要がある。
③	三者一体整備と相談機会確保の推進	三者の一体整備を計画的に着実に推進するとともに、平成28年7月に三者の一体整備が完了しない地区については、相談者の利便性や相談機会を確保する相談の利便性の向上を図る必要がある。
④	早期発見のための相談窓口連携強化	支援が必要な人を早期に発見し、支援に結びつける仕組みを強化するために、三者連携の身近な相談窓口と、障害、子ども等の高齢福祉以外の各分野における相談窓口との連携方法等を整理し、連携して取り組む必要がある。
⑤	地域人材・資源の活用強化	モデル事業の取組み事例等を踏まえ、地域の人材・社会資源の開発の充実を図る必要がある。
⑥	地域ケア会議手順の明確化	地域で整理された地域課題を政策形成の検討につなげられるよう、地区、地域及び全区に体系化した地域ケア会議の実施手順や内容等を明確化する必要がある。

(2)

一体整備の課題

①

相談環境の工夫

相談者のプライバシーの確保（表示サイン、カウンターや待合等のパーテーション等の工夫）

②

施設の一体整備

平成27年5月時点で、17地区で一体整備が完了。

(3)

あんしんすこやかセンターの体制充実

①

職員の配置

②

情報システムの導入

③

窓口相談の充実

(4)

社会福祉協議会の対応体制充実

①

地域人材育成の強化

②

区内社会福祉法人及びNPO等との連携推進

③

地区での課題に応じた対応（協議体の設置）

④

職員の専門支援スキルの強化

第1節 地域包括ケアの地区展開（概要）

3 5 地区でのモデル事業

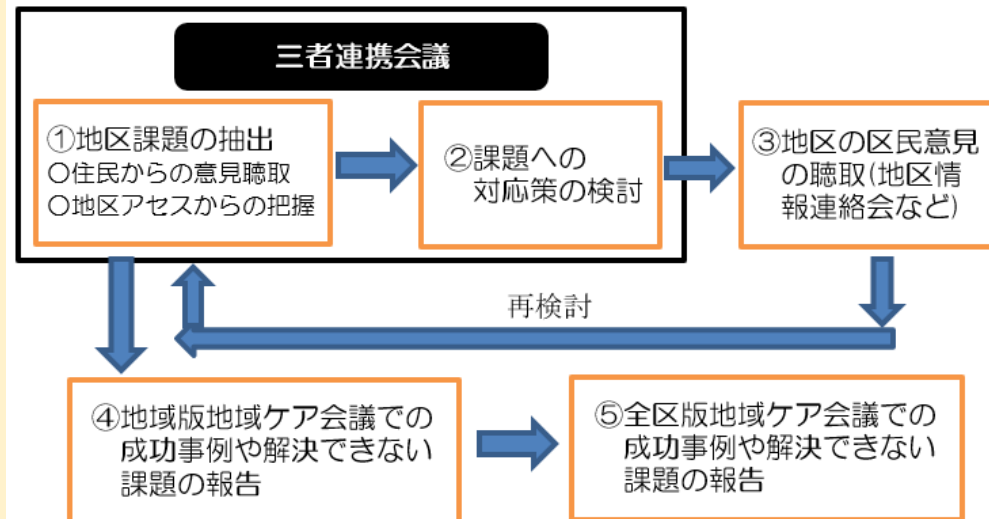
6 全地区実施に向けた対応

(5) 三者連携の要綱制定

情報の共有、普及啓発、ネットワークづくり、地区の課題解決、地域づくりに関することに取り組む。

取組みの手法として、①地区アセスの作成、②三者連携による地域づくりを、以下の図表をモデルとして進めていく。三者の顔の見える関係を築きながら、地区の課題の解決に向けた方向性や手法等について話し合いを行い、三者の調整や取りまとめの場としていく。

- ① 地区課題の抽出→②課題への対応策の検討→③地区の区民意見の聴取→
④ 地域版地域ケア会議での成功事例や解決できない課題の報告→⑤全区版地域ケア会議への報告→新たな政策へ



(6) 総合支所の体制

①組織改正（出張所と地域振興課）による体制整備

平成28年7月より、区内7か所に設置している出張所からまちづくり機能を分離し、27全地区にまちづくりセンターを設置。地区の強化に取り組む中で、その機能や役割を明確にし、区民への分かりやすさを図るとともに、地域包括ケアの地区展開をはじめ様々なまちづくり業務に、地域活動団体等と連携しながら機動的な対応を図る。

総合支所地域振興課についても、地域運営、地区まちづくりを支援する機能と、窓口業務機能を受け持つ組織体制（あらたに区民課を設置）に分割・再編し、責任体制を明確にし、地域包括ケアの地区展開を含めたまちづくりセンターへのバックアップ機能を強化する。

②保健福祉3課（生活支援課、保健福祉課、健康づくり課）の機能の充実

保健福祉3課においては、地域振興課と連携し、三者のバックアップ機能の充実を図る。総合支所長の権限の強化と副支所長の役割、総合支所への権限移譲と役割の見直し等、今後の総合支所のあり方の検討の中で、検討を進める。

(7) 各分野における地区での相談支援について

①障害福祉

全区展開に向けて、区内5地域に設置している地域障害者相談支援センターの機能及び人員体制を強化。

②子ども子育て

児童館（子育てひろば）やおでかけひろばと連携、「福祉の相談窓口」が子育て関係の施設の情報提供や子育てと介護等の複合的な問題を抱えた方の相談等を行う身近な相談窓口であることの区民周知。

第1節 地域包括ケアの地区展開（概要）

3 5 地区でのモデル事業

6 全地区実施に向けた課題課題と対応

(8) 全庁の体制

①組織体制等の整備

ア) 組織

平成28年4月から地域包括ケア担当参事を保健福祉部内に置き、保健福祉領域内の調整機能を強化するとともに、総合支所や地域行政部等の関係所管との連携を図りながら地域包括ケアの地区展開を全地区で円滑に実施する。

イ) 会議体

地区展開は区役所内の区民生活領域と保健福祉領域が連携して取り組むことが不可欠であり、総合支所連絡会や地域包括ケア地区展開推進会議等の連携を図る会議体を引き続き設置し、全地区での実施とその後の円滑な事業展開を図る。

ウ) 情報共有等

三者連携会議や課題解決の取組み等の情報を、他の地区や総合支所等で共有し、取組みの充実を図る仕組みを検討する。→地区展開報告会

②研修の体系化

ア) 区職員の研修を体系化

イ) あんしんすこやかセンター職員への研修（障害者・子ども・生活困窮者に関する制度や業務内容と相談内容の引継ぎ方等のマニュアルの充実、研修→あんしんすこやかセンターマニュアル、あんすこスキルアップ会議）

ウ) まちづくりセンター職員の研修（相談のつなぎ方のマニュアル作成、研修→まちセン研修）

③広報

ア) 名称「福祉の相談窓口」

「福祉の相談窓口」と名付け、広報で統一的に名称を使用することで、窓口としての認知度を高め、区民の利用に結び付ける。

イ) 周知

区のおしらせ特集号の発行やHP、PRチラシの回覧や掲示板での活用、イベント・集会での周知、スマートフォンアプリ、社会福祉協議会のメールマガジン等の多様な手段での広報を実施。地域包括ケアの地区展開の取組みで区民生活がどう変わるのかの周知を強化する。障害福祉や子ども子育て等の分野の地区における相談支援の取組みとあわせた周知を行う。

第3章

地域包括ケアの地区展開

- 1 節 地域包括ケアの地区展開（概要）
- 2 節 福祉の相談窓口**
- 3 節 参加と協働による地域づくり

第2節

福祉の相談窓口

1

福祉の相談窓口

1. 意義・目的

地区展開の基本の柱として、困りごとを抱えた区民が早期に相談支援につながるよう、福祉に関するあらゆる困りごとの相談を受ける窓口として、区民に身近な地区に「福祉の相談窓口」を設置している。「まちづくりセンター」「あんしんすこやかセンター」「社会福祉協議会地区事務局」が一つの建物に入り、連携することで、福祉の困りごと相談をはじめ、区民の身近な相談の聞き取り、受け止め、整理、担当組織・専門機関等へのつなぎを行い、適切な支援に結びつける。こうした福祉の相談などから、地区における福祉的な課題を把握・共有し、その解決を目指して地域の人材や社会資源の開発・協働を行ったり、四者連携において、地区で顕在化するさまざまな課題の解決を図る。特にあんしんすこやかセンターの相談事例に対しては総合支所保健福祉センターがバックアップする。

	主な役割
まちづくりセンター	区民の最も身近な行政機関として、様々な相談を受け対応する。受け付けた相談内容等を整理し、適切な窓口へつなぐほか、つなぎ先と連携して対応する。
あんしんすこやかセンター	- 高齢者に加え、障害者、子育て家庭等に相談対象を拡大し、個人に関する支援だけでなく、家庭内の複合した問題にも対応する。 - 課題整理を行い、情報提供や相談対応を行うほか、適切な担当組織や専門機関等へつなぎ、支援に結びつける。 - 事例検討を積み重ね、地区における事業者のマネジメント力の向上を図る。 - 福祉相談の充実のため、全地区展開（平成28年～）に伴い、専門職の常勤職員1名及び非常勤職員1名の追加配置。
社会福祉協議会	- 複合的課題を抱える方からの相談やアウトリーチで把握した個別課題を地域課題と一体的に捉え、地区における課題解決につなげる。 - サロン・ミニデイ等の地域交流の場への参加を希望する方に対し、事業の案内や情報提供を行うとともに、地域福祉活動に関する相談を受け、継続的に活動できるよう支援を行う。 - 相談対応等のため、地域福祉支援員（非常勤職員）1名を配置。

2. 経緯

年度	施策	内容
平成3年	区独自の地域行政制度発足	本庁、総合支所、出張所の三層構造の体制整備
平成22年	出張所・まちづくりセンター・あんしんすこやかセンターの一体整備計画	幅広い相談対応、迅速なサービス対応、身近なまちづくり活動の充実
平成26年	世田谷区地域保健医療福祉総合計画 （平成26年度～平成35年度(2014～2023)）	地域包括ケアシステムの構築、推進（地区における総合相談の整備、地域ケア会議の充実、包括的・継続的ケアマネジメント支援、地区におけるネットワークの構築、社会資源開発、5つの要素）
平成26年	地域包括ケアの地区展開 1地区モデル実施	砧地区にてモデル事業実施 「福祉の相談窓口」「三者連携会議」開始
平成27年	地域包括ケアの地区展開 5地区モデル実施	砧地区、池尻地区、松沢地区、用賀地区、上北沢地区
平成28年	地域包括ケアの地区展開	全地区展開（令和元年に新設二子玉川地区も実施）
平成28年	マニュアルの改訂（まちづくりセンター）	地区アセスメントの共通化
令和4年	世田谷区地域行政推進条例の制定	福祉の相談窓口、参加と協働による地域づくり、児童館含めた四者連携について明記。（第9条）
令和4年	まちセン・あんすこ・社協一体整備	全地区の一体整備完了
令和6年	世田谷区地域行政推進計画	地域福祉の推進として、福祉の相談窓口の充実（オンライン相談による対応の拡充やICT活用の支援等）を明記。

第2節

福祉の相談窓口

2

相談件数の推移

1

モデル事業の相談実績

(1) まちづくりセンター

① 砦モデル事業

	平成26年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
放置自転車、ごみ、鳥、猫、犬等、日常の相談件数	10	4	7	9	8	4	12	25	6	8	4	8
福祉・高齢者に関する相談件数	5	4	9	7	1	12	20	8	20	14	10	7
子育て関係の相談件数	6	0	3	3	3	10	5	3	6	1	1	1
まちづくり（ハードを含む）	1	1	0	2	1	4	3	1	5	7	1	6
その他の相談件数	53	45	76	59	64	67	62	22	71	40	85	61
小計	75	54	95	80	77	97	102	59	108	70	101	83

- ①福祉・高齢者に関する相談が一体化及びモデル事業を実施したことで増加。
- ②日常の相談(放置自転車、ごみ、鳥、猫、犬等)も増加した。

② 5 地区モデル事業 ※用賀地区は出張所のため実績集計なし

		平成26年度 (7月～3月)	平成27年度 (7月～3月)
池尻	放置自転車、ごみ、鳥、猫、犬等、日常の相談件数	12	13
	福祉・高齢者に関する相談件数	20	37
	子育て関係の相談件数	10	6
	まちづくり（ハードを含む）相談件数	1	0
	その他の相談件数（上記の4項目以外）	110	448
	小計	153	504
松沢	放置自転車、ごみ、鳥、猫、犬等、日常の相談件数	32	53
	福祉・高齢者に関する相談件数	22	18
	子育て関係の相談件数	17	20
	まちづくり（ハードを含む）相談件数	2	4
	その他の相談件数（上記の4項目以外）	27	69
	小計	100	164
砦	放置自転車、ごみ、鳥、猫、犬等、日常の相談件数	84	66
	福祉・高齢者に関する相談件数	99	159
	子育て関係の相談件数	33	20
	まちづくり（ハードを含む）相談件数	30	20
	その他の相談件数（上記の4項目以外）	531	621
	小計	777	886
上北沢	放置自転車、ごみ、鳥、猫、犬等、日常の相談件数	47	30
	福祉・高齢者に関する相談件数	72	90
	子育て関係の相談件数	26	21
	まちづくり（ハードを含む）相談件数	3	4
	その他の相談件数（上記の4項目以外）	60	82
	小計	208	227
総計		1238	1781

【5 地区モデル事業の実績】

- ①まちづくりセンターの行う日常の相談、福祉相談などの4項目については、27年度の件数が26年度を上回っている。
- ②モデル実施2年目の砦まちづくりセンターの相談総件数は、平成26年度の7月～3月と平成27年度の同期間ではほぼ同数であるが、分野別では福祉・高齢者の相談件数が1.6倍と伸張しており、相談件数が伸びていることから、三者一体整備による窓口機能の充実の成果が現れている。

第2節 福祉の相談窓口

2 相談件数の推移

1 モデル事業の相談実績

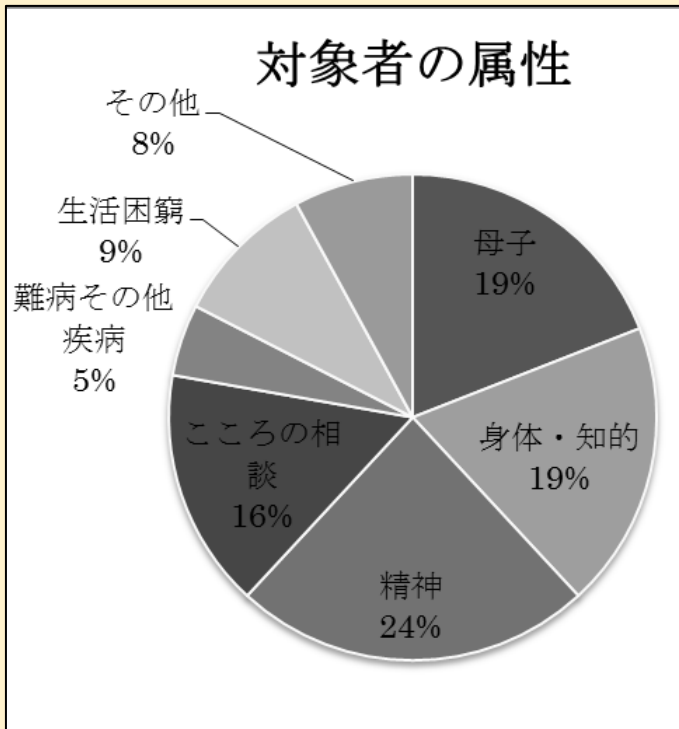
(2) あんしんすこやかセンター

① 砧モデル事業

モデル事業対象 相談件数	
実 数	延 数
63	158

<対象期間>

平成26年度10月～3月
※同時期のあんしんすこやかセンターの高齢者を含む
延べ相談件数は3,354件。
モデル事業対象相談は全体の約5%。



相談の対象者の属性の内訳では、総相談実数63人中、「精神」が15人(24%)と最も多く、2番目には「障害(身体・知的)」と「母子」がそれぞれ12人(19%)、その次は「こころの相談」が10人(16%)であった。

② 5地区モデル事業

	平成26年度	平成27年度		
	相談総数 (延数)	相談総数 (延数)	モデル事業相談 (実数)	モデル事業相談 (延数)
池尻	5,373	5,747	27	90
松沢	2,962	3,059	48	81
用賀	4,781	7,095	56	117
砧 〇=7～3月	6,591(4,901)	6,815 (4,730)	72 (37)	176 (108)
上北沢	4,817	5,118	36	81
計	24,524	27,834	239	545

<対象期間> 砧地区 : 平成27年4月～3月 (カッコ内7月～3月)
他4地区 : 平成27年7月～3月

モデル事業相談結果実数

あんしんすこやかセンター単独により		関係機関へつなぎ		合 計
終結	継続中	終了	継続中	
85	31	80	43	239

【5地区モデル事業の実績】

①全ての相談のうち、今回のモデル事業対象相談は約2%。
(延相談件数: 27,834件のうち延545件)

②総相談実数239人中、「障害(身体・知的)」が54人(23%)と最も多く、2番目には「母子」42人(18%)、「障害(精神)」が39人(16%)。また障害(精神)と、こころの相談を合計すると、73人(31%)と3割以上を占めた。関係機関へつないだ合計123件のつなぎ先は、保健福祉課52件(42%)、健康づくり課26件(21%)、生活支援課21件(17%)、その他(社会福祉協議会、地域活動支援センター、総合福祉センターなど)24件(20%)

→あんすこに幅広い相談が寄せられている。

第2節 福祉の相談窓口

2 相談件数の推移

1 モデル事業の相談実績

(3) 社会福祉協議会 ① 砦モデル事業

月次	10月	11月	12月	1月	2月	3月	期間計
件数	50件	29件	11件	14件	26件	25件	155件
一般相談（地域活動等）	43(5)	23(4)	9(5)	7(2)	6(5)	19(7)	107(28)
内あんしんすこやかセンターより紹介	(4)	(3)	(5)	(1)	(3)	(5)	(21)
内まちづくりセンターより紹介	(1)	(1)	(0)	(1)	(2)	(2)	(7)
ふれあいサービス協力会員からの相談・情報提供	7	6	2	7	20	6	48

<対象期間>平成26年度10月～3月

これまでの相談(サロン、子育ての活動紹介等)の他に、一体化の効果として、あんしんすこやかセンター、まちづくりセンターから紹介・連携する相談内容が増加した。

相談内容別	合計(件)
高齢者	18
障害者	3
地区社協	17
サロン・ミニデイ	47
ふれあいサービス	48
その他	22
合計	155

【5地区モデル事業の実績】

- ①社協への相談以外から引き継がれる相談も約2割ある。
- ②相談の4割は来所によるもので、身近な場所のできる相談は区民にとって便利なものと考えられる。
- ③砦モデル地区での前年比較では、26年度に比べ、月平均の相談件数は増加した。

② 5地区モデル事業

	直接相談	地域事務所より	まちづくりセンターより	あんしんすこやかセンターより	その他地域活動団体より
池尻	46	26	3	17	1
松沢	41	14	26	32	2
用賀	56	58	6	8	0
砦	201	92	6	20	7
上北沢	29	37	10	25	1
合計件数	373	227	51	102	11

<対象期間>平成27年7月～3月

相談方法

月	7月～3月
電話	402
来所（三者間でのつなぎ含む）	303
訪問	59
合計件数	764

相談内容件数

月	7月～3月
高齢	348
障害	21
子ども	79
地域活動	258
その他	129
合計件数	835

砦地区における相談実績の比較（延数）

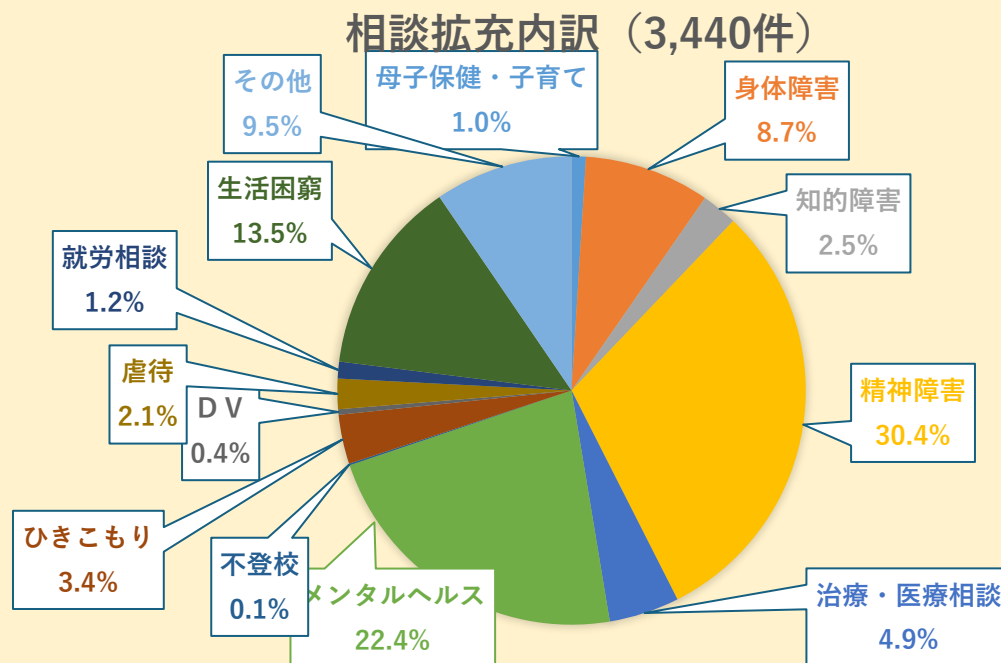
平成26年度		平成27年度	
10月～3月	月平均	4月～3月	月平均
154	25.6	350	29.1

第2節 福祉の相談窓口

2 相談件数の推移

2 全地区展開後の相談実績（平成28年と令和6年の比較）

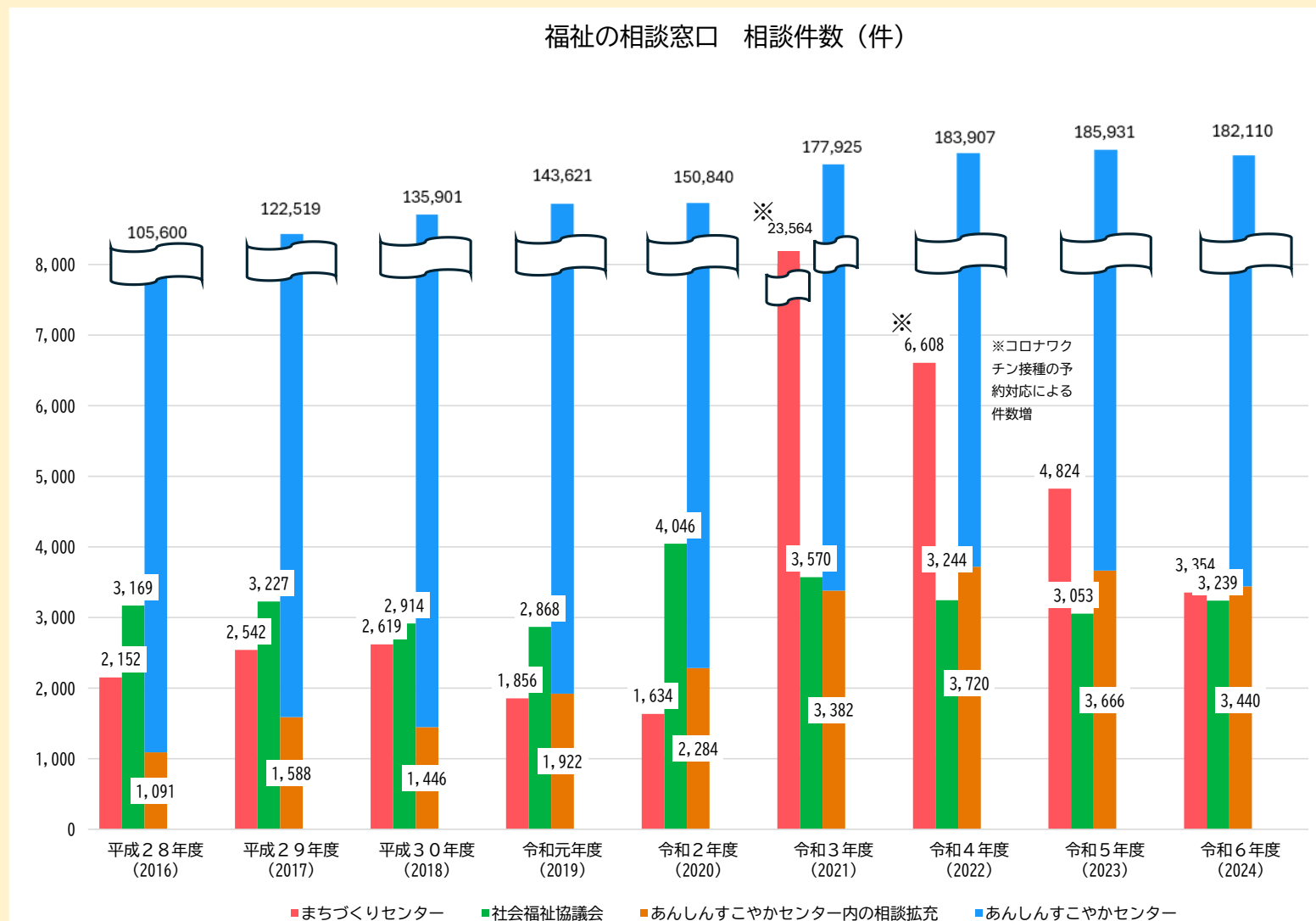
相談先	平成28年度	令和6年度
まちづくりセンター 福祉の相談件数	2,152	3,354
あんしんすこやかセンター 相談件数	105,600	182,110
内、相談拡充(障害者、子育て家庭等の相談)	1,091	3,440
社会福祉協議会 相談件数	3,169	3,239



第2節 福祉の相談窓口

2 相談件数の推移

2 全地区展開後の相談実績（推移）



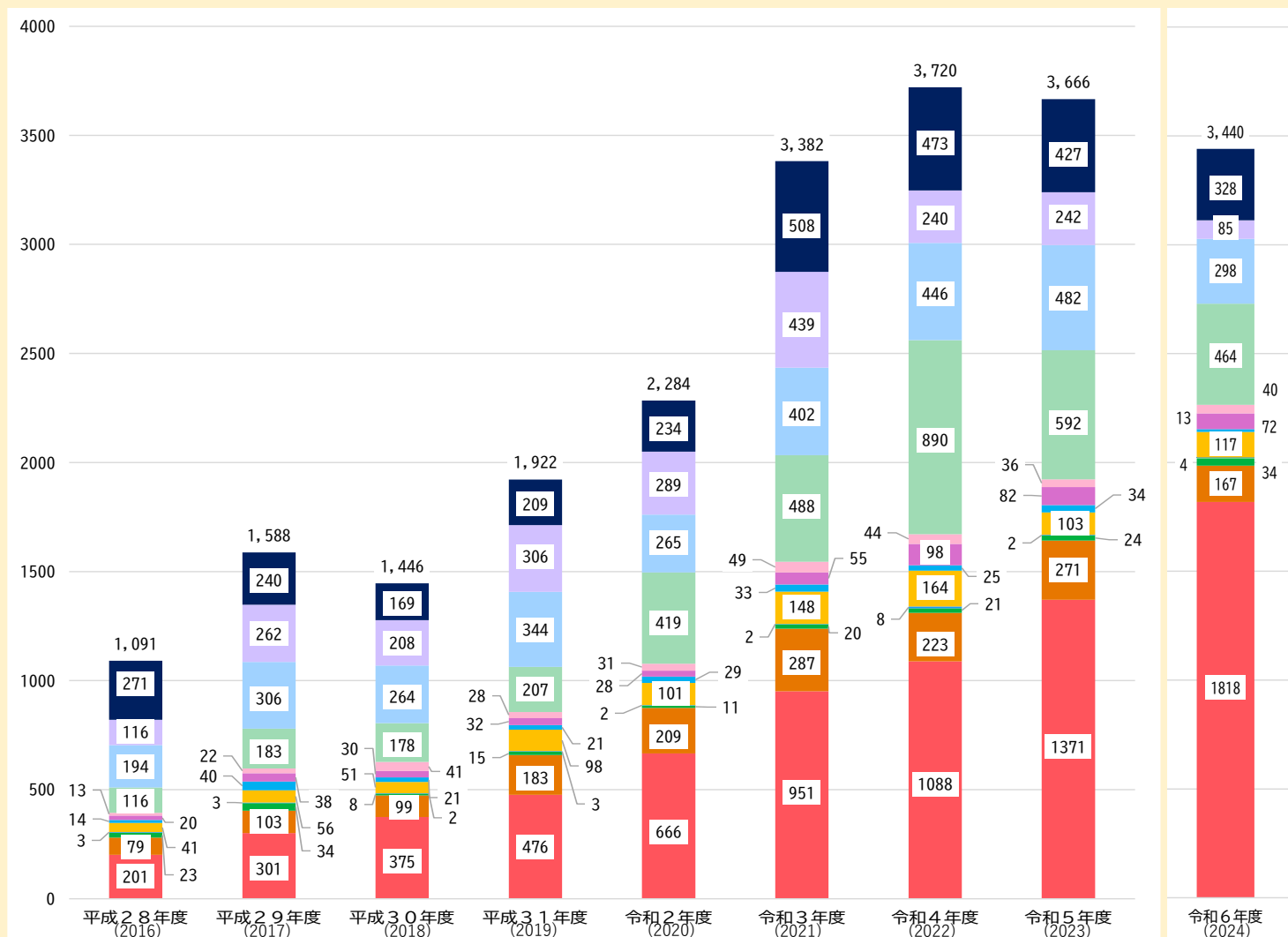
第2節 福祉の相談窓口

2 相談件数の推移

3 あんしんすこやかセンターの相談拡充分の内訳の推移（実数）※相談拡充分とは、高齢者以外の相談のこと

【平成28年度～令和5年度】

- その他
- 療育、介護、対応方法の相談
- 情報提供・サービス案内
- 生活困窮
- 就労相談
- 虐待
- DV
- ひきこもり
- 不登校
- 妊娠届・育児相談計
- 治療・医療相談
- メンタルヘルス相談



【令和6年度】

- その他
- 知的障害
- 身体障害
- 生活困窮
- 就労相談
- 虐待
- DV
- ひきこもり
- 不登校
- 母子保健・子育て
- 治療・医療相談
- メンタルヘルス・精神障害計

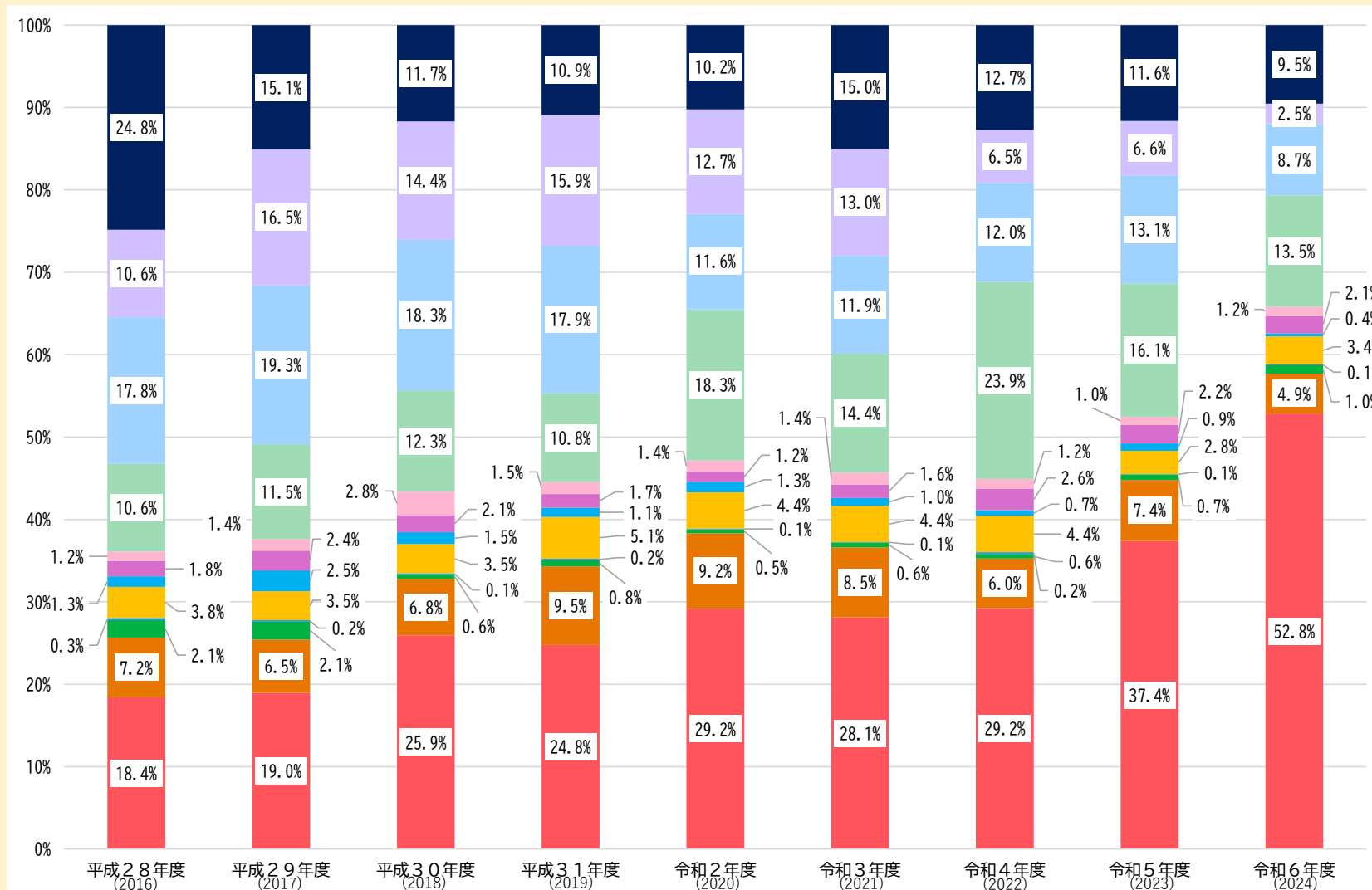
第2節 福祉の相談窓口

2 相談件数の推移

4 あんしんすこやかセンターの相談拡充分の内訳の推移（割合） ※相談拡充分とは、高齢者以外の相談のこと

【平成28年度～令和5年度】

- その他
- 療育、介護、対応方法の相談
- 情報提供・サービス案内
- 生活困窮
- 就労相談
- 虐待
- DV
- ひきこもり
- 不登校
- 妊娠届・育児相談計
- 治療・医療相談
- メンタルヘルス相談



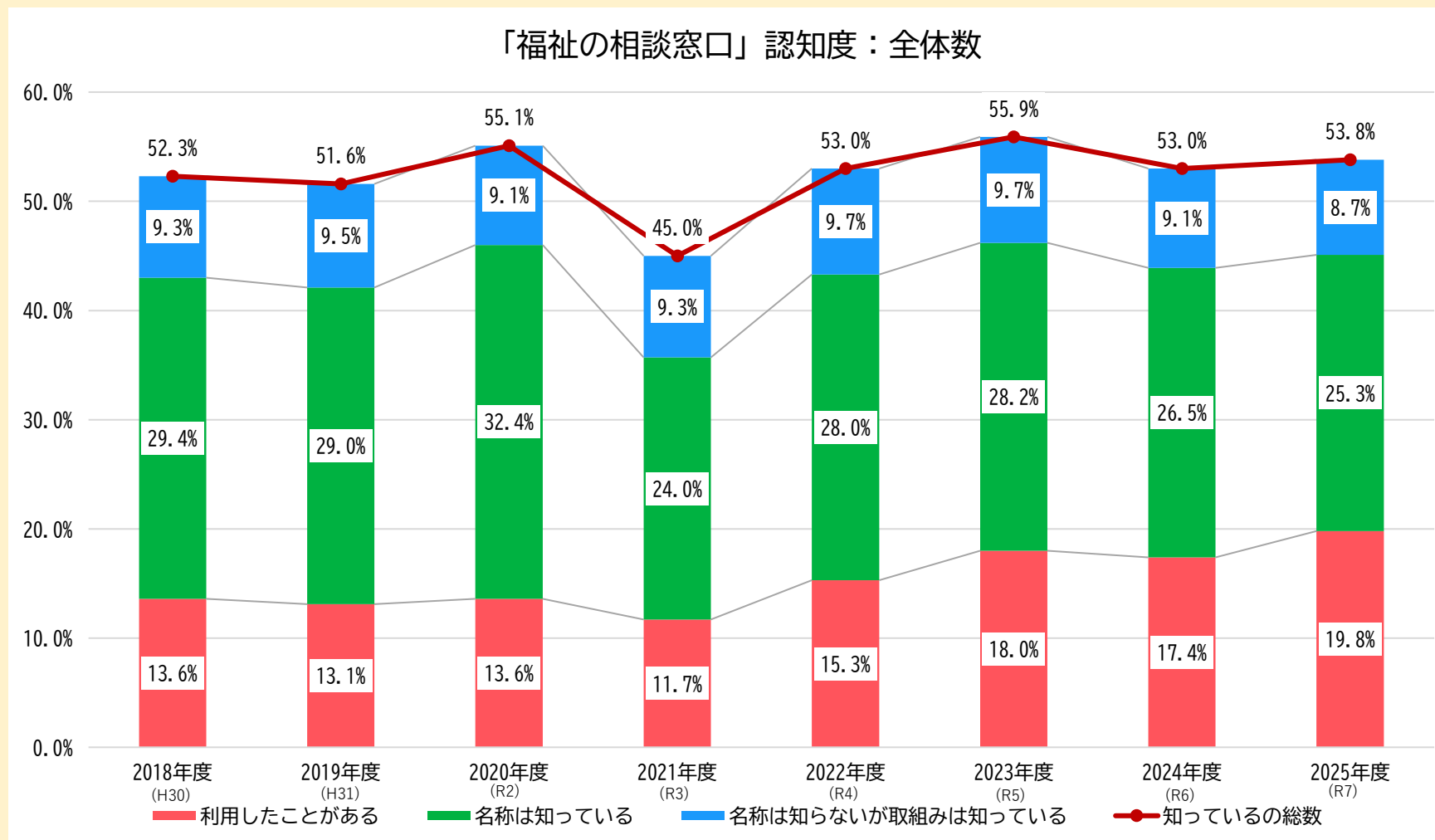
【令和6年度】

- その他
- 知的障害
- 身体障害
- 生活困窮
- 就労相談
- 虐待
- DV
- ひきこもり
- 不登校
- 母子保健・子育て
- 治療・医療相談
- メンタルヘルス・精神障害計

第2節 福祉の相談窓口

3 福祉の相談窓口の認知度

1 「福祉の相談窓口」の認知度推移



第2節

福祉の相談窓口

4

一体整備の状況

1

意義・目的

三者を一体整備することにより、三者間のコミュニケーションがよりタイムリーかつ円滑に取ることができ、お互いの業務を理解したうえで活動できるようになる。迅速な対応により、事態の重度化や悪化の防止、区民の利便性の向上を図る。

一体整備にあたっては、相談者のプライバシーの確保と三者の円滑な連携、利用者がわかりやすい表示サイン等を基本の考えとし、カウンターや待合、相談スペース、パーテーション等の工夫を行った。

2

経緯

年	施策	内容
平成22年	出張所・まちづくりセンター・あんしんすこやかセンターの一体整備計画	地域の拠点施設である出張所・まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）を同一施設内に整備する計画を策定。身近な地区で幅広い相談対応・迅速なサービス提供・地域活動支援を可能にする体制づくりを推進。
平成26年	世田谷区地域保健医療福祉総合計画（平成26年度～平成35年度(2014～2023)）	地域包括ケアシステムの構築、推進（地区における総合相談の整備等）
平成26年	地域包括ケアの地区展開 1地区モデル実施	砧地区にてモデル事業実施 ※砧地区で一体整備完了
平成27年	地域包括ケアの地区展開 5地区モデル実施	砧地区、池尻地区、松沢地区、用賀地区、上北沢地区 ※5地区で一体整備完了
平成28年	地域包括ケアの地区展開	7月より、区内7か所に設置している出張所からまちづくり機能を分離し、27全地区にまちづくりセンターを設置。→全地区展開 ※18地区で一体整備完了
令和元年	二子玉川地区が新設	全27地区→全28地区となる。
令和4年	まちセン・あんすこ・社協一体整備完了	全28地区の一体整備完了

第2節

福祉の相談窓口

5

バックアップ体制・伴走支援体制の強化

1

意義・目的

福祉の相談窓口の開設により、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会にはこれまでの専門的な相談の他、多様な相談を受けることが想定された。特にあんしんすこやかセンターにおいては、高齢者に限らない相談を受けるため、必要に応じて総合支所保健福祉センター各課と連携したり、専門部署に引継ぐなど、地域レベルの専門機関が福祉サービスの導入、情報提供、専門相談等の支援を行い地区へのバックアップ体制の強化がなされた。地域でも解決が困難な課題については、本庁組織が広域の資源開発・施策横断的な政策立案により対応することで区全体としての体制強化を図ることとした。

2

経緯

相談を行う上で必要となるマニュアルの作成、研修の実施。
 あんしんすこやかセンターへの巡回指導は、保健福祉課が月1回実施。

対象者が明確で関係機関につなぐ必要がある事例については、相談受付記録票を作成し、保健福祉課地域支援担当に送付し、保健福祉課地域支援担当が中心となり、保健福祉3課のコア会議で月1回定期的に情報共有や課題整理、役割分担を検討する体制をとった。

毎月開催する三者連携会議に保健福祉3課の職員も参加し、地区課題の把握とまちづくりセンター、社会福祉協議会との情報交換に努めた。

令和4年にはひきこもり相談窓口「リンク」を開設し年齢を問わずひきこもり当事者の方や家族の支援を強化した。

令和6年度には重層的支援体制整備事業を本格実施し複雑・複合した課題への対応の強化を図った。

また、令和4年11月、まちづくりセンターと保健福祉センターをつなぐオンライン相談をモデル実施し、令和6年10月より全地区にて実施した。ぷらっとホーム世田谷、ひきこもり相談窓口「リンク」、保健センター、地域障害者相談支援センター「ぽーと」、地域生活安全課、都市整備領域にも拡充。

3

あんすこから保健福祉課への引き継ぎ

平成27年度（5地区モデル事業）の実績

	件数	母子	身体障害 知的障害	精神	こころの相 談	難病	生活 困窮	その他
池尻 27/7～28/3	16	0	身体1 知的5	6	2	0	0	2
松沢 27/7～28/3	38	9	身体6 知的0	12	3	0	4	4
用賀 27/7～28/3	44	9	身体6 知的5	9	1	2	0	12
砧 27/7～28/3	13	1	身体0 知的0	7	1	0	3	1
上北沢 27/7～28/3	36	1	身体4 知的0	15	4	1	7	4
計	147	20	身体17 知的10	49	11	3	14	23

※平成26年度の実績は26件（砧地区モデル事業）

第2節 福祉の相談窓口

6 課題・今後の方向性

1 福祉の相談窓口の認知度

- ・高齢者層には一定程度定着しているが、若年層や男性の認知度が低い傾向にある。例えば、ヤングケアラーなど困りごとを抱えている方が福祉相談に繋がらず、潜在化してしまうことが考えられる。

2 一体整備について

- ・階が違うなど、同じフロア内に整備されていない場合には、連携に工夫が必要になる。

3 バックアップ体制・伴走支援体制の強化について

- ・福祉の相談窓口への相談件数は今後も増加し、相談内容はこれまで以上に複雑・複合化していき、さらに、制度の狭間のニーズを抱えた相談も増えると想定される。困りごとを抱えた区民の相談が地区で滞留することなく、適切な支援に繋がれるバックアップ体制が必要となる。
- ・三層構造の仕組みを活かし、地域レベルの保健福祉センターや地域障害者支援センターぽーと、全区レベルの各本庁組織等が一体となって地区をバックアップする必要がある。
- ・福祉分野だけでは解決が困難な課題が増えてきているため、重層的支援体制整備事業等による分野横断的な全区レベルでのバックアップ体制の更なる強化が必要となる。

第3章

地域包括ケアの地区展開

- 1 節 地域包括ケアの地区展開（概要）
- 2 節 福祉の相談窓口
- 3 節 参加と協働による地域づくり

第3節 参加と協働による地域づくり

1 四者連携会議

1 意義・目的

まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・社会福祉協議会・児童館の四者が情報を共有し、連携・協働を促進することを目的に、定期的に開催している。「福祉の相談窓口」に寄せられた区民の困りごとや、地域ケア会議、地区アセスメントから地区の課題を抽出し、四者連携会議で共有したうえで、会議の結果を踏まえて、地区の資源を開発し新たな日常生活の支援に結びつけている。

2 経緯

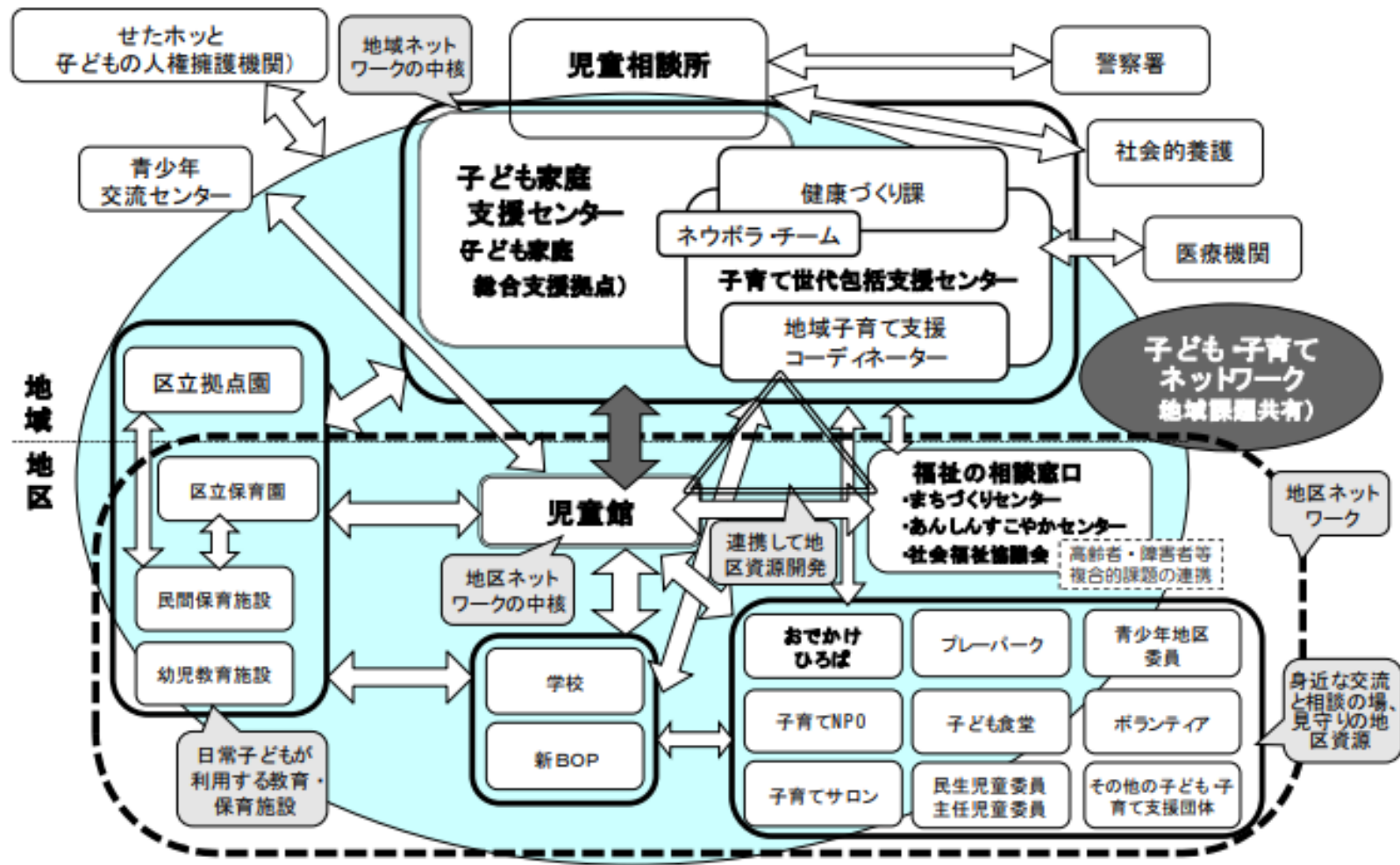
年	内容
平成26年4月	三者による「地区アセスメントミーティング」を開催。地区を知ること、アセスメントして地域課題を抽出すること、各機関における地域課題に対する取組みの一助とするための方針・方策を検討すること、これらを通じて三者の連携を強化することを目指し、定期的開催。
平成26年10月	モデル地区である砦において、地区アセスメントミーティングから発展した「三者連携会議」を月1回定例的に開催。 目 的：三者が連携・協力し協働することで地域への貢献や地域との連携・協力を育むこと テーマ：地区アセスメントミーティングでの積み残し内容の検討、地区アセスメントミーティングでまとめた方策の具体化・情報交換 成 果：地域会議等への参加、モデル事業啓発チラシの作成、相互研修、連携意識の高揚、相互協力の発展
平成27年7月	池尻、松沢、用賀、上北沢を加えたモデル5地区において、三者連携会議を定例的に開催。三者の顔の見える関係を築きながら、地区の課題の解決に向けた方向性や手法等についての話し合いを実施。三者連携会議等において、相談事例や地区の住民、活動団体の声、あんしんすこやかセンターや社会福祉協議会の取組み等から浮き彫りになった地区課題を共有し、その解決に向けて、参加と協働による地域づくりを進めることとした。
平成28年7月	「世田谷区地域包括ケアに係る三者連携会議設置要綱」を制定、施行。要綱に基づき、全地区にて三者連携会議を定例的に開催し、情報の共有、普及啓発、ネットワークづくり、地区の課題解決、地域づくりに関することに取組む。
令和4年5月	「世田谷区地域行政推進条例」の策定に向け、従来の三者連携に児童館を加えた四者連携を進めることとなり、四者連携会議を全地区で実施。
令和4年10月	「世田谷区地域行政推進条例」の施行に併せて要綱の改正。

第3節 参加と協働による地域づくり

1 四者連携会議

<世田谷区子ども計画（第2期）後期計画令和2～6年度P.25>

■ 子ども・子育てにかかる相談支援のネットワーク図 ■



<地域行政推進条例>～条例抜粋～

（地域包括ケアの地区展開に係る機能の充実）

第9条 まちづくりセンター等は、地域包括ケアの地区展開のため、総合支所、本庁等との連携のもと、情報通信技術を活用し、相談、手続等の福祉の相談窓口における機能の充実を図るものとする。

2 まちづくりセンター等及び児童館は、地域包括ケアの地区展開のため、地区における福祉に係る課題の解決のために必要な人材、場所、情報、技術等の社会資源の開発及び区民との協働による福祉に係るまちづくりの促進を図るものとする。

第3節 参加と協働による地域づくり

1 四者連携会議

3 実績

(1) 5地区モデル事業

地区	三者連携会議の実績 (平成27年7月～平成28年3月)
池尻	9回
松沢	9回
用賀	4回
砧	9回
上北沢	8回

(2) 全地区展開以降

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標値	-	-	-	-	-	-	-	-	280回	280回
実績値	回	回	322回	329回	298回	346回	403回	333回	327回	回

※平成28年度～令和3年度までは三者連携会議、令和4年度からは児童館を加えた四者連携会議の実施回数。全地区計。

(3) 成果

- お互いの地区の活動状況の参考とするため、会議資料及び記録は、庁内共用フォルダに保存し、確認できるようにしている。
- 案件により、四者以外にも支所保健福祉センターや地域障害者相談支援センターが参加し、会議内容の深化につながっている。
- 議題の内容を発展・深化させ、地区の特色を活かした多様な取組みを実施できている。

第3節 参加と協働による地域づくり

1 四者連携会議

4 事例

大蔵住宅建替え支援「ひまわり喫茶」の取り組み（平成29年度発表）

大蔵住宅の全面建て替えが決まって、全員が転居しなければならない場面での住民への支援策。高齢者単独世帯の不安を解消するため、地域の資源である学校・事業者・専門職が協働、高齢者の引っ越しを支援した。

きぬた福祉の相談窓口の
基本的な考え方

それぞれの得意な分野を活かし、
そうでないところは補い合う



※現在はここに児童館が加わって四者で連携



第3節 参加と協働による地域づくり

2 地域包括ケアの地区展開報告会

1 意義・目的

各地区の「参加と協働による地域づくり」の取組みをさらに進めていくことを目的に、全地区合同の四者連携会議と位置付けた事例報告会として開催している。区民・担い手と区との認識及びノウハウの共有を図っている。各地区での取組事例や地域活動を報告し、共有することで、資源開発の手法等を学び、地区の資源開発に役立てている。

2 経緯

年	内容
平成29年8月	第3回地域包括ケア地区展開推進会議において、報告会を開催することを決定。 目的：各地区において参加と協働の地域づくりのノウハウを共有し、地区の担い手の確保を進める。 位置づけ：全地区合同による三者連携会議と位置づける。 ※報告会開始当初より、まちセン、あんすこ、社協の三者が登壇することとされていた。
令和4年2月	令和3年度の報告会を動画配信（コロナ禍の影響）
令和7年11月	シンポジウム「地域包括ケア10年」に内包。

3 実績（報告会の参加人数）

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
目標値			200人	200人	200人	200人
実績値	187人	229人	249人			

- 報告会の参加者数は基本計画の成果指標として集計しており、平日開催にもかかわらず十分な人数が参加している。

第3節 参加と協働による地域づくり

3 地区アセスメント

1 意義・目的

各地区ごとにまちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会地区事務局及び児童館等が、地区の社会資源等、住民ニーズ、生活課題等を広く把握・分析し、抽出した地区課題への対応について、地区情報連絡会等において、区民・関係機関等と共有するため作成するもの。

2 経緯

年	内容
平成26年4月	砧において三者による「地区アセスメントミーティング」を開催。地区を知ること、アセスメントして地域課題を抽出すること、各機関における地域課題に対する取組みの一助とするための方針・方策を検討すること、これらを通じて三者の連携を強化することを目指し、9月まで定期的に開催された（10月以降三者連携会議に発展）。ミーティングの取組みを「アセスメントミーティング検討資料」という形でまとめた。
平成28年6月	まちづくりセンター向け資料において、地区アセスについて記載。（目的、項目の統一化、主な役割分担）
平成28年11月	地域包括ケアの地区展開に併せ、作成要領を提示。ただし、当該要領はあくまで例示・参考様式としたため、各地区で様式が異なっていた。また、当時は第一段階として「地区の現況報告（案）」を作成し、第二段階として「地区の課題」を抽出したうえで、それらをあわせて「地区アセス（案）」としていた。
平成29年	本格実施
平成30年7月	地域包括ケア地区展開推進会議において、定期的な更新が必要となる旨を周知。概要、本体の構成となった。
令和4年10月	地域行政推進条例、地域行政推進計画策定。地区アセスメントについて記載。
令和5年	全地区共通の新様式に変更
令和6年	地区アセスメントのHPでの掲載開始

3 成果

- 令和5年度より、全地区共通の様式を作成・利用し、項目の統一化や内容の標準化を図った。
- 令和6年度より、HPでの掲載を開始し、より広い範囲への周知が可能となった。

第3節 参加と協働による地域づくり

3 地区アセスメント

4 参考資料（地区アセスメント様式）

地域包括ケアの地区展開		令和8年度		〇〇		地区アセスメント									
人口	面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)	高齢者人口 (人)	高齢化率 (%)	年少人口 (人)	年少人口率 (%)	世帯数 (世帯)	平均世帯人数 (人)	高齢者がいる世帯数	高齢者がいる世帯率 (%)	介護保険 認定者数 (人)	認定率 (%)	障害者 手帳保持者 数	障害サービス受 給者数
傾向															
地域活動	町会・自治会 数	公民館 数	サロンの登録団体数	サロンの登録団体数	ミニシアター 数	地域・新たな 居場所 登録団体数	地域・民間施設 の活用 登録団体数	地域・民間施設 の活用 登録団体数	生活支援 センター 登録団体数	生活支援 センター 登録団体数	生活支援 センター 登録団体数	主な活動団体とその取組内容			
生活支援	地域包括型サービス														
	定期定 時・随時 対応型 訪問介護 看護	定期定 時・随時 対応型 訪問介護 看護	定期定 時・随時 対応型 訪問介護 看護	定期定 時・随時 対応型 訪問介護 看護	定期定 時・随時 対応型 訪問介護 看護	定期定 時・随時 対応型 訪問介護 看護	定期定 時・随時 対応型 訪問介護 看護	定期定 時・随時 対応型 訪問介護 看護	定期定 時・随時 対応型 訪問介護 看護	定期定 時・随時 対応型 訪問介護 看護	定期定 時・随時 対応型 訪問介護 看護	定期定 時・随時 対応型 訪問介護 看護	定期定 時・随時 対応型 訪問介護 看護	定期定 時・随時 対応型 訪問介護 看護	定期定 時・随時 対応型 訪問介護 看護
医療	障害相談支援機関・相談支援事業所														
医療	医療機関・訪問看護等														
住まい・環境・防災	主な公園・緑道・広場														
	土地利用・地理的特徴（住居の特徴を含む）														
住まい・環境・防災	交通の便に関する事項（鉄道・道路）														
住まい・環境・防災	産業に関する事項（買物・商店街などを含む）														
防災 → 各地区の地区防災計画を参照															

子ども・教育	児童館	
	その他、児童施設	
子ども・教育	おでかけひろば	
	保育施設	
子ども・教育	幼稚園	
	新BOP	
子ども・教育	地区内に所在する小学校または関係のある小学校	
	地区内に所在する中学校または関係のある中学校	
子ども・教育	地区内に所在する高校・大学等または関係のある高校・大学等	
	子どもに関するその他の事項	
その他支援	その他の支援機関など（例：就労支援など）	
公共施設	図書館	
	地区会館、区民集会所など	
地区ビジョン		
課題、取組みの方向性		
地区課題解決の取組み		
参加と協働の地域づくりの取組み内容（参加と協働を基盤とした地区課題への取組み）	①	
	②	
参加と協働の地域づくりの取組み内容（参加と協働を基盤とした地区課題への取組み）	③	
	④	
参加と協働の地域づくりの取組み内容（参加と協働を基盤とした地区課題への取組み）	⑤	
	⑥	

第3節 参加と協働による地域づくり

4 地域ケア会議

1 意義・目的

(1) 地域ケア会議の概要（全体像）

地域ケア会議は地域包括ケアシステムを効果的に機能させるため、個別支援の充実とそれを支える社会基盤の整備とを同時に進めるための一つの手法として介護保険法で定められた会議で、①個別課題解決②ネットワーク構築③地域課題発見④地域づくり・資源開発⑤政策形成という5つの機能を有している。

(2) 世田谷区の地域ケア会議の全体像

世田谷区では地域行政推進条例の考えに基づき「地域ケア会議」を、28地区で行う「地区版地域ケア会議」、5つの地域（総合支所）で行う「地域版地域ケア会議」、全区レベルの「全区版地域ケア会議」の3層に整理し実施する体制となっている。

2 経緯

(1) モデル事業での経過

平成26年度の砧地区におけるモデル実施において、地域ケア会議の実現に向けた検討を実施。関係者への周知やネットワーク拡充を目的とし砧エリア自立支援協議会に企画段階からあんすこや砧社協が参加。平成27年度の5地区展開時には、地区版地域ケア会議、地域版地域ケア会議を実施した。

①高齢者地域ケア連絡会は、障害者に対する課題共有などの機能も果たしていたが、地域包括ケアの地区展開にあたり、あんしんすこやかセンターの相談拡充に対応して、構成員や所掌事項、実施手法などを整理する必要があった。そのため、平成28年度に要綱を改正し、高齢者地域ケア連絡会を地域ケア連絡会に改めた。

②改正された要綱では、地域ケアを、高齢者、障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活に困窮している者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようになるための支援等と定義し、構成員も総合支所職員とし、他に地域障害者相談支援センター等を加え取り組むこととした。

③これを経て、地域ケア連絡会では、(1) 地域ケアに関する事項（ア 課題の抽出及びニーズの把握、(イ 対象者に対する情報の提供及び利用の啓発、(ウ ネットワークの充実を図るための情報及び意見の交換、(エ 政策課題の整理、(オ 社会資源の開発）、(2) あんしんすこやかセンターの業務に関する課題について、協議・検討し、地域で解決できない課題については、全区版地域ケア会議へ報告する形となった。

第3節 参加と協働による地域づくり

4 地域ケア会議

2 経緯（続き）

（2）地区版地域ケア会議について

各あんしんすこやかセンターにおいて、従来、多様な関係者の参加を得て、支援を必要とする区民に関する情報交換、支援方法等の検討、ネットワークを構築することなどを目的として地区包括ケア会議を実施しており、これを「地区版地域ケア会議」に位置づけた。

（3）地域版地域ケア会議について

地域においては、保健福祉課が実施していた地域ケア連絡会と、あんしんすこやかセンターと保健福祉課が協働で実施していた地域合同地区包括ケア会議を「地域版地域ケア会議」と位置づけ、地域課題の抽出、ネットワーク形成、社会資源の開発等を図るとした。

（4）全区版地域ケア会議について

地区、地域で解決できない課題を保健福祉検討PTにて課題の整理、調整、テーマ選定をし世田谷区地域保健医療福祉総合計画推進委員会及び調整部会でテーマ、担当部署の決定をおこないます。「地域保健福祉審議会」が全区版地域ケア会議の役割を担い、サービスの基盤整備、事業化・施策化等を検討する。庁内横断的に取り組み、議会報告、予算審議等を経て「政策形成」へつなげる。

第3節 参加と協働による地域づくり

4 地域ケア会議

3 地区版地域ケア会議の実績

(1) 5地区モデル事業の実績（平成27年度）

①会議の内容と回数

会議の内容		池尻	松沢	用賀	砧	上北沢	計
個別ケースの支援検討を通じて、右記の目的のため行う会議	自立支援に資するケアマネジメントの支援	1	2	5	1	0	9
	実態把握や課題解決の為に地域包括支援ネットワークの構築	2	2	1	8	1	14
	個別ケースの課題分析等による地域課題の把握	5	0	0	0	1	6
その他の会議	地域づくりや地域資源の開発に関すること	4	6	0	9	10	29
	※その他	5	2	16	11	6	40
計		17	12	22	29	18	98

②参加者

	池尻	松沢	用賀	砧	上北沢	計
医療関係者	24	2	35	24	5	90
あんしんすこやかセンター	52	22	37	57	64	232
ケアマネジャー	49	48	221	144	56	518
介護保険事業者	66	17	73	26	24	206
区職員	43	17	3	34	41	138
その他	139	33	57	129	180	538
計	373	139	426	414	370	1,722

③主な事例

地区	事例
池尻	池尻、三宿地区の高齢者地域活動の立ち上げ支援
	高齢者虐待への気づきと対応
松沢	災害時の介護保険事業所の備え
	高齢者の薬の管理
用賀	ケアマネジャーの実践力向上
	地域の主任ケアマネジャーとケアマネジャーとの情報共有
砧	介護予防活動の自主化支援
	事例検討を通じた家族全体のアセスメント
上北沢	65歳になった軽度知的障害者への対応
	精神疾患の理解と対応

(2) 全地区展開後の実績（平成28年度～）

会議	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
会議A	H29年から開始	27	75	78	50	73	70	69	65	62
会議B		102	99	116	76	87	71	73	58	65
会議C		0	0	0	0	0	3	9	7	11
地区包括ケア会議	616	590	※864	808	679	972	1005	983	833	900

※平成30年から地区連携医事業開始

第3節 参加と協働による地域づくり

4 地域ケア会議

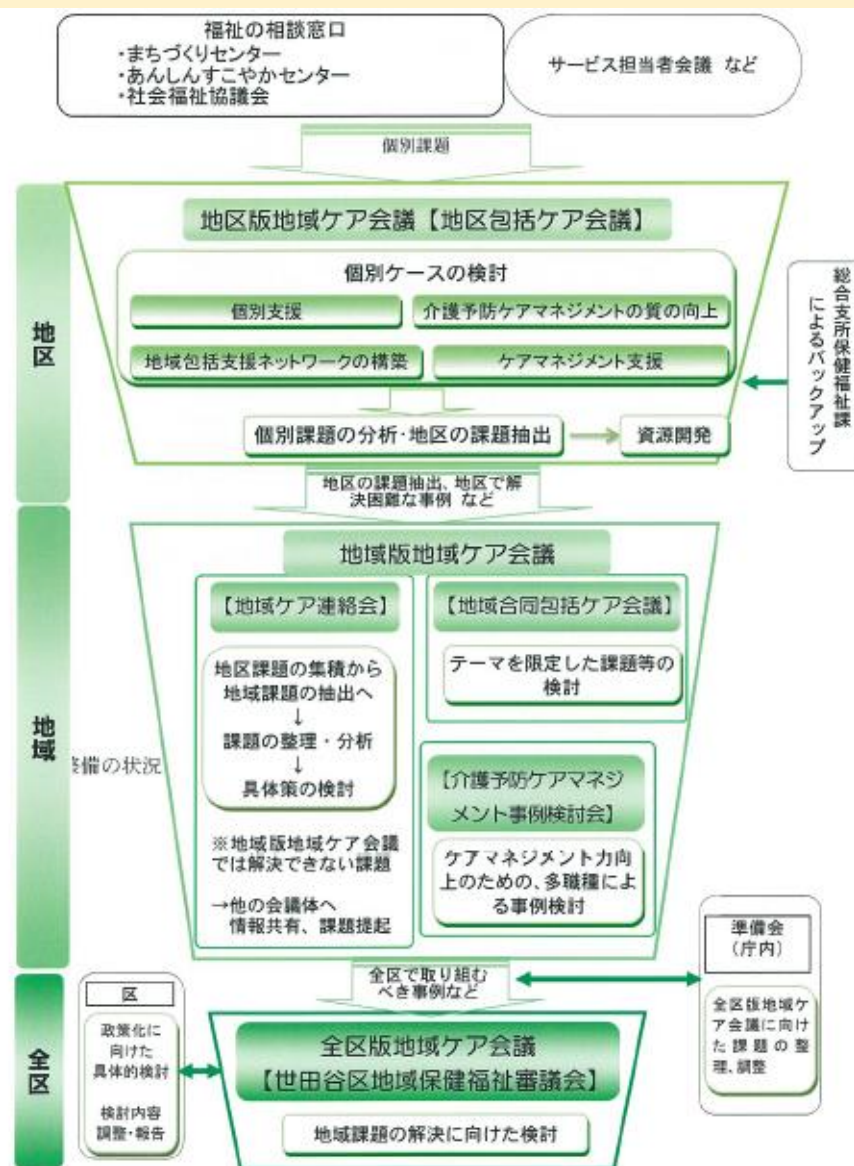
5 全区版地域ケア会議の実績

回	年度	主な検討テーマ	政策
第1回	平成29年度	地区版・地域版の取組み状況について	
第2回	平成30年度	精神疾患等への理解について	
第3回	令和元年度	身元保証人が立てられない方の入院・入所について	ガイドライン作成
第4回	令和2年度	8050問題（ひきこもり）	ひきこもり相談窓口 「リンク」開設
第5回	令和3年度	8050問題（ひきこもり）	
第6回	令和4年度	8050問題（ひきこもり）	
第7回	令和5年度	金銭管理	プレあんしん事業 プレ後見事業
第8回	令和6年度	金銭管理	
第9回	令和7年度	対象を限らない見守り	

第3節 参加と協働による地域づくり

4 地域ケア会議

6 参考資料
3層による地域ケア会議



第3節

参加と協働による地域づくり

5

地区情報共有プラットフォームの導入・定着化への取組み

1

意義・目的

地区での情報共有と地域参加のためのプラットフォームづくりにより地区情報の共有化を図る。地区への関心の醸成により、幅広い世代や多くの団体が地域の課題に主体的に向き合い、互いに協力して自治を進められるための基盤とする。

2

経緯

世田谷区地域行政推進計画では、地区情報共有と地域参加のための新たなしくみづくりとして、地区情報共有プラットフォームの地区内での定着化に向けて取り組んでいる。地区情報共有プラットフォームとして、東急株式会社による地域コミュニティアプリ「common」が玉川地域で活用が進んでいたことから、区内全域への拡大とまちづくりセンターでの試行を経て東急株式会社と連携協定を締結し、区民利用の促進に取り組んでいる。情報を知ることをきっかけとしての地域イベントへの参加や協働への促進に繋げる。

令和6年度　まちづくりセンターで9地区で試行開始（令和8年度現在:28地区に拡大）

令和7年度　東急株式会社と連携協定締結

- ◇区民の活用➡まちの風景、地域のイベント、新しいお店の感想など発信、その他、ご近所の方への各種相談など
- ◇団体・事業者等の活用➡社会福祉協議会地区事務局、あんしんすこやかセンター、子ども食堂、認知症カフェ、各種サークル・教室、カフェ、商店街町会自治会、大学関係などが発信
- ◇区の活用➡まちセン、総合支所、みどり33推進担当部(公園管理事務所)等が発信

3

実績

項目	内容
実績・成果	➤ 令和7年度末時点　地区での情報共有と地域参加のためのプラットフォーム定着数　19地区
	➤ 令和7年度末時点　地区での情報共有と地域参加のためのプラットフォームへの登録者数　30,707人

第3節 参加と協働による地域づくり

6 課題・今後の方向性

1 四者連携会議

項目	内容
課題	➤ 四者連携会議の開催回数が地区によってばらつきがある。 ➤ 毎回似たような内容で開催の意義が弱まっている地区がある。 ➤ 児童館はまちづくりセンターから物理的距離があり、負担感が生じている可能性がある。
今後の方向性	➤ 各地区の自主性を尊重しつつ、オンラインとの併用など開催手法の効率化を検討する。 ➤ 好事例、好取組みは、報告会も含む様々な手法により全庁的に共有を図り、横展開を図るとともに、困難事例は支所・本庁と情報を上げて、区役所全体で対応を行うバックアップ体制をより一層拡充していく。 ➤ 既存事業や居場所に対応できない課題や困りごとを抱えた方について、四者連携会議でニーズに沿った社会参加の事業実施や居場所の拡充など、新たな資源開発を図る。

2 地域包括ケアの地区展開報告会

課題	➤ 発表地区においては、報告会に向けた準備や当日の発表が負担になっている。 ➤ 報告会の傍聴者が固定化している。
今後の方向性	➤ オンライン化や動画配信など開催手法の効率化を検討する。

3 地区情報共有プラットフォームの導入・定着化への取組み

課題	➤ 利用が進んでいる地域と進んでいない地域との偏在化や区全体の利用者、利用団体数の拡大
今後の方向性	➤ 運営事業者と連携した広報（区広報媒体含む）等による区民・団体等の利用促進を図る

4 全体課題

課題	好事例の標準化や評価、人材確保、住民参加のスキーム、促進方法
----	--------------------------------

第4章

まとめ

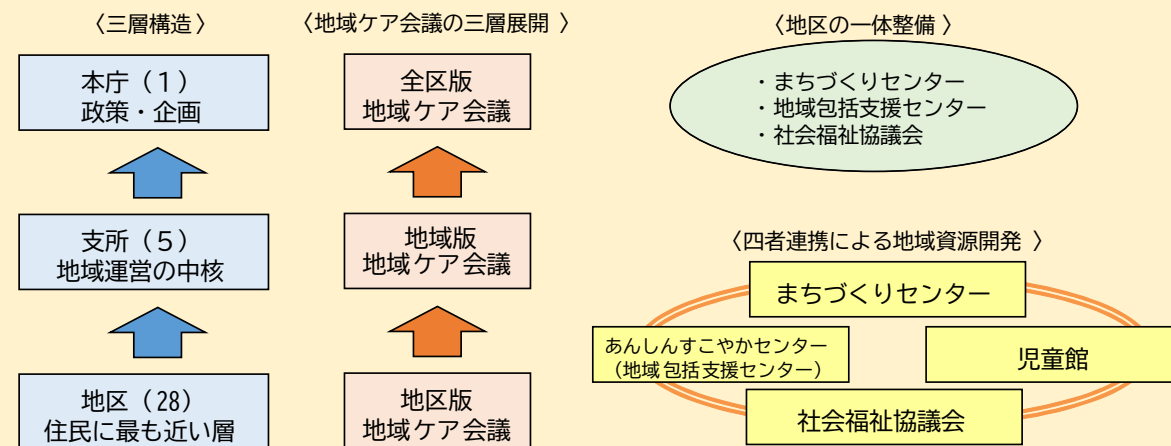
第1節 世田谷版地域包括ケアシステムの強み

1 区の先進的な取り組み

【世田谷区地域包括ケアシステム】

世田谷区では、対象者を困りごとを抱えたすべての区民とすることや地域包括ケアの地区展開などの取り組みを推進している。

また、本庁・支所・地区の三層構造を基盤に、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）、社会福祉協議会を同一建物に配置する一体整備を行っている。さらに、児童館を加えた四者連携により地区単位で地域資源の開発を行い、地域ケア会議を三層で展開するなど、地区課題を政策形成へとつなげる仕組みを構築している。



(1) 三層構造での課題解決機能

○区では、本庁・5つの総合支所・28の地区という「三層構造」になっており、区民に最も身近な「地区」を「総合支所」の保健福祉センターをはじめとした中核機能が支えるという、ネットワークが構築されている。それを結ぶ「地域ケア会議」や「協議体」といった体制を整えており、地区の課題を政策形成へとつなげる仕組みによって、実効性をもった運営となっている。

(2) 地区単位での課題解決機能

○区では、地区の課題解決の中核として「まちづくりセンター」「あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）」「社会福祉協議会」「児童館」という四者連携を位置づけていることで、誰が主導して地域資源を開発し、多職種を繋ぐのかという役割を明確にしている。さらに「地区」「支所」「本庁」という三層構造でバックアップされるため、組織で地域ケアを支える体制を整えている。

(3) 相談窓口の一体化

○区では、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会を「同一建物に配置している（一体整備）」という、インフラ整備による、連携体制が整えられている。連携を「関係者の努力義務」にせず、ハード面で担保しており、機能連携が発生しやすい仕組みが整っている。

(4) 各機関の機能拡充

○区の「福祉の相談窓口」、「参加と協働による地域づくり」には、福祉専門機関だけでなく「まちづくりセンター」が組み込まれている。まちづくりセンターでも福祉の相談を受け止め関係機関につないだり、「福祉」の視点のみならず「地区のまちづくり」の視点を有して、課題解決を図っている。

○あんしんすこやかセンターは、高齢者に加え、障害者、子育て家庭等に相談対象を拡大しており、通常の地域包括支援センターの枠組みを超えた相談機能を有し、身近な地区における幅広い相談を受けることができる。

第2節 まとめ

1 これまでの成果

(1) 「地域包括ケアシステムの推進」に関する取り組み

区では、平成3年（1991年）に地域行政制度を導入し、地区・地域・全区の三層制の区政運営を開始した。平成17年（2005年）には出張所改革を行い、出張所の窓口事務を7箇所の出張所に集約し、その他の20箇所を主に地区まちづくりの支援を行うまちづくり出張所とた。その後、名称をまちづくりセンターと改め、地区及び地域の実態に応じた行政サービスの提供とまちづくりの支援を進めた。

このような地区を中心に据えた体制を土台として活かしながら、平成26年度（2014年度）からは、国の示す地域共生社会の考え方に先んじて、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者だけではなく、障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、困りごとを抱えたすべての区民を対象として、「医療」、「介護・福祉サービス」、「住まい」、「予防・健康づくり」、「生活支援」の5つの要素が一体的に提供される「世田谷版地域包括ケアシステム」の推進に取り組んできた。

①地域包括ケアの地区展開の実施

地域包括ケアシステムを区民にとって最も身近な地区で実現するために、平成28年度（2016年度）から全地区で「地域包括ケアの地区展開」を実施。

区民が福祉に関する困りごとを抱えた際に、早期に支援につながれるよう、28地区のまちづくりセンター内に、あんしんすこやかセンターと社会福祉協議会を一体整備し、「福祉の相談窓口」を設けた。全地区展開から10年が経過し、相談件数は増加傾向である。

また、福祉の相談窓口で受け付けた相談から地区の課題を抽出し、三者で連携して地域資源開発を行う「参加と協働の地域づくり」を実践。令和4年（2022年）5月からは、三者に児童館が加わり、子ども分野における地域資源開発にも力を入れて取り組んでる。

第2節 まとめ

1 これまでの成果

②5つの要素（医療、福祉サービス、予防・健康づくり、住まい、生活支援）の充実

地域包括ケアシステムにおける5つの要素（医療、福祉サービス、予防・健康づくり、住まい、生活支援）を充実させるため、様々な取り組みをしてきた。例えば、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するため、地区連携医事業を通して地区における医療職・介護職のネットワークづくりを進めた。10年前と比べ、区内の訪問診療や訪問看護等の在宅医療資源が増えたり、自宅や施設での看取りの割合が増加するなど、住み慣れた地域で生活し続けることを支える基盤が整備されてきている。

新たな4つの要素が加わる（「就労」、「教育」、「社会参加」、「防犯・防災」）

コロナ禍の長期化による地域コミュニティの分断から発生する社会的な孤独・孤立や生活困窮世帯の増加、大規模台風やゲリラ豪雨の頻発といった災害の常態化など、地域課題はこれまで以上に多様化・複雑化しており、誰もが安心して暮らし続けるためには、新たな要素が求められていることが分かり、こうした多様化したニーズに応えるために、令和6年度（2024年度）から、「就労」、「教育」、「社会参加」、「防犯・防災」を新たな要素として加えるとともに、区民にとって最も身近な地区において伴走していく体制を整えた。

第2節 まとめ

1 これまでの成果

③地域ケア会議、四者連携会議、地区アセスメント、地域包括ケアの地区展開報告会

地域包括ケアシステムを効果的に機能させるため、平成29年度（2017年度）より、「地区」、「地域」、「全区」の3層において「地区版地域ケア会議」、「地域版地域ケア会議」、「全区版地域ケア会議」を実施した。3層での地域ケア会議の積み重ねにより、「身寄りがない方の入院・入所に関する世田谷区版ガイドライン」の策定や、世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」の開設といった全区的な課題解決の取組みにもつながった。

「福祉の相談窓口」に寄せられた区民の困りごとや、地域ケア会議、地区アセスメントから地区の課題を抽出し共有する、四者連携会議を設置。地区ごとに地区アセスメントを作成し四者連携による地域づくりを進めた。四者の顔の見える関係を築きながら、地区の資源を開発し、新たな日常生活の支援に結びつけている。

また、各地区の「参加と協働による地域づくり」の取組みをさらに進めていくことを目的に、全地区合同の四者連携会議と位置付けた事例報告会として開催している。区民・担い手と区との認識及びノウハウの共有を図っている。各地区での取組事例や地域活動を報告し、共有することで、資源開発の手法等を学び、地区の資源開発に役立てている。

第2節 まとめ

1 これまでの成果

④複雑化・複合化した課題への取り組み（重層的支援体制整備事業）

令和3年度（2021年度）から重層的支援体制整備事業（P27）を活用し、ひきこもり支援に必要な体制を構築。令和4年度（2022年度）には世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」を開設し、世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」と若者総合相談センター「メルクマールせたがや」が中心となり多機関協働事業や継続的なアウトリーチ支援事業を展開した。

令和6年度からは総合支所保健福祉センター及びぷらっとホーム世田谷が、多機関協働事業者として課題を抱えた方のニーズに沿った支援が実施できるようチームを組織する体制とし、重層的支援会議や社会福祉法に定める支援会議を活用し、チームで支援する体制や方策を整え、的確な支援に繋げるとともに、相談窓口等による抱え込みの解消を目指している。チームは課題に合わせ、民間団体、警察・司法、地域住民、学校、その他地域の様々な機関など、福祉の分野以外からも組織し、一体となって支援を行い、アウトリーチによる伴走支援や社会参加の支援につなげられるよう、様々な機関等と一体となって支援を行っている。

第2節 まとめ

1 これまでの成果

(2) 「区民、事業者等との協働による福祉の地域づくり」に関する取組み①ともに支えあう福祉の地域づくり

平成26年(2014年)から、地域の課題解決のため、地域で活動する団体や住民と連携し、買い物支援などの生活支援サービスや居場所の創出に取り組む事業を社会福祉協議会に委託し実施。平成26年(2014年)10月からモデル事業として開始し、平成28年(2016年)7月から全地区で実施。

協議体を設置して新たな生活支援サービスの創出に取り組んでおり、スマホ講座や買い物支援、食の支援など、地域人材や場所を活用し、地域課題の解決に取り組んでいる。

また、社会福祉協議会においてサロンやミニデイなどの地域支えあい活動の支援を行っている。

平成28年度(2016年度)より、住民参加型と住民主体型の介護予防・生活支援サービスも開始。住民等による掃除、洗濯、調理補助、買い物同行、ごみ出し等、短時間の簡易な家事援助を行う住民参加型の「支えあいサービス」と、住民やNPOが運営する定期的な「通いの場」に週1回通い、食事や介護予防を目的とした活動を行う住民主体型の「地域デイサービス」を実施している。

行政だけでは困難な高齢者等のきめ細かい見守りには、地域住民や地域活動団体、事業者等と連携・協力して取り組んできた。ひとり暮らし高齢者等の住民主体の見守り施策として、町会自治会や地域活動団体等の参加による「地区高齢者見守りネットワーク」を全地区で実施し、高齢者の生活状況の変化に対する「気づき」を、住民からあんしんすこやかセンター等につなげるといったことに取り組んでいる。また、地区見守りネットワーク会議では、町会、商店街、民生委員・児童委員協議会、金融機関、警察、消防、医療機関、あんしんすこやかセンターなど、様々な関係機関が連携して対応できるネットワークを構築している。

第2節 まとめ

1 これまでの成果

②災害時に備えた支えあいの支援体制の構築

社会福祉協議会では、災害時における避難行動要支援者の安否確認や避難支援、ニーズ把握等を担う災害福祉サポーターの登録に努めています。災害福祉サポーターは、普段のつながりや顔の見える関係を活かした災害時の安否確認など、地域で支える体制づくりに貢献している。

③地域人材の育成・活用

社会福祉協議会では、平成27年（2015年）に、地域人材の育成・確保をコンセプトに、地域活動等に協力できる方を「地区サポーター」として登録する仕組みをつくり、地域支えあい活動や福祉イベント、生活支援サービス等をマッチングしている。

また、高齢者や障害のある方等を、サービスを受ける側として捉えるのではなく、地域福祉の担い手として考えた取組みも推進。高齢者のボランティアとしての活動や、障害のある方等に自身の体験談を語ってもらう講師を担っていただくなど、担い手として地域に貢献していただいている。

区民の生命を守るための取組みとして、ゲートキーパー養成講座を一般区民向け・医療従事者向けに実施し、身近な方のストレスサインに早期に気づき、相談窓口との橋渡しを行うことができる「ゲートキーパー」の養成も進めている。

第2節 まとめ

1 これまでの成果

(3) 「地域福祉を支える基盤整備」に関する取り組み①福祉人材の確保及び育成・定着支援

世田谷区福祉人材育成・研修センターにおいて、福祉の理解や人材発掘・就労支援などの事業体系により、福祉人材の確保・育成・定着に向け、総合的に取り組んでいる。

区職員においては、複雑化・多様化する区民の福祉ニーズに的確に対応していくため、キャリアステップの階層に応じた効果的な人材育成及び様々な業務や部署を経験するジョブローテーションを計画的に行い、幅広い視野を持った保健福祉の総合力育成を目指した人材育成に取り組んでいる。

②保健医療福祉の全区的拠点「うめとぴあ」の稼働

高齢者・障害者支援施設が入る東京リハビリテーションセンター世田谷（民間施設棟）を平成31年（2019年）4月に、保健センターや世田谷区福祉人材育成・研修センター等が入る区立保健医療福祉総合プラザを令和2年（2020年）4月にそれぞれ開設し、保健医療福祉の全区的拠点「うめとぴあ」の本格稼働を開始した。

③世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」の設置

平成26年（2014年）4月に、経済的な問題と合わせて生活上の様々な困りごとを抱えた方の相談窓口として、世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」を設置した。ぷらっとホーム世田谷では、相談者の状況に合わせ、保健福祉センター、ハローワーク、その他関係機関と連携し、生活困窮者自立支援法に基づき、様々な支援を提供している。各保健福祉センターには自立促進専門員を配置し、ぷらっとホーム世田谷へのつなぎを行い、支援プランの決定等に関わっている。家計相談・就労支援を中心に、ぷらっとホーム世田谷が生活保護に至る前段階のセーフティネットとして機能しており、生活困窮者のための自立支援機能が強化された。

第2節 まとめ

2 課題と方向性

(1) 保健・医療・福祉及びその他の分野との連携強化

最期まで住み慣れた自宅で過ごしたいという人が増えており、在宅医療のニーズや必要性が高まっている。引き続き、保健・医療・福祉のさらなる連携強化に取り組んでいくとともに、分野横断的な取り組みを推進していく必要がある。令和6年度より新たに加わった「就労」、「教育」、「社会参加」、「防犯・防災」の要素を推進していく。例えば、「防犯・防災」については、見守りや声掛けが行われることで、犯罪や消費者被害の未然防止、避難行動要支援者への支援などを心がける人が増え、災害時にも助け合うことができるまちづくりを進める。四者連携による地区の関係団体等への啓発活動などにより、ネットワークのつながりを活用し、取り組みを広げていく。

(2) 人材不足への対応

後期高齢者の増加によるサービス需要の増大と全国的な生産年齢人口の減少による担い手不足は依然として深刻である。現在も福祉サービスを担う人材が不足している中、福祉の専門人材のイメージの向上が必要であり、併せて地域の人材が参加したくなる仕掛けも必要となる。就労意欲のある高齢者や外国人人材など多様な福祉人材を確保・育成していくとともに、地域で活動する団体、ボランティアなどのネットワークをいかし、地域における福祉の担い手の確保・育成に取り組んでいく。また、専門性や資格を必要としない業務を担当する人材を増やす等、専門人材が専門性の高い業務に専念できる環境の整備に取り組む。（ロボット・AI（人工知能）・ICT等の活用）

第2節 まとめ

2 課題と方向性

(3) 困る前に支援ができる地域づくり

支援が必要な状態にもかかわらず支援につながっていない方がいる。区民が抱えている問題が深刻化・困難化する前に気づき、早期の支援につなげる地域づくりを推進していくことが必要。様々な支援機関や民生委員、地域活動団体等とのつながりの中から相談者を早期に発見し、必要な支援を届けることができる体制づくりが必要。

課題が深刻化する前に早期に発見し、信頼関係を構築することで、早期支援につなげ、区民が地域で孤独を感じることや孤立することなく安心して住み続けることができるよう、必要な支援を届ける。

自身の興味・関心や趣味等をきっかけとした社会参加につながるような場（居場所）を充実させ、誰もが活躍でき次代へつながる循環型の社会参加を目指す。

地区における四者連携を基盤に、共助による見守りネットワークづくりや身近なところで福祉の相談や手続きのできる環境の充実を図り、福祉に関する社会資源の開発とまちづくりにおける区民との協働を推進する。区民や地域の活動団体、事業者、NPOなど、多様な主体が参加する協議体の場等で、地域課題の解決に向けた具体的な検討を重ね、必要とされる身近な居場所や生活支援サービスなど、障害者を対象とした地域資源も含め、新たな地域資源の創出に取り組んでいく。

(4) 複雑化・複合化した課題を抱える方への支援

複数の分野にまたがる課題や、いわゆる制度の狭間の課題など、複雑化・複合化した課題を抱える方への支援の充実が求められている。

相談を受けた窓口が、複数の支援機関が関係することによりつなぐことができない、主担当が決まらないまま対応が滞っているというようなケースを無くし、円滑な支援につなげなければならない。身近な地区の福祉の相談窓口と地区をバックアップする保健福祉センターやぱらっとホーム世田谷等が連携を図り対応していく。



おわりに

今後作成